

伊豆の国市地域防災計画

【 資 料 編 】

目 次

〈一般対策編〉

1-1-1	防災関係機関一覧表	268
1-4-1	土砂災害（特別）警戒区域一覧表	273
2-1-1	ため池一覧表	299
2-7-1	消防団が保有する消火活動に必要な機械器具一覧表	299
2-8-1	消防団員定数及び実員	300
2-9-1	危険物取扱所等施設一覧表	301
2-11-1	鉄道の異常気象時における運転中止等の基準（伊豆箱根鉄道）	308
2-16-1	自主防災組織一覧表	309
2-16-2	自主防災組織編成図	310
2-16-3	自主防災組織規約	311
2-20-4	福祉避難所一覧表	313
3-2-1	伊豆の国市防災会議条例	314
3-2-2	伊豆の国市防災会議構成図（委員名簿）	316
3-2-3	伊豆の国市災害対策本部条例	317
3-3-1	災害時応援協定等一覧	318
3-4-1	情報通信系統図	324
3-4-2	市防災行政無線	325
3-4-3	県防災行政無線（静岡県総合情報ネットワークシステム）	334
3-4-4	県相互防災無線	334
3-4-5	気象予報・警報等の種類と発表基準	335
3-4-6	広報文案（同時通報用無線による広報）	337
3-4-7	報告に用いる被害程度の認定基準	340
3-4-8	報告等の様式	342
3-5-1	報道機関一覧表	361
3-6-1	災害救助事務手順表	362
3-6-2	災害救助法費用限度額・災害救助内容の早見表	369
3-6-3	被害調査票（住家、家族等の被害）	377
3-6-4	災害調査票（道路等）	378
3-6-5	災害調査票（田・畑・森林）	378
3-6-6	り災証明願（り災証明書）	379
3-7-1	避難所一覧表（指定避難所兼指定緊急避難場所）	380
3-7-2	広域避難地一覧表（指定緊急避難場所）	382

3-8-1	避難所避難者名簿	383
3-8-2	避難所情報報告様式	384
3-12-1	伊豆の国市上下水道協同組合一覧表	385
3-13-1	応急仮設住宅設置までの流れ	386
3-13-2	伊豆の国市建設業協会一覧表	387
3-14-1	医療関係機関一覧表	388
3-14-2	災害拠点病院及び救護病院一覧表	389
3-14-3	救護所一覧表	390
3-14-4	医薬品調達先一覧表	390
3-17-1	遺体収容所等	390
3-19-1	防災ヘリポート予定地	391
3-19-2	ヘリポートの具備すべき条件	392
3-25-1	自衛隊、警察、消防の救助活動拠点地一覧表	393

〈地震対策編〉

地資2-2-1	家庭で備える非常持出品	394
地資2-2-2	大規模地震対策「避難計画策定指針」（抜粋）	395
地資2-2-3	避難生活計画書作成要領（抜粋）	402
地資2-4-1	避難対象地区、警戒宣言発令時避難地	411
地資4-1-1	伊豆の国市地震災害警戒本部条例	412
地資4-2-1	警戒宣言発令時のサイレン	413
地資5-1-1	避難地用特設公衆電話設置場所一覧表	413
地資5-4-1	緊急物資集積場所及び配分計画	414

1-1-1 防災関係機関一覧表

名称	郵便番号	所在地	電話	備考
＜市関係機関＞				
伊豆の国市役所（危機管理課）	410-2292	伊豆の国市長岡 340-1	055-948-1482	5(8)239-9000
伊豆の国市役所災害対策本部	410-2292	伊豆の国市長岡 340-1	055-948-1440	
伊豆の国市役所市民課	410-2292	伊豆の国市長岡 340-1	055-948-2901	
伊豆の国市役所市民課菰山支所	410-2123	伊豆の国市四日町 210-3	055-949-6800	
伊豆の国市役所市民課大仁支所	410-2396	伊豆の国市田京 299-6	0558-76-8000	
長岡中央公民館（あやめ会館）	410-2292	伊豆の国市長岡 346-1	055-948-1444	
菰山福祉・保健センター	410-2123	伊豆の国市四日町 302-1	055-949-6820	健康づくり課
長岡総合会館（アクシスカつらぎ）	410-2201	伊豆の国市古奈 255	055-948-0225	
菰山文化センター（菰山時代劇場）	410-2123	伊豆の国市四日町 772	055-949-8600	
長岡清掃センター	410-2221	伊豆の国市南江間 2139-1	055-948-2536	
菰山リサイクルプラザ	410-2132	伊豆の国市奈古谷 553-1	055-949-5755	
旧菰山ごみ焼却場	410-2141	伊豆の国市菰山山木 1005-3		
大仁清掃センター	410-2321	伊豆の国市三福 1363-88	0558-76-2983	
きよら江間	410-2221	伊豆の国市南江間 1809	055-948-9850	し尿処理
クリーンセンターいず	410-3201	伊豆市佐野 456	0558-99-9292	
椰の杜	410-2133	伊豆の国市菰山多田 979-1	055-944-0979	斎場
長岡中学校	410-2211	伊豆の国市長岡 1407-1	055-948-0238	
菰山中学校	410-2143	伊豆の国市菰山菰山 393	055-949-1061	
大仁中学校	410-2321	伊豆の国市三福 1276-3	0558-76-1035	
長岡南小学校	410-2211	伊豆の国市長岡 1294-1	055-948-0106	
長岡北小学校	410-2221	伊豆の国市南江間 1200	055-948-1062	
菰山小学校	410-2123	伊豆の国市四日町 350	055-949-1023	
菰山南小学校	410-2113	伊豆の国市中 817-1	055-949-1019	
大仁小学校	410-2321	伊豆の国市三福 325	0558-76-1074	
大仁北小学校	410-2317	伊豆の国市守木 312	0558-76-3610	
長岡幼稚園	410-2211	伊豆の国市長岡 1212	055-948-6620	
共和幼稚園	410-2113	伊豆の国市中 773-1	055-949-2700	
富士美幼稚園	410-2124	伊豆の国市原木 1343	055-949-4400	
のぞみ幼稚園	410-2322	伊豆の国市吉田 416-1	0558-76-0438	
田京幼稚園	410-2315	伊豆の国市田京 238-21	0558-76-1430	

名称	郵便番号	所在地	電話	備考
長岡保育園	410-2211	伊豆の国市長岡 528	055-948-1887	
あゆみ保育園	410-2123	伊豆の国市四日町 42-1	055-949-3277	
ひまわり保育園	410-2321	伊豆の国市三福 934-1	0558-76-0439	
ひまわり保育園大仁分園	410-2323	伊豆の国市大仁 229-1	0558-76-1173	
消防団第 1 分団古奈詰所	410-2201	伊豆の国市古奈 270	055-948-0460	
消防団第 2 分団長岡詰所	410-2211	伊豆の国市長岡 1032-4	055-948-0262	
消防団第 3 分団長瀬詰所	410-2212	伊豆の国市長瀬 175-3		
消防団第 4 分団南江間詰所	410-2221	伊豆の国市南江間 797-1	055-947-0119	
消防団第 4 分団北江間詰所	410-2223	伊豆の国市北江間 1298-1	055-947-0007	
消防団第 5 分団	410-2123	伊豆の国市四日町 210-3	055-949-0787	
消防団第 6 分団	410-2132	伊豆の国市奈古谷 1250-1	055-949-1089	
消防団第 7 分団	410-2122	伊豆の国市寺家 137-6	055-949-0874	
消防団第 8 分団南條詰所	410-2114	伊豆の国市南條 183-5	055-949-3569	
消防団第 9 分団大仁詰所	410-2323	伊豆の国市大仁 268-1	0558-76-5080	
消防団第 9 分団吉田詰所	410-2322	伊豆の国市吉田 580	0558-76-5888	
消防団第 9 分団神島詰所	410-2325	伊豆の国市神島 1112-1	0558-76-6626	
消防団第 10 分団三福詰所	410-2321	伊豆の国市三福 623-4	0558-76-4690	
消防団第 10 分団浮橋詰所	410-2311	伊豆の国市浮橋 900-4	0558-79-0449	
消防団第 10 分団田原野詰所	410-2313	伊豆の国市田原野 127-3	0558-79-0777	
消防団第 11 分団	410-2315	伊豆の国市田京 357-1	0558-76-1387	
消防団第 12 分団	410-2316	伊豆の国市御門 139-3	0558-76-4354	
消防団第 12 分団宗光寺器具庫	410-2302	伊豆の国市宗光寺 69-2		
消防団第 12 分団田中山詰所	410-2301	伊豆の国市田中山 1135-2	0558-79-0672	
駿東伊豆消防本部第二方面本部	410-2318	伊豆の国市白山堂 327-1	0558-76-2280	8-189-9999
田方中消防署	410-2318	伊豆の国市白山堂 327-1	0558-76-0119	
田方北消防署	419-0114	田方郡函南町仁田 394-1	055-978-0119	
〈県関係機関〉				
静岡県危機管理部総務課	420-8601	静岡市葵区追手町 9-6	054-221-2071	
静岡県危機管理部原子力安全対策課	420-8601	静岡市葵区追手町 9-6	054-221-2088	
静岡県東部地域局	410-0055	沼津市高島本町 1-3 東部総合庁舎	055-920-2180	5(8)103-6010
静岡県東部健康福祉センター	410-0055	沼津市高島本町 1-3 東部総合庁舎	055-920-2073	5(8)103-6121
静岡県東部農林事務所	410-0055	沼津市高島本町 1-3 東部総合庁舎	055-920-2153	5(8)103-6141

名称	郵便番号	所在地	電話	備考
静岡県沼津土木事務所	410-0055	沼津市高島本町 1-3 東部総合庁舎	055-920-2202	5(8)103-6020
静岡県静東教育事務所	410-0055	沼津市高島本町 1-3 東部総合庁舎	055-920-2236	
静岡県警察大仁警察署	410-2323	伊豆の国市大仁 680-1	0558-76-0110	
静岡県警察大仁警察署伊豆長岡交番	410-2211	伊豆の国市長岡 1153-5	055-948-0077	
静岡県警察大仁警察署韮山交番	410-2123	伊豆の国市四日町 332-17	055-949-3003	
静岡県警察大仁警察署田京交番	410-2315	伊豆の国市田京 328	0558-76-2412	
静岡県警察大仁警察署田原野駐在所	410-2313	伊豆の国市田原野 80	0558-79-0350	
静岡県立韮山高등학교	410-2143	伊豆の国市韮山 229	055-949-1009	
静岡県立伊豆中央高等学校	410-2122	伊豆の国市寺家 970-1	055-949-4771	
静岡県立東部特別支援学校	410-2122	伊豆の国市寺家 246-1	055-949-2309	
＜指定地方行政機関＞				
警察庁関東管区警察局	330-9726	さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-6000	
総務省東海総合通信局	461-0011	名古屋市東区白壁 1-15-1	052-971-9105	
財務省東海財務局静岡財務事務所	420-8636	静岡市葵区追手町 9-50	054-251-4321	
厚生労働省倒壊北陸厚生局	461-0011	名古屋市東区白壁 1-15-1	052-971-8831	
厚生労働省静岡労働局三島労働基準監督署	411-0033	三島市文教町 1-3-112	055-986-9100	
農林水産省関東農政局	330-9726	さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-0600	
農林水産省関東農政局静岡県拠点	420-8618	静岡市葵区東草深町 7-18	054-246-6121	
林野庁関東森林管理局	371-8508	群馬県前橋市岩神町 4-16-25	027-210-1150	
経済産業省関東経済産業局	330-9726	さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-0213	
経済産業省関東東北産業保安監督部	330-9726	さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-0433	
国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所	410-8567	沼津市下香貫外原 3244-2	055-934-2009	
国土交通省中部地方整備局	460-8528	名古屋市中区三の丸 2-2-1	052-852-8049	
国土交通省中部地方整備局伊豆長岡出張所	410-2204	伊豆の国市壺之上 467-2	055-948-0302	
東京管区気象台静岡地方気象台	422-8006	静岡市駿河区曲金 2-1-5	054-286-3411	
国土交通省中部運輸局静岡運輸支局	422-8004	静岡市駿河区国吉田 2-4-25	054-261-2939	
国土地理院中部地方測量部	460-0001	名古屋市中区三の丸 2-5-1	052-961-5638	
環境省関東地方環境事務所	330-6018	さいたま市中央区新都心11-2	048-600-0561	
環境省中部地方環境事務所	460-0001	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-955-2130	
防衛省南関東防衛局	231-0003	横浜市中区北仲通5-57	045-211-7100	
＜指定公共機関＞				
日本郵便株式会社伊豆長岡郵便局	410-2299	伊豆の国市長岡 1109-1	055-948-0001	
日本郵便株式会社韮山郵便局	410-2199	伊豆の国市四日町 284-10	055-949-1001	
日本郵便株式会社伊豆長岡駅前郵便局	410-2114	伊豆の国市南條 453-9	055-949-2903	
日本郵便株式会社大仁郵便局	410-2399	伊豆の国市大仁 450-1-1	0558-76-1068	
日本郵便株式会社田京郵便局	410-2315	伊豆の国市田京 678-2	0558-76-1491	

名称	郵便番号	所在地	電話	備考
西日本電信電話(株)静岡支店	420-8685	静岡市葵区城東町 5-1	054-205-9122	
(株)NTTドコモ東海支社静岡支店	420-0813	静岡市葵区長沼 716-11	054-265-7123	
日本赤十字社静岡県支部	420-0853	静岡市葵区追手町 44-17	054-252-8131	
日本放送協会静岡放送局	420-8787	静岡市駿河区八幡 1 丁目 6-1	054-654-4000	
日本通運(株)沼津支店	410-0867	沼津市西間門 263-3	055-963-1140	
東京電力パワーグリッド株式会社伊豆支社	410-2323	伊豆の国市大仁 413	055-915-5776	
KDDI(株)静岡支店	420-0851	静岡市葵区黒金町 59-6	054-255-0077	
〈指定地方公共機関〉				
(一社)静岡県LPガス協会東部支部	420-0064	沼津市高島本町 4-1	055-923-1070	
伊豆箱根鉄道(株)	411-0803	三島市大場 300	055-977-1207	
(一社)静岡県トラック協会	422-8005	静岡市駿河区池田 126-4	054-283-1910	
静岡県道路公社東部管理センター	410-2325	伊豆の国市神島 45-3	0558-76-5718	
静岡放送(株)東部総局	410-0892	沼津市魚町 1	055-962-6520	
(株)テレビ静岡沼津支社	410-0801	沼津市大手町 2-4-1	055-951-1313	
(株)静岡朝日テレビ東部支社	410-0056	沼津市高島町 2-8	055-926-6667	
(株)静岡第一テレビ東部支局	410-0801	沼津市大手町 2-4-18	055-963-4777	
静岡エフエム放送(株)沼津支社	410-0801	沼津市大手町 2-4-23	055-963-1105	
(一社)静岡県医師会	420-0839	静岡市葵区鷹匠 3-6-3	054-246-6151	
(一社)静岡県歯科医師会	422-8006	静岡市駿河区曲金 3-3-10	054-283-2591	
(公社)静岡県薬剤師会	422-8063	静岡市駿河区馬淵 2-16-32	054-203-2023	
(一社)静岡県助産師会	420-0913	静岡県葵区瀬名川 3-14-13	054-262-4979	
(公社)静岡県看護協会	420-0853	静岡市葵区追手町 10-304	054-252-1442	
(公社)静岡県病院協会	420-0853	静岡市葵区追手町 44-1	054-252-6326	
(公社)静岡県栄養士会	420-8076	静岡市駿河区八幡 1-1-4	054-282-5507	
(一社)静岡県警備業協会	420-0032	静岡市葵区両替町 1-4-15	054-253-3661	
(一社)静岡県建設業協会	420-0857	静岡市葵区御幸町 9-9	054-255-0234	
〈その他公共的団体及び防災上重要な施設〉				
J A 富士伊豆 伊豆の国本部	410-2194	伊豆の国市四日町 241-1	055-949-3211	
伊豆の国市商工会本所	410-2123	伊豆の国市四日町 290	055-949-3090	
伊豆の国市商工会伊豆長岡支所	410-2201	伊豆の国市古奈 255	055-948-5333	
伊豆の国市商工会大仁支所	410-2323	伊豆の国市大仁 454	0558-76-3060	
伊豆の国市観光協会	410-2201	伊豆の国市古奈 255	055-948-0304	
伊豆長岡温泉旅館協同組合	410-2201	伊豆の国市古奈 255	055-948-1666	
大仁温泉旅館組合	410-2201	伊豆の国市古奈 255	055-948-0304	
(株)FMいずのくに	410-2123	伊豆の国市四日町 772	055-940-0877	
〈その他の防災関係機関〉				
陸上自衛隊第 34 普通科連隊	412-0048	御殿場市板妻 40-1	0550-89-1310	

《 伊豆の国市地域防災計画 資料編 》

名称	郵便番号	所在地	電話	備考
陸上自衛隊富士学校戦車教導隊	410-1433	駿東郡小山町須走 481-27	0550-75-2311	
伊豆の国市建設業協会	410-2321	伊豆の国市三福 386-1	0558-76-1288	
伊豆の国市上下水道協同組合	410-2321	伊豆の国市三福 320-1	0558-76-2175	

1-4-1 土砂災害（特別）警戒区域一覧表

	No	警戒区域に関する情報						
		箇所番号	区域名	指 定 年月日	指定面積 (ha)		大 字	種 別 (自然・人工)
					警戒 区域	特 別 警戒区域		
長岡地区	1	103-I-0607	口野塩久津	H20. 7. 25			北江間	がけ
	2	103-I-0608	口野洞山	H20. 7. 25			北江間	がけ
	3	103-I-0715	長岡H	H24. 3. 16	1. 26	0. 56	長岡	がけ (自然)
	4	103-I-0716	古奈	H30. 3. 30	2. 31	0. 7	古奈	がけ (自然)
	5	103-I-0716-2	古奈A	H24. 3. 16	1. 94	0. 67	古奈	がけ (自然)
	6	103-I-0717	古奈B	H24. 3. 16	7. 15	3. 61	古奈	がけ (自然)
	7	103-I-0718	長岡	H30. 3. 30	2	0. 79	長岡	がけ (自然)
	8	103-I-0719	大岩	H30. 3. 30	0. 71	1. 55	長岡	がけ (自然)
	9	103-I-0720	戸沢	H30. 3. 30	2. 08	0. 56	戸沢	がけ (自然)
	10	103-I-0721	小坂A	H23. 3. 29	2. 37	0. 87	小坂	がけ (自然)
	11	103-I-2712	小坂B	H23. 3. 29	3. 29	1. 25	小坂	がけ (自然)
	12	103-I-2712-2	長岡M	H24. 3. 16	3. 62	1. 44	長岡	がけ (自然)
	13	103-I-2713	小坂F	H24. 3. 16	2. 99	1. 34	小坂	がけ (自然)
	14	103-I-2714	長瀬A	H23. 3. 29	2. 2	1. 21	長瀬	がけ (自然)
	15	103-I-2715	長岡 I	H24. 3. 16	1. 09	0. 46	長岡	がけ (自然)
	16	103-I-2716	天野	H24. 3. 16	6. 44	2. 79	天野	がけ (自然)
	17	103-I-2716-2	長岡 J	H24. 3. 16	8. 11	3. 23	長岡	がけ (自然)
	18	103-I-2717	長岡K	H24. 3. 16	1. 97	0. 46	長岡	がけ (自然)
	19	103-I-2718	長岡L	H24. 3. 16	4. 79	2. 36	長岡	がけ (自然)
	20	103-I-2718-2	壺之上C	H24. 3. 16	11. 65	5. 38	壺之上	がけ (自然)
	21	103-I-2720	長岡A	H20. 7. 4	3. 03	1. 4	長岡	がけ (自然)
	22	103-I-2720-2	長岡D	H20. 7. 4	2. 73	1. 15	長岡	がけ (自然)
	23	103-I-2721	長岡B	H20. 7. 4	2. 97	1. 07	長岡	がけ (自然)
	24	103-I-2722	花坂A	H24. 3. 16	0. 98	0. 28	花坂	がけ (自然)
	25	103-I-2723	長岡N	H24. 3. 16	4. 32	1. 64	長岡	がけ (自然)
	26	103-I-2724	花坂B	H24. 3. 16	0. 73	0. 33	花坂	がけ (自然)
	27	103-I-2725	花坂C	H24. 3. 16	3. 03	1. 36	花坂	がけ (自然)
	28	103-I-2729	壺之上A	H23. 11. 25	1. 13	0. 4	壺之上	がけ (自然)
	29	103-I-2730	南江間A	H23. 11. 25	1. 2	0. 59	南江間	がけ (自然)
	30	103-I-2731	北江間A	H23. 3. 29	4. 05	1. 84	北江間	がけ (自然)
	31	103-I-2732	北江間B	H23. 3. 29	1. 42	0. 64	北江間	がけ (自然)
	32	103-I-2733	北江間C	H23. 3. 29	3. 11	1. 33	北江間	がけ (自然)
	33	103-I-3370	小坂G	H24. 3. 16	1. 28	0. 47	小坂	がけ (自然)
	34	103-I-3371	長瀬B	H23. 3. 29	3. 19	1. 45	長瀬	がけ (自然)
	35	103-I-3372	長岡O	H24. 3. 16	1. 73	0. 76	長岡	がけ (自然)
	36	103-I-3373	北江間N	H23. 11. 25	1. 95	0. 99	北江間	がけ (自然)

No	土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路	土砂災害に係る避難訓練の実施	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在地	左の場合の警報の伝達等	救助に関する事項	その他警戒避難体制に関する事項
1	・静岡県土木総合防災情報インターネット公開システム（サイボスレーダー）及び気象庁ホームページから、土砂災害の予測に資する降雨状況等気象情報を把握する。 ・県及び気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を防災行政無線FAXで受信すると共に、土砂災害警戒情報補足情報配信システム、気象台の土砂災害警戒判定メッシュ情報により土砂災害発生の切迫性を把握する。 ・消防署員、消防団員によるパトロールや地域住民からの通報により、土砂災害の前兆情報を把握する。	伊豆の国市防災マップに掲載	土砂災害防止月間等に自主防災組織を中心に地域の実情に合った防災訓練を実施する。		福祉施設に対しては、土砂災害警戒情報及び避難勧告等の発表前に、避難準備が必要な旨を電話又はFAX・メール等により伝達する。	伊豆の国市地域防災計画 一般対策編 第3章 第7節 避難救出計画のとおり	市が作成した避難勧告等の判断伝達マニュアルに記載した避難勧告等の判断基準による。
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17				No.17 順天堂大学 静岡病院 長岡 1129			
18							
19							
20							
21							
22							
23				No.23 長岡保育園 長岡 528			
24							
25				No.25 長岡中学校 長岡 1407-1			
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							

	No	警戒区域に関する情報						
		箇所番号	区域名	指 定 年月日	指定面積 (ha)		大 字	種 別 (自然・人工)
					警戒 区域	特 別 警戒区域		
長岡地区	37	103-I-3374	北江間D	H23.3.29	1.12	0.39	北江間	がけ(自然)
	38	103-I-3375	北江間E	H23.3.29	3.54	2.06	北江間	がけ(自然)
	39	103-I-3376	南江間B	H23.11.25	3.2	1.45	南江間	がけ(自然)
	40	103-I-3377	南江間C	H23.11.25	0.79	0.26	南江間	がけ(自然)
	41	103-I-3378	南江間D	H23.11.25	2.3	1.09	南江間	がけ(自然)
	42	103-II-0505	小坂C	H23.3.29	3.83	1.57	小坂	がけ(自然)
	43	103-II-0505-2	小坂D	H23.3.29	4.08	1.7	小坂	がけ(自然)
	44	103-II-0506	小坂E	H23.3.29	0.33	0.13	小坂	がけ(自然)
	45	103-II-0507	長瀬C	H23.3.29	1.51	0.65	長瀬	がけ(自然)
	46	103-II-0508	長瀬D	H23.3.29	0.23	0.03	長瀬	がけ(自然)
	47	103-II-0509	長瀬E	H23.3.29	2.74	1.11	長瀬	がけ(自然)
	48	103-II-0510	長瀬F	H23.3.29	0.59	0.22	長瀬	がけ(自然)
	49	103-II-0511	長瀬G	H23.3.29	2.07	0.8	長瀬	がけ(自然)
	50	103-II-0512	長瀬H	H23.3.29	1.77	0.68	長瀬	がけ(自然)
	51	103-II-0513	長瀬I	H23.3.29	0.66	0.32	長瀬	がけ(自然)
	52	103-II-0514	長瀬J	H23.3.29	3.65	2.01	長瀬	がけ(自然)
	53	103-II-0515	戸沢A	H23.3.29	0.27	0.08	戸沢	がけ(自然)
	54	103-II-0516	長岡C	H20.7.4	2.54	1.15	長岡	がけ(自然)
	55	103-II-0516-2	長岡E	H20.7.4	2.87	1.46	長岡	がけ(自然)
	56	103-II-0516-3	長岡F	H20.7.4	1.74	0.83	長岡	がけ(自然)
	57	103-II-0517	南江間E	H23.11.25	0.26	0.09	北江間	がけ(自然)
	58	103-II-0518	北江間F	H23.3.29	1.9	0.75	北江間	がけ(自然)
	59	103-II-0519	北江間G	H23.3.29	1.28	0.75	北江間	がけ(自然)
	60	103-II-0520	北江間H	H23.3.29	0.91	0.29	北江間	がけ(自然)
	61	103-II-0541	北江間I	H23.3.29	1.48	0.53	北江間	がけ(自然)
	62	103-II-0522	北江間J	H23.3.29	3.64	1.85	北江間	がけ(自然)
	63	103-II-0523	北江間K	H23.3.29	0.51	0.15	北江間	がけ(自然)
	64	103-II-0524	北江間L	H23.3.29	1.26	0.57	北江間	がけ(自然)
	65	103-II-0525	北江間M	R2.3.6	2.72	0.93	北江間	がけ(自然)
	66	103-II-0526	南江間F	H23.11.25	0.7	0.26	南江間	がけ(自然)
	67	103-II-0527	南江間G	H23.11.25	1.44	0.58	南江間	がけ(自然)
	68	103-II-0528	南江間H	H23.11.25	3.39	1.62	南江間	がけ(自然)
	69	103-II-0529	南江間I	H23.11.25	1.4	0.74	南江間	がけ(自然)
	70	103-II-0530	長岡G	H23.11.25	3.87	1.91	長岡	がけ(自然)
	71	103-II-0531	壺之上B	H23.11.25	0.34	0.14	壺之上	がけ(自然)
	72	103-III-0122	小坂H	H24.3.16	3.11	1.96	小坂	がけ(自然)

No	土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路	土砂災害に係る避難訓練の実施	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在地	左の場合の警報の伝達等	救助に関する事項	その他警戒避難体制に関する事項
37	・静岡県土木総合防災情報インターネット公開システム（サイボスレーダー）及び気象庁ホームページから、土砂災害の予測に資する降雨状況等気象情報を把握する。 ・県及び気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を防災行政無線 F A X で受信すると共に、土砂災害警戒情報補足情報配信システム、気象台の土砂災害警戒判定メッシュ情報により土砂災害発生切迫性を把握する。 ・消防署員、消防団員によるパトロールや地域住民からの通報により、土砂災害の前兆情報を把握する。	伊豆の国市防災マップに掲載	土砂災害防止月間等に自主防災組織を中心に地域の実情に合った防災訓練を実施する。		福祉施設に対しては、土砂災害警戒情報及び避難勧告等の発表前に、避難準備が必要な旨を電話又は F A X ・メール等により伝達する。	伊豆の国市地域防災計画 一般対策編 第 3 章 第 7 節 避難救出計画のとおり	市が作成した避難勧告等の判断伝達マニュアルに記載した避難勧告等の判断基準による。
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54				No.54・55 伊豆長岡学園 長岡 395			
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67				No.67 しょうれんじ こども園 南江間 919			
68							
69							
70							
71							
72							

	No	警戒区域に関する情報						
		箇所番号	区域名	指 定 年月日	指定面積 (ha)		大 字	種 別 (自然・人工)
					警戒 区域	特 別 警戒区域		
長岡地区	73	103-Ⅲ-0123	長瀬K	H23. 3. 29	2. 32	1. 48	長瀬	がけ (自然)
	74	103-Ⅲ-0124	長瀬L	H23. 3. 29	2. 44	1. 67	長瀬	がけ (自然)
	75	103-Ⅲ-0125	長瀬M	H23. 3. 29	3. 59	2. 72	長瀬	がけ (自然)
	76	103-Ⅲ-0126	長瀬N	H23. 3. 29	4. 42	3. 11	長瀬	がけ (自然)
	77	103-Ⅲ-0127	戸沢B	H23. 3. 29	1. 62	0. 76	戸沢	がけ (自然)
	78	103-Ⅲ-0128	戸沢C	H23. 3. 29	3. 74	1. 9	戸沢	がけ (自然)
	79	103-Ⅲ-0129	戸沢D	H23. 3. 29	4. 32	2. 94	戸沢	がけ (自然)
	80	103-Ⅲ-0130	戸沢E	H23. 3. 29	1. 39	0. 89	戸沢	がけ (自然)
	81	103-Ⅲ-0131	戸沢F	H23. 3. 29	0. 86	0. 41	戸沢	がけ (自然)
	82	103-Ⅲ-0132	戸沢G	H23. 3. 29	1. 2	0. 52	戸沢	がけ (自然)
	83	103-Ⅲ-0133	南江間J	H23. 11. 25	1. 32	0. 46	南江間	がけ (自然)
	84	103-Ⅲ-0134	壺之上D	H24. 3. 16	2. 7	1. 12	壺之上	がけ (自然)
	85	103-S-0126	免下ヶ	H30. 10. 23	1. 58	0. 57	長瀬	がけ (自然)
	86	103-S-0161	波方	H30. 10. 23	7. 66	3. 96	南江間	がけ (自然)
	87	103-S-5201	長塚	H30. 3. 30	4. 54	1. 94	北江間	がけ (自然)
	88	103-S-5202	多比口A	H30. 3. 30	3. 8	2. 01	北江間	がけ (自然)
	89	103-S-5203	壺之上E	H30. 3. 30	4. 3	1. 35	壺之上	がけ (自然)
	90	103-S-5204	壺之上F	H30. 3. 30	2. 1	0. 71	壺之上	がけ (自然)
	91	103-S-5205	谷戸ノ入	H30. 3. 30	4. 23	1. 15	南江間	がけ (自然)
	92	103-S-5206	西之入	H30. 3. 30	8. 9	2. 99	南江間	がけ (自然)
	93	103-S-5207	塩久津	H30. 3. 30	11. 33	4. 81	北江間	がけ (自然)
	94	103-S-5208	洞前	H30. 3. 30	1. 54	0. 4	長岡	がけ (自然)
	95	103-S-5210	大谷津	H30. 3. 30	1. 87	0. 6	北江間	がけ (自然)
	96	103-S-5211	多比口B	H30. 3. 30	2. 18	0. 93	北江間	がけ (自然)
	97	103-S-5212	入山	H30. 3. 30	2. 11	0. 66	南江間	がけ (自然)
	98	103-S-5213	上耕地山	H30. 3. 30	1. 94	0. 68	長岡	がけ (自然)
	99	103-S-5214	六郎ヶ洞	H30. 3. 30	4. 71	1. 97	南江間	がけ (自然)
	100	103-S-5215	上勘平	H30. 3. 30	9. 21	3. 82	戸沢	がけ (自然)
	101	103-S-5216	小森	H30. 3. 30	2. 81	1. 3	戸沢	がけ (自然)
	102	103-S-5217	寺之下	H30. 3. 30	3. 59	2. 01	長瀬	がけ (自然)
	103	103-S-5218	船ヶ洞	H30. 3. 30	9. 12	4. 73	小坂	がけ (自然)
	104	103-S-5209	北江間O	R2. 3. 6	28. 42	15. 74	北江間	がけ (自然)
	105	225-S-201	上桜ヶ洞沢	H30. 3. 30	2. 57	0. 01	南江間	土石流
	106	225-S-202	多比口沢	H30. 3. 30	1. 3		北江間	土石流
	107	225-S-203	入ノ山沢	H30. 3. 30	0. 35		南江間	土石流
	108	225-S-204	壺之上沢	H30. 3. 30	1. 74		壺之上	土石流

No	土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達	避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路	土砂災害に係る避難訓練の実施	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在地	左の場合の警報の伝達等	救助に関する事項	その他警戒避難体制に関する事項
73	・静岡県土木総合防災情報インターネット公開システム（サイボスレーダー）及び気象庁ホームページから、土砂災害の予測に資する降雨状況等気象情報を把握する。 ・県及び気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を防災行政無線 F A X で受信すると共に、土砂災害警戒情報補足情報配信システム、気象台の土砂災害警戒判定メッシュ情報により土砂災害発生切迫性を把握する。 ・消防署員、消防団員によるパトロールや地域住民からの通報により、土砂災害の前兆情報を把握する。	伊豆の国市防災マップに掲載	土砂災害防止月間等に自主防災組織を中心に地域の実情に合った防災訓練を実施する。		福祉施設に対しては、土砂災害警戒情報及び避難勧告等の発表前に、避難準備が必要な旨を電話又は F A X ・メール等により伝達する。	伊豆の国市地域防災計画一般対策編 第 3 章 第 7 節 避難救出計画のとおり	市が作成した避難勧告等の判断伝達マニュアルに記載した避難勧告等の判断基準による。
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91				No91 長岡中学校 長岡			
92							
93							
94				No94 長岡リハビリテーション病院 長岡 946			
95				No94 グループホーム湯と里 長岡 953-1			
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							

	No	警戒区域に関する情報						
		箇所番号	区域名	指 定 年月日	指定面積 (ha)		大 字	種 別 (自然・人工)
					警戒 区域	特 別 警戒区域		
長岡地区	109	225-S-205	谷戸洞沢	H30.3.30	1.7		壺之上	土石流
	110	225-S-206	戸沢川左支川F	H30.3.30	1.84	0.02	戸沢	土石流
	111	225-S-207	下村沢	H30.3.30	1.72	0.02	天野	土石流
	112	225-S-208	上ノ入沢	H30.3.30	1.85	0.005	小坂	土石流
	113	225-S-209	小栗山沢	H30.3.30	2.1		小坂	土石流
	114	225-S-210	大洞沢A	H30.3.30	5.26	0.01	長瀬	土石流
	115	225-S-211	大洞沢B	H30.3.30	5.79	0.18	長瀬	土石流
	116	225-S-212	横根沢	R2.3.6	6.14	0.003	北江間	土石流
	117	225-S-213	大谷津沢A	H30.3.30	3.88	0.02	北江間	土石流
	118	225-S-214	大谷津沢B	H30.3.30	2.4	0.02	北江間	土石流
	119	225-S-215	楮作沢	H30.3.30	1.72	0.02	戸沢	土石流
	120	225-S-216	月ヶ洞山沢	H30.3.30	2.26		長瀬	土石流
	121	321-I-001	向谷戸沢	H23.3.29	0.7	0.004	小坂	土石流
	122	321-I-002	谷戸沢A	H23.3.29	3.35		小坂	土石流
	123	321-I-003-2	谷戸沢B	H23.3.29	2.95		小坂	土石流
	124	321-I-003	戸沢川左支川A	H23.3.29	4.27	0.002	戸沢	土石流
	125	321-I-004	戸沢川右支川A	H23.3.29	2.68	0.003	戸沢	土石流
	126	321-I-005	花坂沢左支川	H24.3.16	4.87		花坂	土石流
	127	321-I-006	花坂沢右支川	H24.3.16	1.24	0.27	花坂	土石流
	128	321-I-007	長岡沢B	H24.3.16	3.4		長岡	土石流
	129	321-I-008	長岡沢A	H20.7.4	5.23	0.04	長岡	土石流
	130	321-I-009	小谷戸沢左支川	H20.7.4	1.43	0.006	長岡	土石流
	131	321-I-010	小谷戸沢右支川	H20.7.4	3.19	0.01	長岡	土石流
	132	321-I-011	ほら沢	H24.3.16	0.91	0.05	長岡	土石流
	133	321-I-012	新平寺沢	H23.3.29	1.54	0.05	長瀬	土石流
	134	321-I-013	須賀保沢A	H23.3.29	4.84		長瀬	土石流
	135	321-I-014	須賀保沢B	H23.3.29	4.76		小坂	土石流
	136	321-I-015	小坂沢	H23.3.29	3.59	0.45	小坂	土石流
	137	321-I-016	男山沢	H23.11.22	2.23		南江間	土石流
	138	321-I-017	鷲頭山沢	H23.3.29	13.76		北江間	土石流
	139	321-I-019	入ノ奥沢	H23.3.29	1.06		北江間	土石流
	140	321-II-001	戸沢川左支川B	H23.3.29	1.01	0.006	戸沢	土石流
	141	321-II-002	森ノ木田沢右支川	H23.3.29	3.19	0.01	戸沢	土石流
	142	321-II-003	森ノ木田沢左支川	H23.3.29	3.88	0.02	戸沢	土石流
	143	321-II-004	戸沢川右支川B	H23.3.29	1.25	0.02	長瀬	土石流
	144	321-II-005	戸沢川左支川C	H23.3.29	2.94	0.006	長瀬	土石流

No	土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路	土砂災害に係る避難訓練の実施	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在地	左の場合の警報の伝達等	救助に関する事項	その他警戒避難体制に関する事項
109	・静岡県土木総合防災情報インターネット公開システム（サイボスリーダー）及び気象庁ホームページから、土砂災害の予測に資する降雨状況等気象情報を把握する。 ・県及び気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を防災行政無線 F A X で受信すると共に、土砂災害警戒情報補足情報配信システム、気象台の土砂災害警戒判定メッシュ情報により土砂災害発生の切迫性を把握する。 ・消防署員、消防団員によるパトロールや地域住民からの通報により、土砂災害の前兆情報を把握する。	伊豆の国市防災マップに掲載	土砂災害防止月間等に自主防災組織を中心に地域の実情に合った防災訓練を実施する。		福祉施設に対しては、土砂災害警戒情報及び避難勧告等の発表前に、避難準備が必要な旨を電話又は F A X ・メール等により伝達する。	伊豆の国市地域防災計画 一般対策編 第 3 章 第 7 節 避難救出計画のとおり	市が作成した避難勧告等の判断伝達マニュアルに記載した避難勧告等の判断基準による。
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129				No.129 長岡保育園 長岡 528			
130							
131				No.130・131 伊豆長岡学園 長岡 395			
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							

	No	警戒区域に関する情報						
		箇所番号	区域名	指 定 年月日	指定面積 (ha)		大 字	種 別 (自然・人工)
					警戒 区域	特 別 警戒区域		
長岡地区	145	321-Ⅱ-006	戸沢川左支川D	H23.3.29	2.35		長瀬	土石流
	146	321-Ⅱ-007	鳥打沢	H23.11.22	2.43	0.004	南江間	土石流
	147	321-Ⅱ-008	珍野沢	H23.11.22	5.91		南江間	土石流
	148	321-Ⅲ-001	戸沢川	H23.3.29	0.84	0.41	戸沢	土石流
	149	321-Ⅲ-002	戸沢川左支川E	H23.3.29	2.53		長瀬	土石流
	150	321-Ⅲ-003	虎枝沢	H30.3.30	2.06		南江間	土石流
	151	16	花坂	H30.3.30	7.93		花坂	地すべり
韮山地区	152	103-I-0057	岩戸山	H23.3.11	2.63	1.06	南條	がけ(人工)
	153	103-I-0812	大仙A	H23.3.11	0.66	0.15	奈古谷	がけ(自然)
	154	103-I-0813	北奈古谷	H30.3.30	1.2	0.17	奈古谷	がけ(自然)
	155	103-I-0814	多田	H30.3.30	0.73	0.01	韮山多田	がけ(自然)
	156	103-I-0815	山木郷戸	H30.3.30	2.1	0.19	韮山山木	がけ(自然)
	157	103-I-0816	山木下向山	H30.3.30	1.56	0.35	韮山山木	がけ(自然)
	158	103-I-0818	韮山金谷	H30.3.30	1.81	0.29	韮山金谷	がけ(自然)
	159	103-I-0819	土手和田	H30.3.30	3.33	0.78	韮山土手和田	がけ(自然)
	160	103-I-0820	和田島	H30.3.30	4.55	0.24	韮山土手和田	がけ(自然)
	161	103-I-0821	真如	H30.3.30	5.49	1.29	南條	がけ(自然)
	162	103-I-0822	真如天狗山	H30.3.30	4.39	1.23	南條	がけ(自然)
	163	103-I-0823	皆沢	H30.3.30	0.96		中	がけ(自然)
	164	103-I-0824	寺家A	H23.3.11	2.59	1.4	寺家	がけ(自然)
	165	103-I-0825	中條	H23.3.11	3.42	2.04	中條	がけ(自然)
	166	103-I-2755	柿ノ木	H23.3.11	2.43	1.02	韮山多田	がけ(自然)
	167	103-I-2756	韮山	H23.3.11	4.5	2.21	韮山韮山	がけ(自然)
	168	103-I-2757	追越	H23.3.11	2	0.77	韮山韮山	がけ(自然)
	169	103-I-2758	河東	H30.3.30	0.75		南條	がけ(自然)
	170	103-I-3445	大仙B	H23.3.11	1.45	0.46	奈古谷	がけ(自然)
	171	103-I-3446	中A	H23.3.11	2.62	1.91	中	がけ(自然)
	172	103-I-4060	中B	H23.3.11	1.66	0.71	中	がけ(自然)
	173	103-I-4061	大仙C	H23.3.11	1.33	0.34	奈古谷	がけ(自然)
	174	103-II-0629	南条A	H23.3.11	3.9	1.7	南條	がけ(自然)
	175	103-II-0630	南条B	H23.3.11	1.51	0.77	南條	がけ(自然)
	176	103-II-0631	南条C	H23.3.11	6.39	2.89	南条	がけ(自然)
	177	103-II-0632	韮山韮山A	H23.3.11	2.04	1	韮山韮山	がけ(自然)
	178	103-II-0634	寺家B	H23.3.11	1.86	0.84	寺家	がけ(自然)
	179	103-II-0635	奈古谷	H23.3.11	1.27	0.58	奈古谷	がけ(自然)
	180	103-II-0636	北奈古谷A	H23.3.11	3.54	1.3	奈古谷	がけ(自然)

No	土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路	土砂災害に係る避難訓練の実施	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在地	左の場合の警報の伝達等	救助に関する事項	その他警戒避難体制に関する事項
145	・静岡県土木総合防災情報インターネット公開システム（サイボスレーダー）及び気象庁ホームページから、土砂災害の予測に資する降雨状況等気象情報を把握する。 ・県及び気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を防災行政無線 F A X で受信すると共に、土砂災害警戒情報補足情報配信システム、気象台の土砂災害警戒判定メッシュ情報により土砂災害発生切迫性を把握する。 ・消防署員、消防団員によるパトロールや地域住民からの通報により、土砂災害の前兆情報を把握する。	伊豆の国市防災マップに掲載	土砂災害防止月間等に自主防災組織を中心に地域の実情に合った防災訓練を実施する。		福祉施設に対しては、土砂災害警戒情報及び避難勧告等の発表前に、避難準備が必要な旨を電話又は F A X ・メール等により伝達する。	伊豆の国市地域防災計画 一般対策編 第 3 章 第 7 節 避難救出計画のとおり	市が作成した避難勧告等の判断伝達マニュアルに記載した避難勧告等の判断基準による。
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158				No.158 デイスサービス ぼっかいぼか 菰山金谷 120			
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167				No.167 菰山中学校 菰山菰山 393			
168							
169							
170							
171							
172							
173							
174							
175							
176							
177							
178							
179							
180							

	No	警戒区域に関する情報						
		箇所番号	区域名	指 定 年月日	指定面積 (ha)		大 字	種 別 (自然・人工)
					警戒 区域	特 別 警戒区域		
韮山地区	181	103-II-0636-2	北奈古谷B	H23.3.11	1.47	0.44	奈古谷	がけ(自然)
	182	103-II-5884	大仙D	H23.3.11	0.98	0.45	奈古谷	がけ(自然)
	183	103-III-0163	韮山韮山B	H23.3.11	2.53	1.15	韮山韮山	がけ(自然)
	184	103-III-0164	中C	H23.3.11	1.13	0.6	中	がけ(自然)
	185	103-III-0165	中D	H23.3.11	2.51	1.71	中	がけ(自然)
	186	103-III-0166	中E	H23.3.11	3.1	1.86	中	がけ(自然)
	187	103-S-5120	宮ノ上	H30.3.30	4.03	1.41	韮山多田	がけ(自然)
	188	103-S-5125	御座敷	H30.3.30	7.01	2.56	韮山韮山	がけ(自然)
	189	103-S-5126	小杉原	H30.3.30	1.04	0.29	中	がけ(自然)
	190	103-S-5127	奥洞A	H30.3.30	1.05	0.37	中	がけ(自然)
	191	103-S-5128	皆沢日向	H30.3.30	4.07	1.72	中	がけ(自然)
	192	103-S-5129	四ツ石A	H30.3.30	6.44	2.02	中	がけ(自然)
	193	103-S-5130	薪林	H30.3.30	0.28	0.11	奈古谷	がけ(自然)
	194	103-S-5131	地賀山	H30.3.30	4.43	2.56	奈古谷	がけ(自然)
	195	103-S-5132	蛇石	H30.3.30	3.3	1.66	奈古谷	がけ(自然)
	196	103-S-5134	山田F	H30.3.30	1.99	0.8	韮山山木	がけ(自然)
	197	103-S-5135	山中洞	H30.3.30	3.46	1.45	韮山金谷	がけ(自然)
	198	103-S-5136	下八丁	H30.3.30	1.08	0.44	中	がけ(自然)
	199	103-S-5138	金井辻	H30.3.30	0.72	0.23	中	がけ(自然)
	200	103-S-5140	沢ノ入道上	H30.3.30	2.19	1.25	中	がけ(自然)
	201	103-S-5141	宮ノ後	H30.3.30	0.63	0.22	中	がけ(自然)
	202	103-S-5142	奥洞B	H30.3.30	1.71	0.79	中	がけ(自然)
	203	103-S-5143	中F	H30.3.30	0.48	0.18	中	がけ(自然)
	204	103-I-0056	前峠	R2.3.6	1.87	0.46	奈古谷	がけ(自然)
	205	103-I-0811	三之沢	R2.3.6	1.25	0.36	奈古谷	がけ(自然)
	206	103-I-3443	奈古谷D	R2.3.6	6.63	3.81	奈古谷	がけ(自然)
	207	103-I-3444	奈古谷B	R2.3.6	3.31	1.70	奈古谷	がけ(自然)
	208	103-II-0637	伊豆エメラルドタウン	R2.3.6	3.77	2.23	奈古谷	がけ(自然)
	209	103-II-0638	伊豆エメラルドタウンB	R2.3.6	2.79	1.66	奈古谷	がけ(自然)
	210	103-II-0639	伊豆エメラルドタウンC	R2.3.6	1.39	0.82	奈古谷	がけ(自然)
	211	103-II-0640	伊豆エメラルドタウンD	R2.3.6	1.19	0.61	奈古谷	がけ(自然)
	212	103-II-0641	伊豆エメラルドタウンE	R2.3.6	1.41	0.63	奈古谷	がけ(自然)
	213	103-II-0642	伊豆エメラルドタウンF	R2.3.6	5.26	3.90	奈古谷	がけ(自然)
	214	103-II-0643	奈古谷C	R2.3.6	0.76	0.23	奈古谷	がけ(自然)
	215	103-S-5101	中峠	R2.3.6	1.27	0.35	奈古谷	がけ(自然)
	216	103-S-5102	三之沢B	R2.3.6	1.58	0.46	奈古谷	がけ(自然)

No	土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路	土砂災害に係る避難訓練の実施	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在地	左の場合の警報の伝達等	救助に関する事項	その他警戒避難体制に関する事項
181	・静岡県土木総合防災情報インターネット公開システム（サイボスレーダー）及び気象庁ホームページから、土砂災害の予測に資する降雨状況等気象情報を把握する。 ・県及び気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を防災行政無線 F A X で受信すると共に、土砂災害警戒情報補足情報配信システム、気象台の土砂災害警戒判定メッシュ情報により土砂災害発生の切迫性を把握する。 ・消防署員、消防団員によるパトロールや地域住民からの通報により、土砂災害の前兆情報を把握する。	伊豆の国市防災マップに掲載	土砂災害防止月間等に自主防災組織を中心に地域の実情に合った防災訓練を実施する。		福祉施設に対しては、土砂災害警戒情報及び避難勧告等の発表前に、避難準備が必要な旨を電話又は F A X ・メール等により伝達する。	伊豆の国市地域防災計画 一般対策編 第 3 章 第 7 節 避難救出計画のとおり	市が作成した避難勧告等の判断伝達マニュアルに記載した避難勧告等の判断基準による。
182							
183							
184							
185							
186							
187				No187 菫山中学校 菫山菫山 393			
188				No187 菫山高等学校 菫山菫山 229			
189							
190							
191							
192							
193							
194							
195							
196							
197							
198							
199							
200							
201							
202							
203							
204							
205							
206							
207							
208							
209							
210							
211							
212							
213							
214							
215							
216							

	No	警戒区域に関する情報						
		箇所番号	区域名	指 定 年月日	指定面積 (ha)		大 字	種 別 (自然・人工)
					警戒 区域	特 別 警戒区域		
韮山地区	217	103-S-5103	浮名洞	R2. 3. 6	0.98	0.35	奈古谷	がけ (自然)
	218	103-S-5104	河原洞	R2. 3. 6	1.21	0.45	奈古谷	がけ (自然)
	219	103-S-5105	鹿ヶ洞	R2. 3. 6	1.71	0.56	奈古谷	がけ (自然)
	220	103-S-5106	長洞	R2. 3. 6	1.44	0.42	奈古谷	がけ (自然)
	221	103-S-5107	神荒獅	R2. 3. 6	0.19	0.08	奈古谷	がけ (自然)
	222	103-S-5108	蕨原A	R2. 3. 6	0.73	0.29	奈古谷	がけ (自然)
	223	103-S-5109	蕨原B	R2. 3. 6	0.52	0.22	奈古谷	がけ (自然)
	224	103-S-5110	石橋	R2. 3. 6	1.04	0.46	奈古谷	がけ (自然)
	225	103-S-5111	笹築	R2. 3. 6	1.09	0.37	奈古谷	がけ (自然)
	226	103-S-5112	水口	R2. 3. 6	2.59	1.47	奈古谷	がけ (自然)
	227	103-S-5113	井戸久保山	R2. 3. 6	0.83	0.30	奈古谷	がけ (自然)
	228	103-S-5114	梅ノ木沢	R2. 3. 6	2.64	1.15	奈古谷	がけ (自然)
	229	103-S-5115	笹原	R2. 3. 6	1.17	0.40	奈古谷	がけ (自然)
	230	103-S-5116	野グロA	R2. 3. 6	1.84	0.54	韮山多田	がけ (自然)
	231	103-I-0817	阿原	R2. 3. 6	0.43	0.12	韮山山木	がけ (自然)
	232	103-I-3442	富士見ニュータウン	R2. 3. 6	0.82	0.19	韮山山木	がけ (自然)
	233	103-II-0633	野グロE	R2. 3. 6	0.67	0.24	韮山多田	がけ (自然)
	234	103-S-5117	野グロB	R2. 3. 6	0.55	0.10	韮山多田	がけ (自然)
	235	103-S-5118	野グロC	R2. 3. 6	1.92	0.58	韮山多田	がけ (自然)
	236	103-S-5119	野グロD	R2. 3. 6	3.08	0.93	韮山多田	がけ (自然)
	237	103-S-5121	阿原B	R2. 3. 6	0.76	0.18	韮山山木	がけ (自然)
	238	103-S-5122	阿原C	R2. 3. 6	0.81	0.21	韮山山木	がけ (自然)
	239	103-S-5123	荒久A	R2. 3. 6	0.03	0.01	韮山山木	がけ (自然)
	240	103-S-5124	荒久B	R2. 3. 6	1.01	0.27	韮山山木	がけ (自然)
	241	103-S-5133	滝之洞南側	R2. 3. 6	0.87	0.12	韮山山木	がけ (自然)
	242	225-S-101	沢ノ入道下沢A	H30. 3. 30	7.57	0	中	土石流
	243	225-S-102	沢ノ入道下沢B	H30. 3. 30	7.82	1.88	中	土石流
	244	225-S-103	奥洞沢	H30. 3. 30	3.46	0.01	中	土石流
	245	326-I-001	皆沢	H23. 3. 29	9.31	0.04	中	土石流
	246	326-I-002	谷戸沢	H23. 3. 29	7.47	0.09	中	土石流
	247	326-I-003	真如沢	H23. 3. 29	2.41		南條	土石流
	248	326-I-004	和田島沢	H23. 3. 29	2.22		韮山土手和田	土石流
	249	326-I-005	窪沢	H23. 3. 29	3.56	0.02	奈古谷	土石流
	250	326-I-006	舟口川右支川	H23. 3. 29	7.78	0.11	奈古谷	土石流
	251	326-I-008	舟口川左支川A	H23. 3. 29	5.49	0.14	奈古谷	土石流
	252	326-I-009	舟口川左支川B	H23. 3. 29	4.22		奈古谷	土石流

No	土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路	土砂災害に係る避難訓練の実施	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在地	左の場合の警報の伝達等	救助に関する事項	その他警戒避難体制に関する事項
217	・静岡県土木総合防災情報インターネット公開システム（サイボスリーダー）及び気象庁ホームページから、土砂災害の予測に資する降雨状況等気象情報を把握する。	伊豆の国市防災マップに掲載	土砂災害防止月間等に自主防災組織を中心に地域の実情に合った防災訓練を実施する。		福祉施設に対しては、土砂災害警戒情報及び避難勧告等の発表前に、避難準備が必要な旨を電話又はFAX・メール等により伝達する。	伊豆の国市地域防災計画 一般対策編 第3章 第7節 避難救出計画のとおり	市が作成した避難勧告等の判断伝達マニュアルに記載した避難勧告等の判断基準による。
218							
219							
220							
221							
222							
223							
224							
225							
226							
227							
228							
229							
230							
231							
232							
233							
234							
235							
236							
237							
238							
239							
240							
241							
242							
243				No.243・244 かいご24 せせらぎの園 中 137			
244							
245							
246							
247							
248							
249							
250							
251							
252							

	No	警戒区域に関する情報						
		箇所番号	区域名	指 定 年月日	指定面積 (ha)		大 字	種 別 (自然・人工)
					警戒 区域	特 別 警戒区域		
韮山地区	253	326-I-011	毘沙門川右支川	H23.3.29	13.1	0.03	奈古谷	土石流
	254	326-I-012	毘沙門川右支川	H23.3.29	13.1		奈古谷	土石流
	255	326-I-013	毘沙門川左支川A	H23.3.29	12.5	0.00	奈古谷	土石流
	256	326-I-014	毘沙門川右支川C	H23.3.29	10.8	0.06	奈古谷	土石流
	257	326-I-015	毘沙門川左支川B	H23.3.29	6.92	0.02	奈古谷	土石流
	258	326-I-016	毘沙門川左支川C	H23.3.29	4.83	0.29	奈古谷	土石流
	259	326-I-017	毘沙門川右支川D	H23.3.29	8.18		奈古谷	土石流
	260	326-I-018	水上沢	H23.3.29	10.5	0.18	韮山山木	土石流
	261	326-I-019	元寺沢A	H23.3.29	4.54	0.05	韮山金	土石流
	262	326-I-020	金谷沢	H23.3.29	4.95		韮山金	土石流
	263	326-I-021	滝山沢	H23.3.29	4.03	0.06	韮山山	土石流
	264	326-I-022	木戸下沢	H30.3.30	5.19	0.02	韮山多	土石流
	265	326-II-001	元寺沢B	H23.3.29	1.1		韮山金	土石流
	266	326-I-010	毘沙門川左支川D	R2.3.6	14.2	0.04	奈古谷	土石流
	267	326-I-006-2	舟口川右支川B	R2.3.6	1.33	0.10	奈古谷	土石流
	268	326-I-007	舟口川左支川C	R2.3.6	12.4	0.06	奈古谷	土石流
	269	326-I-007-2	舟口川左支川D	R2.3.6	12.3		奈古谷	土石流
大仁地区	270	103-I-0058	横根	H20.7.25	0.08	0.02	宗光寺	がけ(人工)
	271	103-I-0827	清水	H20.7.25	0.15	0.04	下畑	がけ(自然)
	272	103-I-0828	宗光寺横山段	R2.3.27	5.16		宗光寺	がけ(自然)
	273	103-I-0830	守木	R2.3.27	0.86		守木	がけ(自然)
	274	103-I-0831	平石	H20.7.25	2.24	0.97	守木	がけ(自然)
	275	103-I-0832	守木 No. 2	R2.3.27	2.93		守木	がけ(自然)
	276	103-I-0832-2	平石B	H22.10.1			田京	がけ(自然)
	277	103-I-0833	山下	R2.3.27	1.98		神島	がけ(自然)
	278	103-I-0834	田京	R2.3.27	1.17		田京	がけ(自然)
	279	103-I-0835	岩下	H20.7.25	1.85	0.88	田京	がけ(自然)
	280	103-I-0836	三福・三福 No. 3	H22.10.1	1.82		三福	がけ(自然)
	281	103-I-0837	三福 No. 2	H22.10.1	1.08		三福	がけ(自然)
	282	103-I-0838	吉田鍋沢	H22.10.1	1.24	0.45	吉田	がけ(自然)
	283	103-I-0839	白坂	R2.3.27	2.04		大仁	がけ(自然)
	284	103-I-0839-2	白坂A	H22.10.1			大仁	がけ(自然)
	285	103-I-0840	神島小室	R2.3.27	4.47		神島	がけ(自然)
	286	103-I-0841	上山畑	H22.10.1	0.8	0.22	大仁	がけ(自然)
	287	103-I-2759	古根	H22.10.1	0.96	0.28	浮橋	がけ(自然)
	288	103-I-3447	山田	H20.7.25	6.54	2.89	守木	がけ(自然)

No	土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路	土砂災害に係る避難訓練の実施	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在地	左の場合の警報の伝達等	救助に関する事項	その他警戒避難体制に関する事項
253	・静岡県土木総合防災情報インターネット公開システム（サイボスレーダー）及び気象庁ホームページから、土砂災害の予測に資する降雨状況等気象情報を把握する。 ・県及び気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を防災行政無線FAXで受信すると共に、土砂災害警戒情報補足情報配信システム、気象台の土砂災害警戒判定メッシュ情報により土砂災害発生の切迫性を把握する。 ・消防署員、消防団員によるパトロールや地域住民からの通報により、土砂災害の前兆情報を把握する。	伊豆の国市防災マップに掲載	土砂災害防止月間等に自主防災組織を中心に地域の実情に合った防災訓練を実施する。		福祉施設に対しては、土砂災害警戒情報及び避難勧告等の発表前に、避難準備が必要な旨を電話又はFAX・メール等により伝達する。	伊豆の国市地域防災計画 一般対策編 第3章 第7節 避難救出計画のとおり	市が作成した避難勧告等の判断伝達マニュアルに記載した避難勧告等の判断基準による。
254							
255							
256							
257							
258							
259				No.259 デイサービス ぼっかぽか 菰山金谷 120			
260				No.260 やすらぎの家 瑞 菰山山木 750			
261							
262							
263							
264				No.262 菰山ぶなの森 菰山山木 391-1			
265							
266							
267							
268							
269							
270							
271							
272							
273							
274							
275							
276							
277							
278							
279							
280							
281							
282							
283							
284							
285							
286				No.286 ひまわり保育 園大仁分園 大仁 229-1			
287							
288							

	No	警戒区域に関する情報						
		箇所番号	区域名	指 定 年月日	指定面積 (ha)		大 字	種 別 (自然・人工)
					警戒 区域	特 別 警戒区域		
大仁地区	289	103-I-3448	神島A	H22. 10. 15	1. 14	0. 4	神島	がけ (自然)
	290	103-I-0058	後山A	H22. 10. 15	4. 31	2. 63	神島	がけ (自然)
	291	103-I-3450	入谷A	H22. 10. 15	0. 8	0. 34	浮橋	がけ (自然)
	292	103-I-3451	旭平	H20. 7. 25	1. 72	0. 92	下畑	がけ (自然)
	293	103-I-3452	田京B	H20. 7. 25	0. 87	0. 38	田京	がけ (自然)
	294	103-I-3453	吉田	H22. 10. 15	1. 3	0. 51	吉田	がけ (自然)
	295	103-I-3454	大仁	H22. 10. 15	4. 48	1. 51	大仁	がけ (自然)
	296	103-I-3455	神島B	H22. 10. 15	3. 67	1. 79	神島	がけ (自然)
	297	103-II-0645	山田B	H20. 7. 25	1. 24	0. 54	守木	がけ (自然)
	298	103-II-0646	山田C	H20. 7. 25	1. 93	1. 44	守木	がけ (自然)
	299	103-II-0647	山田D	H20. 7. 25	2. 64	1. 54	守木	がけ (自然)
	300	103-II-0648	山田E	H20. 7. 25	2. 31	1. 27	守木	がけ (自然)
	301	103-II-0652	後山B	H22. 10. 15	1. 22	0. 79	神島	がけ (自然)
	302	103-II-0653	後山C	H22. 10. 15	3. 32	1. 78	神島	がけ (自然)
	303	103-II-0654	後山D	H22. 10. 15	2. 62	1. 41	神島	がけ (自然)
	304	103-II-0655	神島山之根	R2. 3. 27	3. 17		神島	がけ (自然)
	305	103-II-0658	安野A	H22. 10. 15	0. 66	0. 23	浮橋	がけ (自然)
	306	103-II-0659	万路A	H22. 10. 15	4. 19	2. 28	浮橋	がけ (自然)
	307	103-II-0660	万路B	H22. 10. 15	1. 69	1. 01	浮橋	がけ (自然)
	308	103-II-0661	入谷B	H22. 10. 15	1. 56	0. 56	浮橋	がけ (自然)
	309	103-II-0662	原	H22. 10. 15	1. 12	0. 31	浮橋	がけ (自然)
	310	103-II-0663	田京C	H20. 7. 25	0. 51	0. 2	田京	がけ (自然)
	311	103-II-0664	田京D	H20. 7. 25	0. 19	0. 05	田京	がけ (自然)
	312	103-II-0665	田京A	H20. 7. 25	1. 24	0. 42	田京	がけ (自然)
	313	103-II-0666	田京J	H20. 7. 25	1. 12	0. 55	田京	がけ (自然)
	314	103-III-0167	宗光寺A	H22. 10. 15	1. 82	1. 02	宗光寺	がけ (自然)
	315	103-III-0168	宗光寺B	H22. 10. 15	0. 57	0. 25	宗光寺	がけ (自然)
	316	103-III-0170	小室A	H22. 10. 15	11. 87	8. 98	神島	がけ (自然)
	317	103-III-0171	神島D	H24. 3. 27	3. 71	2. 95	神島	がけ (自然)
	318	103-III-0172	神島C	H22. 10. 15	1. 67	0. 75	神島	がけ (自然)
	319	103-III-0173	神島E	H24. 3. 27	1. 89	1. 4	神島	がけ (自然)
	320	103-III-0175	安野B	H24. 3. 27	0. 95	0. 6	浮橋	がけ (自然)
	321	103-III-0176	万路C	H24. 3. 27	0. 28	0. 13	浮橋	がけ (自然)
	322	103-III-0177	田京E	H20. 7. 25	1. 43	0. 8	田京	がけ (自然)
	323	103-III-0178	下畑A	H20. 7. 25	5. 67	3. 09	下畑	がけ (自然)
	324	103-III-0179	下畑G	H20. 7. 25	3. 2	1. 39	下畑	がけ (自然)
	325	103-III-0180	下畑B	H20. 7. 25	2. 32	1. 2	下畑	がけ (自然)

No	土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路	土砂災害に係る避難訓練の実施	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在地	左の場合の警報の伝達等	救助に関する事項	その他警戒避難体制に関する事項
289	・静岡県土木総合防災情報インターネット公開システム（サイポスレーダー）及び気象庁ホームページから、土砂災害の予測に資する降雨状況等気象情報を把握する。 ・県及び気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を防災行政無線ＦＡＸで受信すると共に、土砂災害警戒情報補足情報配信システム、気象台の土砂災害警戒判定メッシュ情報により土砂災害発生の切迫性を把握する。 ・消防署員、消防団員によるパトロールや地域住民からの通報により、土砂災害の前兆情報を把握する。	伊豆の国市防災マップに掲載	土砂災害防止月間等に自主防災組織を中心に地域の実情に合った防災訓練を実施する。		福祉施設に対しては、土砂災害警戒情報及び避難勧告等の発表前に、避難準備が必要な旨を電話又はＦＡＸ・メール等により伝達する。	伊豆の国市地域防災計画 一般対策編 第３章 第７節 避難救出計画のとおり	市が作成した避難勧告等の判断伝達マニュアルに記載した避難勧告等の判断基準による。
290							
291							
292							
293							
294							
295							
296							
297							
298							
299							
300							
301							
302							
303							
304							
305							
306							
307							
308							
309							
310							
311							
312							
313							
314							
315							
316							
317							
318							
319							
320							
321							
322							
323							
324							
325							

	No	警戒区域に関する情報						
		箇所番号	区域名	指 定 年月日	指定面積 (ha)		大 字	種 別 (自然・人工)
					警戒 区域	特 別 警戒区域		
大 仁 地 区	326	103-Ⅲ-0181	下畑C	H20.7.25	3.85	2.14	下畑	がけ(自然)
	327	103-Ⅲ-0182	下畑D	H20.7.25	0.84	0.37	下畑	がけ(自然)
	328	103-Ⅲ-0183	下畑E	H20.7.25	1.11	0.39	下畑	がけ(自然)
	329	103-Ⅲ-0184	下畑F	H20.7.25	0.18	0.01	下畑	がけ(自然)
	330	103-Ⅲ-0185	田京F	H20.7.25	1.08	0.5	田京	がけ(自然)
	331	103-Ⅲ-0186	田京G	H20.7.25	2.56	1.38	田京	がけ(自然)
	332	103-Ⅲ-0187	田京H	H20.7.25	1.88	0.97	田京	がけ(自然)
	333	103-Ⅲ-0188	田京I	H20.7.25	3.14	1.56	田京	がけ(自然)
	334	103-Ⅲ-0189	山田A	H20.7.25	2.68	1.28	田京	がけ(自然)
	335	103-Ⅲ-0190	田中山A	H20.7.25	2.36	1.23	田中山	がけ(自然)
	336	103-Ⅲ-0192	田中山B	H22.10.15	0.2	0.04	田中山	がけ(自然)
	337	103-Ⅲ-0193	北	H22.10.15	6.68	3.1	田中山	がけ(自然)
	338	103-Ⅲ-0194	田原野	H24.3.27	0.36	0.12	田原野	がけ(自然)
	339	103-Ⅲ-0195	長者原	H24.3.27	0.6	0.17	長者原	がけ(自然)
	340	103-S-5314	四ツ石B	H30.3.30	2.37	1.28	宗光寺	がけ(自然)
	341	103-S-5301	定馬前	R2.3.6	2.99	0.98	長者原	がけ(自然)
	342	103-S-5315	横谷	R2.3.6	3.09	1.15	宗光寺	がけ(自然)
	343	103-S-5316	神明洞	R2.3.6	5.04	1.83	宗光寺	がけ(自然)
	344	103-S-5317	山ノ根	R2.3.6	1.41	0.53	守木	がけ(自然)
	345	103-S-5318	前山田	R2.3.6	6.53	3.45	守木	がけ(自然)
	346	103-S-5319	北洞	R2.3.6	3.46	1.16	田京	がけ(自然)
	347	103-S-5320	山畑	R2.3.6	2.12	0.73	田京	がけ(自然)
	348	103-S-5321	吹上	R2.3.6	0.22	0.02	田京	がけ(自然)
	349	103-S-5322	山口上	R2.3.6	6.02	2.80	三福	がけ(自然)
	350	103-S-5323	平林	R2.3.6	0.47	0.07	三福	がけ(自然)
	351	103-S-5324	内鍋沢山	R2.3.6	0.99	0.30	三福	がけ(自然)
	352	103-S-5325	光照司	R2.3.6	2.46	0.66	吉田	がけ(自然)
	353	103-S-5326	淵端	R2.3.6	1.33	0.37	大仁	がけ(自然)
	354	103-S-5329	板橋	R2.3.6	0.06	0.01	長者原	がけ(自然)
	355	103-S-5335	大平	R2.3.6	1.22	0.41	長者原	がけ(自然)
	356	103-S-5336	夙落前	R2.3.6	1.71	0.43	長者原	がけ(自然)
	357	103-S-5346	ムジナ洞	R2.3.6	0.65	0.20	宗光寺	がけ(自然)
	358	103-S-5347	奥山田	R2.3.6	2.44	1.14	守木	がけ(自然)
	359	103-S-5349	長谷	R2.3.6	1.48	0.60	田京	がけ(自然)
	360	103-S-5350	城内	R2.3.6	1.26	0.33	吉田	がけ(自然)
	361	103-S-5351	地藏ヶ洞	R2.3.6	2.91	1.20	神島	がけ(自然)
	362	103-S-5352	石取山	R2.3.6	2.05	0.86	神島	がけ(自然)

No	土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路	土砂災害に係る避難訓練の実施	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在地	左の場合の警報の伝達等	救助に関する事項	その他警戒避難体制に関する事項
326	・静岡県土木総合防災情報インターネット公開システム(サイボスレーダー)及び気象庁ホームページから、土砂災害の予測に資する降雨状況等気象情報を把握する。 ・県及び気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を防災行政無線FAXで受信すると共に、土砂災害警戒情報補足情報配信システム、気象台の土砂災害警戒判定メッシュ情報により土砂災害発生の切迫性を把握する。 ・消防署員、消防団員によるパトロールや地域住民からの通報により、土砂災害の前兆情報を把握する。	伊豆の国市防災マップに掲載	土砂災害防止月間等に自主防災組織を中心に地域の実情に合った防災訓練を実施する。		福祉施設に対しては、土砂災害警戒情報及び避難勧告等の発表前に、避難準備が必要な旨を電話又はFAX・メール等により伝達する。	伊豆の国市地域防災計画 一般対策編 第3章 第7節 避難救出計画のとおり	市が作成した避難勧告等の判断伝達マニュアルに記載した避難勧告等の判断基準による。
327							
328							
329							
330							
331							
332				No.332 安寧の郷 田京 1258-44			
333				No.332 もくせい苑 田京 1258-47			
334							
335							
336							
337							
338							
339							
340							
341							
342							
343							
344							
345							
346							
347							
348							
349							
350							
351				No.351 大仁中学校 三福 1276-3			
352							
353							
354							
355							
356							
357							
358							
359							
360							
361							
362							

	No	警戒区域に関する情報						
		箇所番号	区域名	指 定 年月日	指定面積 (ha)		大 字	種 別 (自然・人工)
					警戒 区域	特 別 警戒区域		
大仁地区	363	103-S-5302	宮ノ沢	R2. 3. 6	0. 48	0. 09	浮橋	がけ (自然)
	364	103-S-5303	原A	R2. 3. 6	1. 66	0. 52	浮橋	がけ (自然)
	365	103-S-5304	万路上	R2. 3. 6	2. 04	0. 62	浮橋	がけ (自然)
	366	103-S-5305	安野坂A	R2. 3. 6	1. 28	0. 41	田中山	がけ (自然)
	367	103-S-5306	安野坂B	R2. 3. 6	2. 70	0. 81	田中山	がけ (自然)
	368	103-S-5307	梅	R2. 3. 6	5. 73	2. 40	田中山	がけ (自然)
	369	103-S-5308	道口	R2. 3. 6	0. 67	0. 23	浮橋	がけ (自然)
	370	103-S-5309	馬ノ背	R2. 3. 6	1. 20	0. 31	田中山	がけ (自然)
	371	103-S-5310	茅野	R2. 3. 6	1. 74	0. 55	田原野	がけ (自然)
	372	103-S-5311	向茅野	R2. 3. 6	0. 73	0. 21	下畑	がけ (自然)
	373	103-S-5312	榎平	R2. 3. 6	12. 69	5. 03	田中山	がけ (自然)
	374	103-S-5313	尻戸	R2. 3. 6	3. 77	1. 57	下畑	がけ (自然)
	375	103-S-5327	大沢野ヌタ山	R2. 3. 6	2. 64	0. 78	浮橋	がけ (自然)
	376	103-S-5328	大沢野所山	R2. 3. 6	4. 99	2. 70	浮橋	がけ (自然)
	377	103-S-5330	女夫石	R2. 3. 6	1. 40	0. 50	浮橋	がけ (自然)
	378	103-S-5331	上畑	R2. 3. 6	0. 18	0. 03	浮橋	がけ (自然)
	379	103-S-5332	前合ノ山	R2. 3. 6	1. 34	0. 50	田原野	がけ (自然)
	380	103-S-5333	寺之後	R2. 3. 6	1. 55	0. 50	田原野	がけ (自然)
	381	103-S-5334	砂場	R2. 3. 6	0. 81	0. 26	田原野	がけ (自然)
	382	103-S-5337	女塚A	R2. 3. 6	0. 63	0. 24	田中山	がけ (自然)
	383	103-S-5338	女塚B	R2. 3. 6	0. 66	0. 21	田中山	がけ (自然)
	384	103-S-5339	不動原	R2. 3. 6	1. 56	0. 85	田中山	がけ (自然)
	385	103-S-5340	女塚C	R2. 3. 6	2. 82	1. 07	田中山	がけ (自然)
	386	103-S-5341	安野坂C	R2. 3. 6	1. 99	0. 70	田中山	がけ (自然)
	387	103-S-5342	松岡A	R2. 3. 6	2. 76	0. 99	田中山	がけ (自然)
	388	103-S-5343	柿木沢	R2. 3. 6	1. 65	0. 66	田中山	がけ (自然)
	389	103-S-5344	松岡B	R2. 3. 6	1. 28	0. 37	田中山	がけ (自然)
	390	103-S-5345	川尻平	R2. 3. 6	1. 74	0. 50	田原野	がけ (自然)
	391	103-S-5348	小向田	R2. 3. 6	10. 47	4. 51	下畑	がけ (自然)
	392	322-I-008	東シッペイ沢A	R3. 3. 26			熊坂	土石流
	393	327-I-001	谷戸川左支川A	H20. 7. 25	7. 12	0. 004	田京	土石流
	394	327-I-002	宮洞沢	H22. 10. 12	1. 02	0. 22	神島	土石流
	395	327-I-003	合ノ沢	H22. 10. 12	1. 8	0. 007	神島	土石流
	396	327-I-004	神島川A	H22. 10. 12	4. 96		神島	土石流
	397	327-I-005	入谷沢A	H22. 10. 12	3. 3		浮橋	土石流
	398	327-I-006	山口川右支川	H22. 10. 12	2. 09		浮橋	土石流

No	土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路	土砂災害に係る避難訓練の実施	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在地	左の場合の警報の伝達等	救助に関する事項	その他警戒避難体制に関する事項
363	・静岡県土木総合防災情報インターネット公開システム（サイボスレーダー）及び気象庁ホームページから、土砂災害の予測に資する降雨状況等気象情報を把握する。 ・県及び気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を防災行政無線FAXで受信すると共に、土砂災害警戒情報補足情報配信システム、気象台の土砂災害警戒判定メッシュ情報により土砂災害発生の切迫性を把握する。 ・消防署員、消防団員によるパトロールや地域住民からの通報により、土砂災害の前兆情報を把握する。	伊豆の国市防災マップに掲載	土砂災害防止月間等に自主防災組織を中心に地域の実情に合った防災訓練を実施する。		福祉施設に対しては、土砂災害警戒情報及び避難勧告等の発表前に、避難準備が必要な旨を電話又はFAX・メール等により伝達する。	伊豆の国市地域防災計画 一般対策編 第3章 第7節 避難救出計画のとおり	市が作成した避難勧告等の判断伝達マニュアルに記載した避難勧告等の判断基準による。
364							
365							
366							
367							
368							
369							
370							
371							
372							
373							
374							
375							
376							
377							
378							
379							
380							
381							
382							
383							
384							
385							
386							
387							
388							
389							
390							
391							
392							
393				No.400 夢無限おおひと 田京 929-5			
394							
395							
396							
397							
398							

	No	警戒区域に関する情報						
		箇所番号	区域名	指 定 年月日	指定面積 (ha)		大 字	種 別 (自然・人工)
					警戒 区域	特 別 警戒区域		
大仁地区	399	327-I-007	山口川左支川	H22.10.12	2.13	0.1	浮橋	土石流
	400	327-I-008	谷戸川右支川A	H20.7.25	6.97	0.03	田京	土石流
	401	327-I-009	下畑沢	H20.7.25	1.91		下畑	土石流
	402	327-I-010	旭平沢A	H20.7.25	1.77	0.003	下畑	土石流
	403	327-I-011	旭平沢B	H20.7.25	2.03	0.007	下畑	土石流
	404	327-I-012	谷戸川右支川B	H20.7.25	6	0.02	田京	土石流
	405	327-I-013	川平沢A	H20.7.25	6.15		田京	土石流
	406	327-I-014	川平沢B	H20.7.25	5.57		田京	土石流
	407	327-I-015	田京沢	H20.7.25	2.5		田京	土石流
	408	327-I-016	山口沢A	H20.7.25	1.9	0.003	田京	土石流
	409	327-I-017	鍋沢川	H22.10.12	0.71	0.01	三福	土石流
	410	327-I-018	鍋沢川左支川A	H22.10.12	2.48	0.004	吉田	土石流
	411	327-I-019	鍋沢川左支川B	H22.10.12	2.31	0.01	吉田	土石流
	412	327-I-020	鍋沢川左支川C	H22.10.12	1.29		吉田	土石流
	413	327-I-021	三福沢	H22.10.12	4.84	0.05	三福	土石流
	414	327-I-022	神島川B	H22.10.12	3.74	0.01	神島	土石流
	415	327-I-023	宗光寺川	H22.10.12	12.61	0.04	宗光寺	土石流
	416	327-I-023-2	宗光寺川B	H22.10.12			田中山	土石流
	417	327-I-024	宗光寺川左支川A	H22.10.12	0.26	0.08	宗光寺	土石流
	418	327-I-025	宗光寺川右支川	H22.10.12	0.96		宗光寺	土石流
	419	327-I-026	守木山田川	H22.10.12	8.77	0.08	守木	土石流
	420	327-I-027	守木山田川左支川A	H20.7.25	4.45		守木	土石流
	421	327-I-028	守木山田川右支	H20.7.25	2.18		田京	土石流
	422	327-I-029	守木山田川左支川B	H20.7.25	2.14		田京	土石流
	423	327-I-030	谷戸川	H20.7.25	8.42		田京	土石流
	424	327-I-031	谷戸川左支川B	H20.7.25	7.31	0.01	田京	土石流
	425	327-II-001	田原野沢右支川A	H24.3.27	0.99	0.06	田原野	土石流
	426	327-II-002	田原野沢左支川	H24.3.27	3.8	0.03	田原野	土石流
	427	327-II-003	田原野沢右支川B	H24.3.27	3.34		田原野	土石流
	428	327-II-004	小室沢A	H22.10.12	1.77	0.001	神島	土石流
	429	327-II-005	小室沢B	H22.10.12	1.92	0.009	神島	土石流
	430	327-II-006	入谷沢B	H22.10.12	3.96	0.15	浮橋	土石流
	431	327-II-007	土沢	H22.10.12	4.56	0.02	浮橋	土石流
	432	327-II-008	宗光寺川左支川B	H22.10.12	0.82	0.01	宗光寺	土石流
	433	327-II-009	蛇田川	H22.10.12	2.39	1.02	神島	土石流
	434	327-II-010	土沢左支川	H22.10.12	3.78	0.03	浮橋	土石流

No	土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路	土砂災害に係る避難訓練の実施	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在地	左の場合の警報の伝達等	救助に関する事項	その他警戒避難体制に関する事項
399	・静岡県土木総合防災情報インターネット公開システム（サイボスリーダー）及び気象庁ホームページから、土砂災害の予測に資する降雨状況等気象情報を把握する。	伊豆の国市防災マップに掲載	土砂災害防止月間等に自主防災組織を中心に地域の実情に合った防災訓練を実施する。		福祉施設に対しては、土砂災害警戒情報及び避難勧告等の発表前に、避難準備が必要な旨を電話又はFAX・メール等により伝達する。	伊豆の国市地域防災計画 一般対策編 第3章 第7節 避難救出計画のとおり	市が作成した避難勧告等の判断伝達マニュアルに記載した避難勧告等の判断基準による。
400							
401							
402							
403							
404				No.404 夢無限おおひと 田京 929-5			
405							
406							
407							
408				No.408 つちやクリニック 田京 36			
409							
410							
411							
412							
413							
414							
415							
416							
417							
418							
419							
420							
421							
422							
423				No.423 夢無限おおひと 田京 929-5			
424							
425							
426							
427							
428							
429							
430							
431							
432							
433							
434							

	No	警戒区域に関する情報						
		箇所番号	区域名	指 定 年月日	指定面積 (ha)		大 字	種 別 (自然・人工)
					警戒 区域	特 別 警戒区域		
大 仁 地 区	435	327-Ⅱ-011	旭平沢C	H20.7.25	2.49	0.01	三福	土石流
	436	327-Ⅱ-012	川平沢C	H20.7.25	3.05		田京	土石流
	437	327C-Ⅰ-007	北洞沢	H24.3.27	0.88	0.13	長者原	土石流
	438	327C-Ⅰ-008	長者沢	H24.3.27	1.27		長者原	土石流
	439	327C-Ⅱ-002	神社の沢	H24.3.27	2.22		長者原	土石流
	440	327C-Ⅱ-003	泉沢	H24.3.27	1.12	0.003	長者原	土石流
	441	327C-Ⅱ-004	巣雲沢	H24.3.27	6.81	0.21	長者原	土石流
	442	328-Ⅲ-001	浮橋沢	H22.10.12	4.27		浮橋	土石流
	443	328C-Ⅲ-001	亀石洞	H24.3.27	1.3	0.01	長者原	土石流
	444	225C-S-101	大平沢A	R2.3.6	4.10	0.01	長者原	土石流
	445	225C-S-102	大平沢B	R2.3.6	8.41	0.019	長者原	土石流
	446	225-S-306	吹上沢	R2.3.6	2.23	0.005	田京	土石流
	447	225-S-307	平林沢	R2.3.6	5.25	0.10	三福	土石流
	448	225-S-315	北洞沢A	R2.3.6	4.00	0.01	田京	土石流
	449	225-S-316	小室山沢	R2.3.6	1.16	0.006	神島	土石流
	450	225-S-317	入ノ田沢	R2.3.6	1.57	0.01	神島	土石流
	451	225-S-302	下大久保日影沢	R2.3.6	2.16	0.006	浮橋	土石流
	452	225-S-303	上宮上沢	R2.3.6	4.29		浮橋	土石流
	453	225-S-304	原沢	R2.3.6	3.01	0.01	浮橋	土石流
	454	225-S-305	畑沢	R2.3.6	3.88	0.02	田原野	土石流
	455	225-S-309	童子ヶ洞沢	R2.3.6	1.16	0.004	浮橋	土石流
	456	225-S-311	長洞沢	R2.3.6	1.60	0.02	田原野	土石流
	457	225-S-313	安野沢	R2.3.6	3.35	0.01	浮橋	土石流
	458	225-S-314	大金洞沢	R2.3.6	2.43		田中山	土石流
	459	327-001	下畑	R2.3.6			下畑	地滑り

No	土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路	土砂災害に係る避難訓練の実施	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在地	左の場合の警報の伝達等	救助に関する事項	その他警戒避難体制に関する事項
435	・静岡県土木総合防災情報インターネット公開システム（サイボスレーダー）及び気象庁ホームページから、土砂災害の予測に資する降雨状況等気象情報を把握する。 ・県及び気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を防災行政無線 F A X で受信すると共に、土砂災害警戒情報補足情報配信システム、気象台の土砂災害警戒判定メッシュ情報により土砂災害発生 of 切迫性を把握する。 ・消防署員、消防団員によるパトロールや地域住民からの通報により、土砂災害の前兆情報を把握する。	伊豆の国市防災マップに掲載	土砂災害防止月間等に自主防災組織を中心に地域の実情に合った防災訓練を実施する。		福祉施設に対しては、土砂災害警戒情報及び避難勧告等の発表前に、避難準備が必要な旨を電話又は F A X ・メール等により伝達する。	伊豆の国市地域防災計画 一般対策編 第 3 章 第 7 節 避難救出計画のとおり	市が作成した避難勧告等の判断伝達マニュアルに記載した避難勧告等の判断基準による。
436							
437							
438							
439							
440							
441							
442							
443							
444							
445							
446							
447							
448							
449							
450							
451							
452							
453							
454							
455							
456							
457							
458							
459							

2-1-1 ため池一覧表

No	名称	所在地	管理者	堤長(m)	堤高(m)
1	長塚溜池その1	北江間字長塚 1347	伊豆の国市	124.4	7.1
2	長塚溜池その2	北江間字小坂 1428-2 他	伊豆の国市	91.5	6.0
3	珍野溜池	南江間字西ノ入 1610	伊豆の国市	43.5	12.8
4	珍野溜池その2	南江間字虎枝洞 1550-1	伊豆の国市	49.0	5.5
5	大堤池	長岡字長洞 760	伊豆の国市	80.0	5.3
6	北の入上堤池	長岡字北の入 539-1	伊豆の国市	45.0	5.6
7	北の入下堤池	長岡字北の入 538	伊豆の国市	23.0	3.7
8	長瀬池	長瀬字水口 92	伊豆の国市	40.0	4.0
9	すかほ溜池	小坂字長瀬前 196	伊豆の国市	82.0	4.0
10	清水溜池	小坂字清水 257-1	伊豆の国市	80.0	2.0
11	長瀬溜池	長瀬字大洞 423-1	伊豆の国市	70.0	14.6
12	城池	韮山韮山字無量寺 96-1	韮山土地改良区	151.0	6.5

2-7-1 消防団が保有する消火活動に必要な機械器具一覧表

＜長岡地区＞

名称	数量	説明
消防指揮車	2 台	市役所指令車
消防ポンプ自動車	6 台	第 1 分団～第 4 分団
消防タンク自動車	1 台	第 2 分団
小型動力ポンプ	4 台	B-2、3 級
市防災行政無線	1 式	半固定局 2W 7 台 車携帯局 2W 8 台 携 帯 局 2W 3 台

＜韮山地区＞

名称	数量	説明
消防指揮車	1 台	市役所指令車
消防ポンプ自動車	4 台	第 5 分団～第 8 分団
小型動力ポンプ	4 台	B-2、3 級
市防災行政無線	1 式	半固定局 2W 5 台 車携帯局 2W 6 台 携 帯 局 2W 3 台

＜大仁地区＞

名 称	数 量	説 明
消防指揮車	1 台	市役所指令車
消防ポンプ自動車	6 台	第 9 分団～第12分団
小型動力ポンプ	7 台	B-3 級
積載車	4 台	第 9、10、12分団（小型動力ポンプ積載用）
市防災行政無線	1 式	半固定局 2W 9 台 車携帯局 2W 14台 携 帯 局 2W 3 台

2-8-1 消防団員定数及び実員

令和4年4月1日現在

階級 区分	団長(人)	副団長(人)	本部長(人)	指導員(人)	ラッパ長(人)	分団長(人)	副分団長(人)	部長(人)	班長(人)	団員(人)	計(人)
消防団本部	(1) 1	(3) 3	(9) 9	(2) 1	(1) 1						(16) 15
第1分団						(1) 1	(1) 1	(4) 3	(4) 3	(20) 18	(30) 26
第2分団						(1) 1	(1) 1	(4) 3	(4) 3	(20) 15	(30) 23
第3分団						(1) 1	(1) 1	(4) 4	(4) 4	(15) 19	(25) 29
第4分団						(1) 1	(1) 1	(4) 2	(4) 3	(25) 20	(35) 27
第5分団						(1) 1	(1) 1	(4) 4	(4) 3	(10) 6	(20) 15
第6分団						(1) 1	(1) 1	(4) 3	(4) 2	(10) 7	(20) 14
第7分団						(1) 1	(1) 1	(4) 4	(4) 4	(20) 11	(30) 21
第8分団						(1) 1	(1) 1	(4) 4	(4) 3	(20) 8	(30) 17
第9分団						(1) 1	(1) 1	(4) 4	(4) 4	(28) 12	(38) 22
第10分団						(1) 1	(1) 1	(4) 4	(4) 4	(25) 15	(35) 25
第11分団						(1) 1	(1) 1	(4) 3	(4) 2	(25) 26	(35) 33
第12分団						(1) 1	(1) 1	(4) 2	(4) 2	(29) 14	(39) 20
女性消防隊						(1) 1	(1) 1			(10) 7	(12) 9
計	(1) 1	(3) 3	(9) 9	(2) 1	(1) 1	(13) 13	(13) 13	(48) 40	(48) 37	(257) 178	(395) 296

※ () 内の数字は条例・規則の定数を示す。

2-9-1 危険物製造所等施設一覧表
 ＜地下タンク貯蔵所＞

名称	所在地	品名	数量(リットル)	電話番号
ニュー八景園	長岡 211	灯油	5,000	055-948-1500
新光洋電機(有)	北江間 1489-1	廃油(3石)	150,000	055-948-0897
臼井国際産業(株)伊豆長岡工場	壺之上 136-1	軽油	3,400	055-948-2305
サンバレー富士見	古奈 185-1	灯油	10,000	055-947-3100
金城館	長岡 1035-1	灯油	5,000	055-948-6500
金城館別館	長岡 1348-1	灯油	7,000	055-948-6500
富嶽はなぶさ	古奈 407	重油	4,000	055-948-1230
ロイヤルマンション伊豆長岡	長岡 104-1	重油	15,000	055-948-3314
ホテル三楽荘さかや	長岡 78	重油	6,000	055-948-1255
ジェントル伊豆長岡	長岡 1334-4	重油	5,000	055-947-6870
長岡総合会館(アクシスかつらぎ)	古奈 255	灯油	5,000	055-948-0225
ホテルスリーファイブ長岡店	北江間 1506-48	重油	5,000	055-948-3388
香湯楼 井川	古奈 38-4	重油	3,000	055-948-1601
おおとり荘	古奈 1133	灯油	3,000	055-948-1095
高齢者健康会館やすらぎの家	古奈 265-2	灯油	1,500	055-948-5701
伊豆長岡温泉国際旅館 萬来	長岡 71	灯油	3,000	050-3823-0896
伊豆の国市役所	長岡 340-1	重油	5,000	055-948-1411
小坂排水機場	小坂 6-1	重油	10,000	055-948-6181
国家公務員共済組合連合会 千歳荘	古奈 82	灯油	1,900	055-948-0010
順天堂大学医学部附属静岡病院	長岡 1129	重油	34,000	055-948-3111
順天堂大学医学部附属静岡病院	長岡 1141-1	重油	50,000	055-948-3111
順天堂大学医学部附属静岡病院	長岡 1129	ジェット燃料 (2石)	8,000	055-948-3111
ホテル天坊	長岡 431-1	重油	10,000	055-947-1919
長岡温水プール	長岡 331-2	灯油	5,000	055-947-0176
NX 不動産(株)伊豆韮山事業所	韮山山木 1226	重油	14,600	055-944-2211
伊豆韮山温泉病院	中條 213-1	灯油	4,000	055-949-1466
韮山焼却場	韮山山木 1005-3	灯油	4,900	055-944-2055
富士伊豆農業協同組合 伊豆の国地区本部	南條 800	灯油	30,000	055-949-3211
富士伊豆農業協同組合 伊豆の国地区本部	南條 800	重油	150,000	055-949-3211
富士箱根カントリークラブ	奈古谷 2225	重油	8,000	055-944-2111
高齢者温泉交流館	寺家 679-6	灯油	3,000	055-949-3737
伊豆畑毛温泉大仙家	奈古谷 655	重油	8,000	055-979-7000
韮山文化センター(韮山時代劇場)	四日町 772-1	灯油	1,900	055-949-8600
四日町排水機場	四日町地先	重油	6,000	055-949-8346
堂川排水機場	長崎 153-1	重油	10,000	055-949-0819
毘沙門排水機場	奈古谷 36-1	重油	13,000	

名称	所在地	品名	数量(リットル)	電話番号
エビナ工業	神島 1440-1	重油	15,000	0558-72-1160
大熱海国際ゴルフクラブ	長者原 1240	重油	10,000	0558-79-0011
(公財)農業・環境・健康研究所	浮橋 1606-2	灯油	5,000	0558-79-0999
大仁警察署	大仁 680-1	灯油	1,940	0558-76-0110
伊豆の国市役所大仁支所	田京 299-6	灯油	4,000	0558-76-2222
中央図書館	田京 167-7	灯油	6,000	0558-76-5566
アビタ大仁店	吉田 153-1	重油	30,000	0558-75-5811
伊豆大仁開発(株)大仁カントリークラブ	浮橋 1198-1	重油	15,500	0558-79-0221
大仁ホテル	吉田 1178	灯油	50,000	0558-76-1111
伊豆の国市斎場(榎木の杜)	韮山多田 979-1	灯油	4,000	055-944-0979
(有)東洋ドライ	神島 127-1	重油	9,600	0558-76-8897

＜給油取扱所＞

名称	所在地	品名	数量(リットル)	電話番号
(有)和泉屋	南江間 798-1	ガソリン 軽油 灯油 3石	20,600 10,000 9,600 1,800	055-947-3767
(有)蛭海商店伊豆長岡給油所	古奈 309-1	ガソリン 軽油 灯油 3石 4石	19,200 9,600 10,000 800 2,000	055-948-1319
サガミシード(株) 長岡サービスステーション	小坂 281-3	ガソリン 軽油 灯油 3石 4石	45,000 20,000 15,000 2,000 2,000	055-947-6277
JASS-PORT 韮山	韮山山木 4-1	ガソリン 軽油 灯油 3石 4石	40,000 20,000 30,000 2,000 1,200	055-940-0820
(有)芹沢商店	中條 405	ガソリン 軽油 灯油 3石	40,000 10,000 10,000 2,000	055-949-0001
(株)伊豆にらやまカントリークラブ	中 1613	ガソリン 軽油	2,500 2,500	055-944-0152
伊伝(株)大仁給油所	吉田 74	ガソリン 軽油 灯油 3石 4石	30,000 20,000 10,000 2,000 2,000	0558-76-1371
(株)クリタ 大仁給油所	守木 380-9	ガソリン 軽油 灯油 3石 4石	48,000 11,000 11,000 2,000 600	0558-75-0505

名称	所在地	品名	数量(リットル)	電話番号
(有)田京スタンド田京給油所	御門 62-1	ガソリン 軽油 灯油 3 石	31,000 10,000 21,000 1,000	0558-76-2044
大東商事(株) 田原野給油所	田原野 322	ガソリン 軽油 灯油 4 石	17,000 7,000 6,000 600	0558-76-1463
(株)ENEOS ウィング セルフ大仁 SS	吉田 390-1	ガソリン 軽油 灯油 3 石	88,000 20,000 20,000 2,000	0558-75-5581
大熱海国際ゴルフクラブ	長者原 1240-4	ガソリン 軽油	4,000 6,000	0558-79-0011
伊豆大仁開発(株) 大仁カントリークラブ	浮橋 1198-1	ガソリン 軽油	6,000 4,000	0558-79-0221
矢田工業(株)	宗光寺 199	ガソリン 軽油	4,750 23,750	0558-76-3356
駿東伊豆消防本部田方中消防署	白山堂 327-1	ガソリン 軽油	5,000 5,000	0558-76-0119

＜一般取扱所＞

名称	所在地	品名	数量(リットル)	電話番号
新光洋電機(有)	北江間 1489-1	廃油 3 石	50,000	055-948-0897
(有)池田燃料店	古奈 441	灯油	9,500	055-948-0505
杉山商店	南江間 165	灯油	9,500	055-948-1281
順天堂大学医学部附属静岡病院	長岡 1129	重油	3,571	055-948-3111
三養荘	壺之上 270	重油	6,470	055-947-1111
(有)根本燃料店	南條 480	灯油	10,000	055-949-1088
土屋住宅設備機器(株)	中 720-1	灯油	10,000	055-949-1329
富士伊豆農業協同組合 伊豆の国地区本部	南條 800	灯油 重油	10,000 70,000	055-949-3211
大仁ホテル	吉田 1178	灯油	3,500	0558-76-1111
大仁カントリークラブ	浮橋 1198-1	灯油	1,070	0558-79-0221
(株)マキバハンディホームセンター	田京 141-1	灯油	29,500	0558-76-6600
エスポット菰山店	寺家 160-6	灯油	21,000	055-940-2211
旭化成ファーマ(株)HS 工場	三福 632-1	1 石 2 石 3 石 アルコール類 自己反応物質	30,760 5,900 26,000 50,800 200	0558-76-7071
旭化成ファーマ(株)診断薬工場	三福 632-1	1 石 2 石 4 石 アルコール類	16,000 320 200 1,600	0558-76-7071
旭化成ファーマ(株)コジェネ棟	三福 632-1	3 石	29,596	0558-76-7071
(株)T O S E I S 試運転場	中島 244	2 石 4 石	1,138 180	0558-76-2283
(株)T O S E I CL 試運転場	中島 244	2 石	1,268	0558-76-2283
旭化成ファーマ(株)新ボイラー棟	三福 632-1	3 石	21,303	0558-76-7071

名称	所在地	品名	数量(リットル)	電話番号
順天堂大学医学部附属静岡病院	長岡 1129	重油	14,544	055-948-3111
昭和舗道(株)	三福 396-1	重油	3,200	0558-76-1663
昭和舗道(株)	三福 396-1	重油	4,800	0558-76-1663
(有)根本燃料店	南條 480	灯油	21,000	055-949-1088
大仁焼却場	三福 1363-88	2 石	2,500	
		4 石	2,003	

＜移動タンク貯蔵所＞

名称	所在地	品名	数量(リットル)	電話番号
新光洋電機(有)	北江間 1489-1	廃油(3 石)	3,600	055-948-0897
新光洋電機(有)	北江間 1489-1	重油	14,000	055-948-0897
新光洋電機(有)	北江間 1489-1	廃油(3 石)	4,400	055-948-0897
新光洋電機(有)	北江間 1489-1	廃油(3 石)	3,500	055-948-0897
新光洋電機(有)	北江間 1489-1	廃油(3 石)	5,000	055-948-0897
(有)池田燃料店	古奈 441	灯油	1,900	055-948-0505
東京プロパン商会	古奈 80-1	灯油	1,900	055-948-0737
富士伊豆農業協同組合 伊豆の国地区本部	南條 800	重油	4,000	055-949-3211
富士伊豆農業協同組合 グリーンプラザ伊豆の国	山木 54-3	灯油	1,940	055-949-3211
(有)芹沢商店	南條 453-15	2 石	2,000	055-949-2741
(有)芹沢商店	南條 453-42	灯油・軽油	3,000	055-949-2741
木村土木(株)	中 1398-2	重油	2,000	055-949-1322
土屋住宅設備機器(株)	中 720-1	灯油	2,500	055-949-1329
(有)根本燃料店	南條 480	灯油	1,350	055-949-1088
富士伊豆農業協同組合 伊豆の国地区本部	南條 800	重油	3,000	055-949-3211
富士伊豆農業協同組合 グリーンプラザ伊豆の国	山木 54-3	灯油	1,350	055-949-3211
富士伊豆農業協同組合 グリーンプラザ伊豆の国	山木 54-3	灯油	1,940	055-949-3211
サガミシード(株)長岡サービスステーション	小坂 32-1	2 石・3 石	3,000	055-947-6277

＜屋外タンク貯蔵所＞

名称	所在地	品名	数量(リットル)	電話番号
三養荘	壺之上 270	重油	35,000	055-947-1111
長岡清掃センター	南江間 2139-1	重油	10,000	055-948-2536
昭和舗道(株)	三福 396-1	重油	20,000	0558-76-1663
臼井国際産業(株)大仁工場	田中山 1369	重油	20,000	0558-76-1881
旭化成ファーマ(株)	三福 632-1	重油(3 石)	50,000	0558-76-7071
旭化成ファーマ(株)	三福 632-1	重油(3 石)	50,000	0558-76-7071

＜屋内貯蔵所＞

名 称	所在地	品名	数量(リットル)	電話番号
東洋新虹(株)	北江間 1397	1 石	830	055-948-4655
		2 石	1,000	
		3 石	200	
		アルコール類	100	

名 称	所在地	品 名	数量(リットル)	電話番号
東洋新虹(株)	北江間 1397	1 石 2 石 3 石 アルコール類	1,700 400 400 100	055-948-4655
ヒノキ新薬アイディエフ(株)	長岡 1407-48	1 石 2 石 3 石 4 石 動植物油 アルコール類 特殊引火物	150 600 7,200 1,500 1,500 3,700 5	055-948-2511
臼井国際産業(株)伊豆長岡工場	壺之上 150-1	2 石 3 石 4 石	2,360 1,800 2,900	055-948-2305
A B B 日本ベーレー(株)	原木 511	1 石 2 石 3 石 4 石 アルコール類	1,260 1,080 250 700 600	055-949-3311
臼井国際産業(株)大仁工場	田中山 1369	1 石 2 石 3 石 4 石	400 800 1,000 1,500	0558-76-1811
(株) T O S E I	中島 244	1 石 2 石 3 石 4 石 アルコール類	1,440 1,900 1,000 300 90	0558-76-2283
大熱海国際ゴルフ(株)	長者原 1240	ガソリン 灯油 4 石	200 600 2,000	0558-79-0011
東芝テック(株)大仁事業所	大仁 570	1 石 2 石 3 石 4 石 アルコール類	1,600 1,400 1,500 1,500 650	0558-76-9245
旭化成ファーマ(株)共同第一ビル	三福 632-1	特殊引火物 1 石 2 石 3 石 4 石 アルコール類	200 200 360 1,500 72 1,600	0558-76-7071
旭化成ファーマ(株)品質管理棟	三福 632-1	特殊引火物 1 石 2 石 3 石 4 石 アルコール類	25 185 460 120 30 300	0558-76-7071
旭化成ファーマ(株)共同第三ビル	三福 632-1	特殊引火物 1 石 2 石 3 石 アルコール類	20 810 250 190 1,280	0558-76-7071

名 称	所在地	品 名	数量(リットル)	電話番号
旭化成ファーマ(株)生物評価棟(建物外)	三福 632-1	特殊引火物 1 石 2 石 アルコール類	10 535 1,500 640	0558-76-7071
旭化成ファーマ(株)生物評価棟(建物内)	三福 632-1	特殊引火物 1 石 2 石 3 石 アルコール類	15 545 108 400 980	0558-76-7071
旭化成ファーマ(株)創薬棟	三福 632-1	特殊引火物 1 石 2 石 4 石 アルコール類	60 1,944 126 18 450	0558-76-7071
旭化成ファーマ(株)薬理研究所	三福 632-1	特殊引火物 1 石 2 石 3 石 アルコール類	28 71 25 20 875	0558-76-7071
(株)キョウデンプレシジョン	三福 80-2	1 石 2 石 3 石 4 石 アルコール類	158.72 1,130 1,000 400 320	0558-76-0670
旭化成ファーマ(株)RS 工場東側 屋内貯蔵所	三福 632-1	アルコール類	2,810	0558-76-0670
(株)キョウデンプレシジョン 狩野川工場	白山堂 302-1	2 石 3 石 4 石 アルコール類	3,000 1,600 1,100 200	0558-76-0670
モビリティパーク	長者原 1445-481	1 石 2 石 3 石	200 400 452	0558-79-0213
臼井国際産業(株) 伊豆江間工場	北江間 1430	3 石 4 石	2,500 1,500	055-946-5010
旭化成ファーマ(株) 屋内貯蔵所	三福 632-1	1 石 2 石 3 石 4 石 アルコール類 特殊引火物	3,060 160 60 30 700 60	0558-76-7071

＜屋外貯蔵所＞

名称	所在地	品 名	数量(リットル)	電話番号
東京電力(株)田方変電所	田京 1259-11	3 石	400,000	055-937-2254

＜製造所＞

名称	所在地	品 名	数量(リットル)	電話番号
新光洋電機(有)	北江間 1489-1	3 石	19,320	055-948-0897
旭化成ファーマ(株)RS 工場	三福 632-1	1 石	120,000	0558-76-7071

＜簡易タンク貯蔵所＞

名称	所在地	品名	数量(リットル)	電話番号
伊豆大仁開発(株) 大仁カントリークラブ	浮橋 1198-1	ガソリン	597	0558-76-1111

2-11-1 鉄道の異常気象時における運転中止等の基準（伊豆箱根鉄道）

伊豆箱根鉄道株式会社

- (1) 気象異常時の場合、駅長・乗務員及び路線係員は、異常気象を感知するか、または気象情報を受けたときは、その状況により列車の運転休止、列車の徐行、線路工事の中止、路線及び踏切道の特別警戒等により、すべての運連保安に関する事項について特に注意する。
- (2) 濃霧、降雪の場合、乗務員は列車標識を夜間の方式にし、視界の限度において停止できる速度に低下させ、汽笛を吹鳴しながら運転する。
- (3) 強風、暴風、大雨の場合、駅長は、風速が毎時 25 メートル程度となり、突風等のため運転上危険であると判断したときは、運転指令者に報告するとともに、一時列車の出発を見合わせ、通過列車は停止させる。
- (4) 運連指令者は、駅長から風速が毎秒 30 メートル以上となり、運転上危険である旨の報告を受けたときは、一時列車の運転を見合わせる旨の指示をする。
- (5) 運転士は、風力の激しい箇所はなるべく列車の速度が均一となるように努め、急速な過疎奥、または原則をしない。また、運転上危険であると判断したときは、なるべく安全な個所に停止し必要に応じてパンタグラフを降下して転動防止の手配をする。
- (6) 土砂崩壊のおそれがある区間に侵入する列車は、特に注意して運転するとともに、前夜暴風、大雨があったときの初列車は、特に土砂崩壊、浸水、倒木等があることを予想して、路線の状態に注意して運転する。
- (7) 落雷、雷鳴の場合、駅長は、運転上危険であると判断したときは、一時列車の出発を見合わせ、通過列車は停止させる。また、駅構内に停車中の列車または車両のパンタグラフの降下手配をする。
- (8) 乗務員は、直ちにパンタグラフを降下し、制動力に支障がない程度において最寄り駅まで運転を継続するか、または地形を考慮して停止する。
- (9) 路線が浸水した場合、道床その他に異常がなくても、水深がレール面上に達したときは、その区間は列車または車両を運転してはならない。
- (10) 地震の発生を感知するか、情報を入手したときは、直ちに列車無線により全列車にこれを伝達するとともに、その程度に応じて、次により取扱うものとする。

この場合、震度 5 以上の地震のときは、自動的に発報信号による停止信号を現示する。

- ① 震度 5 以上（計測震度 4.5 以上）の場合
列車運転休止…全路線・構造物の点検をし、異常がないことを確かめた後
区間発列車 25km/h 以下
以後、平常運転に復す。
- ② 震度 4（計測震度 4.4 以下）の場合
列車一旦停止…一旦停止後、区間初列車 25km/h 以下
区間次列車 45km/h 以下
重点箇所点検終了後正常運転に復す。
- ③ 震度 3 以下（計測震度 3.4 以下）の場合
正常運転…ただし、駅長、乗務員からの報告等により列車の運転が危険と認めたときは、前号の取扱いに準ずる。

2-16-1 自主防災組織一覧表

(令和4年4月1日現在)

＜伊豆長岡地区＞

番号	自主防災組織名	世帯数	人口	番号	自主防災組織名	世帯数	人口
1	堀之上区	97	246	10	谷戸区	162	398
2	古奈区	1,556	3,313	11	仲之台区	198	470
3	天野区	639	1,124	12	鳥打区	162	421
4	長岡区	2,212	4,130	13	珍野区	75	206
5	小坂区	248	561	14	町屋区	301	649
6	富士見区	352	834	15	大北区	123	327
7	長瀬区	95	249	16	千代田区	310	726
8	戸沢区	25	63	17	長塚区	113	246
9	花坂区	21	42				
				合計		6,689	14,005

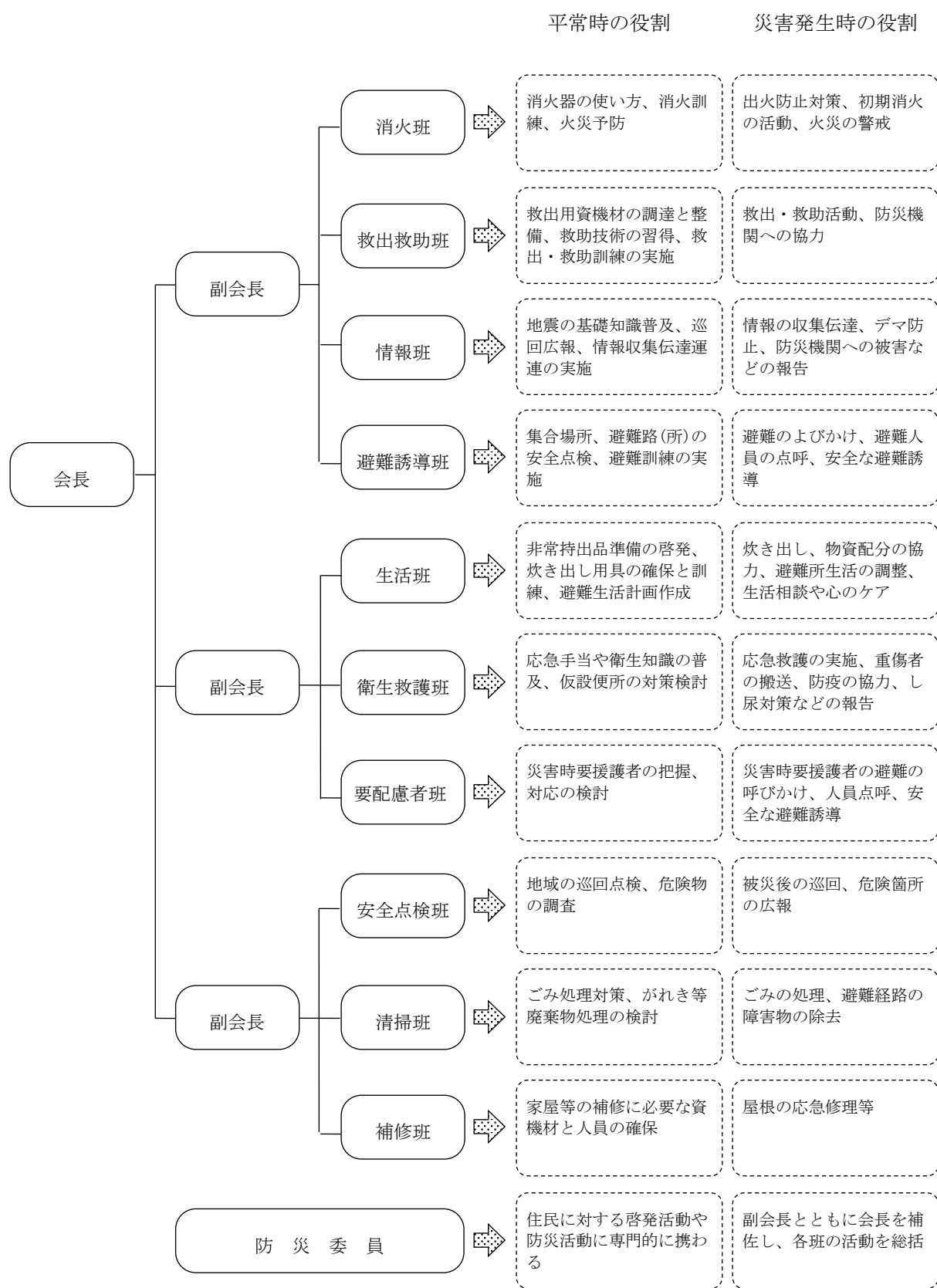
＜韮山地区＞

番号	自主防災組織名	世帯数	人口	番号	自主防災組織名	世帯数	人口
1	金谷区	<u>91</u>	<u>197</u>	10	中條区	<u>474</u>	<u>989</u>
2	山木区	<u>356</u>	<u>867</u>	11	南條区	<u>1,622</u>	<u>3,440</u>
3	多田区	225	585	12	中区	<u>602</u>	<u>1,443</u>
4	奈古谷区	<u>406</u>	<u>1,090</u>	13	高原区	<u>67</u>	<u>148</u>
5	大仙区	<u>61</u>	<u>147</u>	14	内中区	58	143
6	長崎区	<u>80</u>	235	15	土手和田区	<u>589</u>	<u>1,443</u>
7	原木区	933	<u>2,228</u>	16	立花台区	<u>349</u>	<u>775</u>
8	四日町区	<u>1,347</u>	<u>3,192</u>	17	みどり区	<u>348</u>	<u>532</u>
9	寺家区	<u>707</u>	<u>1,587</u>	18	富士見ニュータウン	<u>213</u>	<u>329</u>
				19	小松ケ原	<u>92</u>	<u>143</u>
				合計		<u>8,620</u>	<u>19,513</u>

＜大仁地区＞

番号	自主防災組織名	世帯数	人口	番号	自主防災組織名	世帯数	人口
1	大仁区	800	1,640	10	宗光寺区	170	399
2	吉田区	457	1,147	11	田中山区	130	273
3	中島区	120	291	12	下畑区	44	104
4	神島区	217	455	13	浮橋区	226	532
5	三福区	965	2,367	14	田原野区	57	146
6	田京区	1,550	3,363	15	長者原区	37	88
7	御門区	277	653	16	立花区	382	864
8	白山堂区	81	188	17	星和区	141	330
9	守木区	513	1,204				
				合計		6,167	14,044

2-16-2 自主防災組織編成図



2-16-3 自主防災組織規約

自主防災組織規約(例)

この規約は自主防災組織の骨子である規則の参考例として掲載するものである。なお、計画、訓練等については「自主防災組織活動マニュアル(初めてのリーダーのために)」（静岡県発行、平成25年9月改訂版）を活用すること。

(名称)

第1条 この組織は、〇〇区自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本組織の事務所は、〇〇に置く。

(目的)

第3条 本組織は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に関する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の災害時における情報の収集伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導等の応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本組織の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本組織は、〇〇区内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本組織に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 防災委員 2人
- (4) 幹事 若干人
- (5) 監査役 2人
- (6) 会計 1人

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は〇年とする。ただし、補欠の役員は前任者の残任期間とする。

4 再任は妨げない。

(役員の任務)

第7条 会長は本組織を代表し会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 幹事は幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

4 監査役は本組織の会計監査を行う。

5 会計は本組織の会計をつかさどる。

(会議)

第8条 本会に総会 及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は本組織の最高機関で合って、各隣組から選出される代議員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他総会が特に必要と認めた事。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、幹事及び会計によって構成する。

2 幹事会は、次に事項を審議し実施する。

- (1) 総会に提出すべき事。
- (2) 総会より委任された事。
- (3) 幹事会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第11条 本組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災組織の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 地震等の発生時における情報の情報伝達、出火防止、初期消火、救出、救護及び避難誘導等に関する事。
- (5) その他必要事項

(会議)

第12条 本組織の会費は、総会の決議を経て別に定める。

(経費)

第13条 本組織の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、本組織の運営監理に関し必要な事項は幹事会で定める。

附 則

この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

2-20-4 福祉避難所一覧表

	施設名	所在地	電話番号
1	特別養護老人ホーム いちごの里	北江間45-1	055-947-5947
2	養護老人ホーム 長岡寮湯の家	長岡1157-1	055-948-0722
3	特別養護老人ホーム 萠山・ぶなの森	萠山山木391-1	055-940-0027
4	特別養護老人ホーム めくもりの里	田京1259-29	0558-76-6700
5	児童発達支援センター きららか	萠山多田610-1	055-944-6172
6	特別養護老人ホーム プレーゲおおひと	白山堂408-9	0558-76-7300

3-2-1 伊豆の国市防災会議条例

伊豆の国市防災会議条例

制定 平成17年4月1日条例第118号

改正 平成24年10月9日条例第18号

改正 平成28年2月26日条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和38年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、伊豆の国市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 伊豆の国市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市町の意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく命令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、事務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 法第2条第4号に規定する指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 静岡県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 静岡県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 駿東伊豆消防本部の職員のうちから市長が任命する者
 - (6) 市長が市の職員のうちから指名する者
 - (7) 教育長
 - (8) 消防団長
 - (9) 市の区域において業務を行う法第2条第5号に規定する指定公共機関又は同上第6号に規定する指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者
- 6 委員の定数は、30人以内とする。
- 7 第5項第9号、第10号及び第11号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、静岡県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学歴経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に任命される第3条第5項第9号及び第10号に掲げる委員の任期は、同条7項の規定に関わらず、平成19年3月31日までとする。

附 則（平成24年10月9日条例第18号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊豆の国市防災会議条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、第1条の規定による改正前の伊豆の国市防災会議条例第3条第5項第10号の規定により任命された者のうち自主防災組織を構成する者で、施行日の前日において現に委員である者は、第1条の規定による改正後の伊豆の国市防災会議条例第3条第5項第10号の規定による委員として任命されたものとみなす。

附 則（平成28年2月26日条例第10号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

3-2-2 伊豆の国市防災会議構成図（委員名簿）

	所属・役職等	該当区分
会 長	伊豆の国市長	
委 員	国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所長	1 号
	陸上自衛隊第34普通科連隊第5中隊長	2 号
	静岡県東部地域局東部危機管理監	3 号
	静岡県東部健康福祉センター所長	3 号
	静岡県沼津土木事務所長	3 号
	静岡県大仁警察署長	4 号
	駿東伊豆消防本部田方中消防署長	5 号
	伊豆の国市副市長	6 号
	伊豆の国市企画財政部長	6 号
	伊豆の国市総務部長	6 号
	伊豆の国市危機管理監	6 号
	伊豆の国市市民環境部長	6 号
	伊豆の国市健康福祉部長	6 号
	伊豆の国市福祉事務所長	6 号
	伊豆の国市産業部長	6 号
	伊豆の国市都市整備部長	6 号
	伊豆の国市教育長	7 号
	伊豆の国市消防団長	8 号
	西日本電信電話株式会社静岡支店長	9 号
	東京電力パワーグリッド株式会社伊豆支社長	9 号
	伊豆箱根鉄道株式会社代表取締役社長	9 号
	静岡県道路公社東部管理センター所長	9 号
	伊豆の国市区連合会会長	10 号
	伊豆の国市区連合会副会長	10 号
	伊豆の国市区連合会副会長	10 号
	伊豆の国市議会議長	11 号
	伊豆の国市赤十字奉仕団委員長	11 号
	保健師	11 号
	伊豆の国市建設業協会	11 号
	伊豆の国市上下水道協同組合	11 号

※ 「該当区分」は、伊豆の国市防災会議条例第3条第5項において該当する号を示す。

3-2-3 伊豆の国市災害対策本部条例

伊豆の国市災害対策本部条例

制定 平成17年4月1日条例第119号

改正 平成24年10月9日条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、伊豆の国市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

4 副本部長及び本部員以外の本部の職員は、本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をこれに充てる。

4 部長は、部の事務を総理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月9日条例第18号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

3-3-1 災害時応援協定等一覧

令和4年3月1日 現在

	名称	協定先	内容	締結年月日
1	災害時等の相互応援に関する協定	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町	災害時における食料・物資の供給、施設の提供、職員の派遣	平成17年 4月1日
2	災害時における応急対策業務に関する協定書	伊豆の国市建設業協会	公共施設等における災害の未然防止応急対策工事、被災地等の応急復旧工事	平成17年 5月23日
3	災害時における協力体制に関する協定書	(福)伊豆の国市社会福祉協議会	要援護者に対する避難誘導、要援護者用車両の無償提供	平成17年 8月9日
4	危険物等保安対策に関する相互協定	三島警察署、大仁警察署、駿東伊豆消防組合、静岡県LPガス協会田方地区会、東京電力㈱沼津支店伊豆支社・三島支社、函南町、伊豆の国市、伊豆市、函南町消防団、伊豆の国市消防団、伊豆市消防団、田方危険物安全協会、田方地区旅館ホテル防災対策協議会長、静岡県石油商業組合田方支部、田方地区防災対策協議会	関係機関が相互に協力することにより危険物等の事故を未然に防止し、事故及び災害が発生した場合はその被害を最小限に食い止めることを目的とする	平成17年 12月1日
5	災害時における医療救護活動に関する協定 災害時における医療救護活動に関する協定	(社)田方医師会(社)田方医師会	災害時における医療救護活動の万全を期するための協定	平成18年 5月29日 平成18年 5月29日
6	災害時における学校施設使用に関する覚書	静岡県立菰山高等学校 静岡県立伊豆中央高等学校	避難地、避難所としての使用	平成18年 5月30日 平成21年 4月1日
7	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町 【神奈川県】小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町 【山梨県】富士吉田市、身延町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町	災害時における食料・物資の供給、施設の提供、職員の派遣	平成18年 11月30日

	名称	協定先	内容	締結年月日
8	災害時に要援護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	(福)春風会 (ぬくもりの里) (福)長岡寮湯の家 (福)あやめ会 (いちごの里) (福)函要会 (菰山・ぶなの森) (福)輝望会 (きららか) (福)春風会 (プレーグおおひと)	災害時に要援護者等の避難施設として使用することについての協力	平成19年 1月19日 平成22年 12月17日 平成29年 4月1日 平成30年 3月8日
9	災害時における協力に関する協定	(株)ジェイエイ・メモリアルセンター、(株)ベルホール年輪堂	遺体の収容及び安置に必要な資機材、消耗品及び施設の提供	平成19年 3月2日
10	災害時に必要な物資の供給に関する協定	マックスバリュ東海(株)	物資の供給	平成19年 3月16日
11	災害時等の相互応援に関する協定書	京都府長岡京市	災害時における食料・物資の供給、職員の派遣	平成20年 1月29日
12	災害時の医療救護活動に関する協定	田方歯科医師会伊豆の国支部	災害時における医療救護活動の万全を期するための協定	平成20年 7月28日
13	災害時の医療救護活動に関する協定	田方薬剤師会伊豆の国支部	災害時における医療救護活動の万全を期するための協定	平成20年 7 月28日
14	非常災害放送に関する協定書	(株)エフエムみしま・かなみ	非常災害放送の実施	平成20年 10月21日
15	災害時の医療救護活動に関する協定書	(財)田方保険医療対策協会 伊豆保健医療センター 順天堂大学医学部附属静岡病院	救護病院の設置、医療救護活動に必要な事項を定める	平成21年 2月25日 平成24年 4月23日
16	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町、静岡県土地家屋調査士会	災害発生時の家屋被害認定調査の実施協力	平成21年 4月1日
17	災害時における飲料水の供給等に関する協定書	(株)ミロク	災害時における生活飲料水の供給等	平成21年 7月1日
18	災害時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書	(社)静岡県宅地建物取引業協会	災害時における民間賃貸住宅の空き家情報の提供	平成21年 10月23日
19	電話設備の設置に関わる運用保守覚書	東京電力(株)沼津支店伊豆支社	電力保安通信用電話設備の運用保守	平成22年 3月29日
20	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局長	災害発生時における情報交換	平成23年 3月23日
21	災害時における非常災害放送に関する協定書	静岡エフエム放送株式会社	非常災害放送の実施	平成23年 5月30日

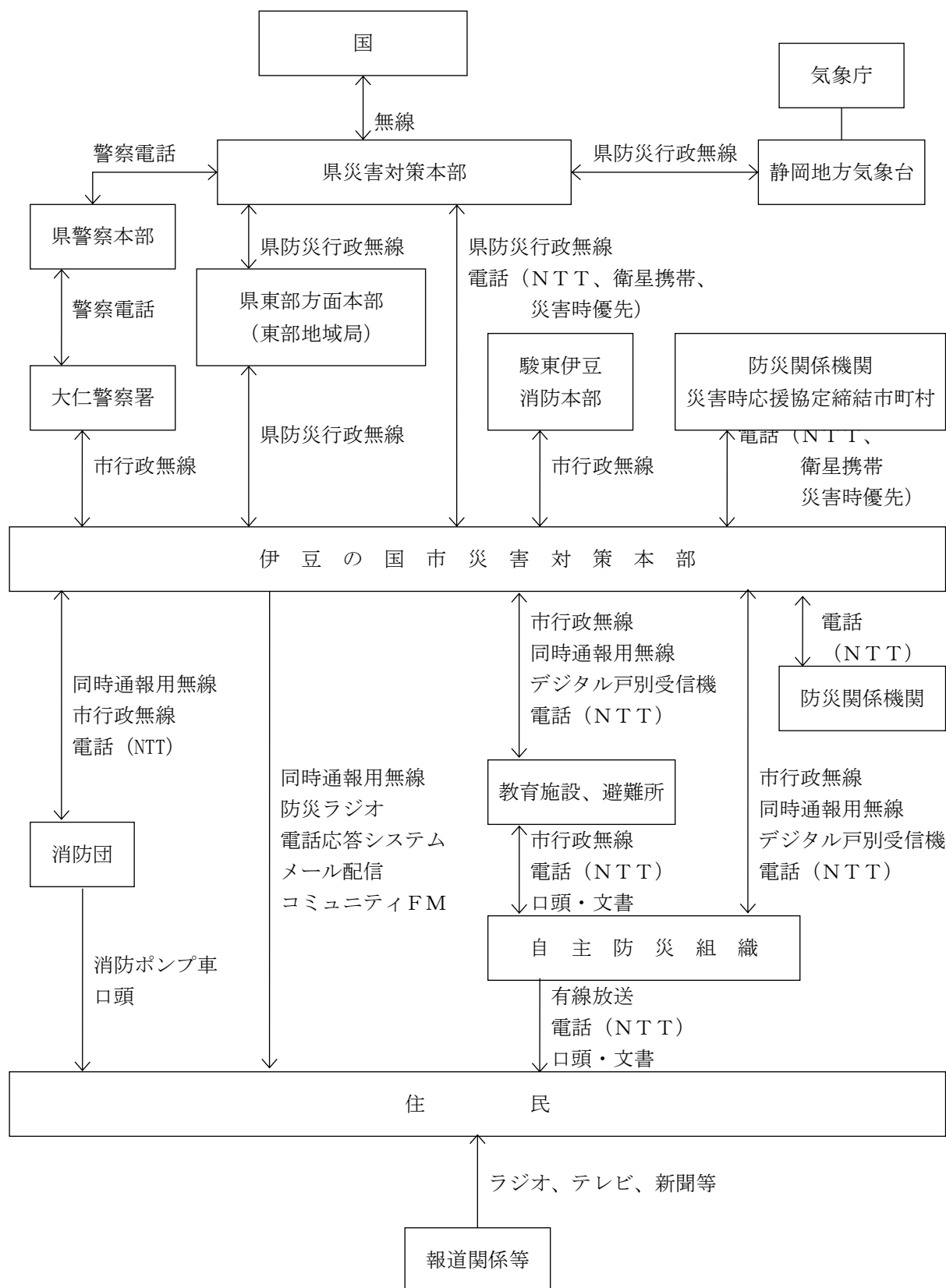
	名称	協定先	内容	締結年月日
22	災害時における測量設計等業務委託に関する協定書	(社)静岡県測量設計業協会	公共施設における測量、設計、用地測量及び用地調査業務	平成23年 6月1日
23	災害時における上下水道施設の応急措置の協力に関する協定書	伊豆の国市上下水道協同組合	災害時における上下水道施設の応急措置業務	平成23年 8月31日
24	災害時における応急対策活動に関する協力協定書	静岡県環境施設メンテナンス協同組合	災害時における下水道施設の応急対策活動	平成23年 8月31日
25	駿豆線沿線地域活性化協議会災害時等における協力に関する協定書	三島市、函南町、伊豆市、伊豆箱根鉄道(株)	旅客の避難及び地域住民への情報伝達の実施	平成24年 3月21日
26	災害時における事業所施設の使用に関する協定書	(株)ツイン	パーラーツイン(鍵を受領、保管)伊豆の国市古奈213-3	平成24年 12月26日
27	災害時における生活物資及びその他応急措置に必要な物資の供給等支援に関する協定	(株)ココカラファイン	市内2店舗(長岡店、田京店)にある物資を無償提供	平成25年 2月1日
28	災害時における物資供給に関する協定	(株)アクティオ	レンタル機械、日用生活雑貨品等の優先供給	平成25年 2月1日
29	災害時に係る境内建物等の使用に関する覚書	宗教法人 洞泉院	避難所として寺を使用することについて伊豆の国市大仁295-1	平成25年 2月6日
30	災害時における事業所敷地の使用に関する覚書	旭化成(株)	旭化成ファーマ(株)の敷地(三福632-1)を避難場所、応急対策用地として使用する	平成25年 8月23日
31	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話(株)静岡支店	特設公衆電話の利用に関する覚書	平成25年 11月20日
32	災害時等における緊急放送に関する協定	(株)FMいずのくに	緊急放送の実施(通常放送の中断、市の放送の割込み等)について	平成26年 2月14日
33	災害時等における防災用ヘリポートとしての利用に関する報告	一般社団法人MOA自然農法文化事業団	MOA大仁農場を防災用ヘリポートとして利用することについて	平成27年 3月4日
34	災害時における支援協力に関する協定	静岡県トラック協会東部支部	防災用備蓄資器材、支援物資等の避難所等への配送、物資の一時保管、仕分け業務	平成27年 6月22日

	名称	協定先	内容	締結年月日
35	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	伊豆長岡温泉旅館協同組合	要配慮者等の避難場所として市内の旅館及びホテル等の宿泊施設を提供	平成27年 7月13日
36	災害時等における水道の応急対策活動に関する協定	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社	災害時等の水道施設の被災等に対し、相互に協力して応急対策を実施	平成27年 10月27日
37	伊豆の国市災害ボランティア本部の設置運営等に関する協定	社会福祉法人伊豆の国市社会福祉協議会	災害ボランティア本部の設置運営等の手続き、経費負担等に関する協定	平成27年 11月20日
38	水害時における一時避難施設としての使用に関する協定	伊豆長岡温泉旅館協同組合	水害時の市民・観光客等の一時避難施設として組合指定の施設を使用に関する協定	平成28年 8月23日
39	災害時における宿泊施設の提供に関する協定	(株)伊東園ホテルズ	大規模災害時において、宿泊施設を避難所として使用することに関する協定	平成28年 9月26日
40	災害時における生活物資及びその他応急措置に必要な物資の補給等支援に関する協定	ウエルシア薬局(株)	大規模災害時、生活物資及びその他応急措置に必要な物資等の支援	平成28年 10月6日
41	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	静岡県行政書士会	災害救助法が適用される時、被災者に対し相談窓口の開設・行政手続等の支援に関する協定	平成28年 12月13日
42	郵便差出箱への避難所名表示ステッカーの貼付に関する協定書	日本郵便(株) 三島郵便局	避難場所の周知	平成29年 2月23日
43	災害発生時における市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便(株) 三島郵便局 日本郵便(株) 伊豆長岡郵便局	災害時の車両や被害情報の提供	平成29年 3月28日
44	災害時における物資供給に関する協定	(株)蔵屋鳴沢	大規模災害時の観光客等への物資供給に関する協定	平成29年 7月25日
45	災害時における情報収集の協力に関する協定	(株)正治組	無人航空機等使用した情報収集、要救助者等の捜索	平成30年 2月16日

	名称	協定先	内容	締結年月日
46	災害時等における消防用水等の支援に関する協定	(有)長岡生コンクリート 野村マテリアルプロダクツ(株)	災害時における活動を万全に期するため、運搬車による水の運搬や水利の確保等をする	平成30年 6月15日
47	災害時における学校施設使用に関する覚書	静岡県立東部特別支援学校	災害等で被害が生じた際に、避難地及び避難所として施設を使用することに関する覚書	平成30年 8 月31日
48	災害時における司法書士相談業務の支援に関する協定	静岡県司法書士会	災害が発生し、市が災害対策本部を設置した場合の被災者支援のために必要な司法書士相談業務の実施	平成30年 11月13日
49	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	災害に備え市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ行政機能の低下を軽減させるための協力	平成31年 2月5日
50	災害時等における施設利用の協力に関する協定	イハラサイエンス(株)	災害時における施設使用の協力、防災ヘリポートとして利用することについて	令和元年 8月30日
51	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	災害時に使う備蓄用地図及びWEBで利用できる住宅地図の無料提供	令和元年 9月26日
52	平時の災害対策及び災害時被災者支援活動に関する協定	静岡県弁護士会	平時及び災害時における被災者支援活動について	令和元年 9月30日
53	災害時における支援協力に関する協定	(株)KENZO	無人航空機を使用した情報収集等、既存建物の調査、支援物資の配送	令和元年 12月25日
54	災害時における地質調査等業務委託に関する協定	(一社)静岡県地質調査業協会	災害時における災害応急復旧工事に必要な地質調査等業務	令和2年 1月17日
55	災害時における物資の供給等に関する協定	コアレックス信栄(株)	ティッシュペーパー及びトイレットペーパー等の供給	令和2年 3月12日
56	災害時における事業所施設の使用等に関する協定書	(株)時之栖	災害時における避難場所及び災害時応急対策用地としての使用	令和2年 4月28日
57	災害時における食料等の提供に関する協定書	(株)村の駅	災害時における食料の提供	令和2年 4月28日

	名称	協定先	内容	締結年月日
58	災害時における食料等の提供及び施設の利用に関する協定書	御殿場高原ビール(株)	災害時における食料等の提供及び施設の利用	令和2年 4月28日
59	災害時における自転車の使用に関する協定書	(株)ミヤタサイクル	災害時の応急対策活動に従事するものへの自転車の使用	令和2年 4月28日
60	災害時における事業所施設の使用に関する協定書	(株)不二商事	レインボーいずながおか店の立体駐車場（伊豆の国市長岡169番地の1）を避難地として使用	令和2年 7月9日
61	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定書	東京電力パワーグリッド株式会社	災害時における、協力関係の構築	令和2年 12月22日
62	災害時等における施設利用の協力に関する協定書	臼井国際産業株式会社	災害時における施設利用及び避難地としての使用	令和3年 7月28日
63	緊急時開放備蓄型自動販売機に関する覚書	大塚ウエルネスベンディング(株) 東海ビバレッジサービス(株)	災害時における自動販売機内に在庫された庫内商品の提供	令和3年 10月1日
64	災害時における石油類燃料等の供給に関する協定書	静岡県石油商業組合田方支部	災害時における緊急車両及び防災対策上重要な施設への燃料の優先供給	令和4年 4月27日
65	災害時等の母子支援に関する協定書	一般社団法人 静岡県助産師会	被災中においても母子支援を確保できるよう体制を確保	令和4年 6月29日
65	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における作業用品や日用品等の物資供給	令和5年 1月27日

3-4-1 情報通信系統図



3-4-2 市防災行政無線

【無線局構成表】

＜移動系＞

無線局種別	呼出名称	電波の形式、周波数及び空中線電力
前進基地局	ぎょうせい たなかやま	24K3 G7W 272.0125MHz 2W 24K3 G7W 272.4125MHz 2W 24K3 G7W 271.6125MHz 2W
陸上移動局	いずのくにし	24K3 GID 262.2375MHz 2W 24K3 GIE GID GIC 262.0375MHzから262.2125MHzまで25KHz間隔の周波数 16波 2W 24K3 GIE GID GIC 262.2625MHzから264.8125MHzまで25KHz間隔の周波数110波 2W 24K3 GIE GID GIC 264.8375MHzから265.2125MHzまで25KHz間隔の周波数128波 2W

＜固定系＞

無線局種別	呼出名称	電波の型式、周波数及び空中線電力	用途・形態	設置（配置）場所
固定局	こうほう いずながおか	F 3 E 68.865MHz 5W	同報通信	本庁舎放送室
固定局	こうほう にらやま	F 3 E 69.15 MHz 1W	同報通信	田方消防訓練場放送室
固定局	こうほう おおひと	F 3 E 57.26 MHz 0.1W F 3 E 69.72 MHz 0.5W	同報通信	大仁庁舎放送室 田中山
固定局	いずのくにし	C 1 55.865MHz 0.1W C 16 62.945MHz 5W	デジタル 同報通信	本庁舎放送室 田中山

【子局設備場所一覧表】

番号	スピーカー形状		所在地			
	ストレート	レフレックス	大字	小字	番地	目標物等
本庁	2	4	長岡	楠田	341-1	市役所本庁
1		4	北江間	茅畑	471	大北公民館
2		4	北江間	丸山	1018	
3		4	南江間	堤下	1124-2	長岡北小学校
4		3	南江間	町屋	797-1	消防団第4分団南江間詰所
5		4	南江間	中川原	77-2	谷戸コミュニティセンター
6		2	南江間	清水久保	692	
7		3	南江間	クツヌキ	2008-11	
8	1	2	北江間	久根添	365-1	
9		4	南江間	森之木	436-1	南江間公民館
10		4	北江間	大師山	1103 地先	
11		4	北江間	小屋山	1726-25 地先	
12		6	北江間	長塚	1363-2	長塚公民館跡地
13		3	南江間	西之入	2186-5	珍野公民館
14		3	壺之上	中河原	356-5	
15		4	古奈	鑑田	1110-1	
16		4	古奈	中之台	240-1	アクシスカつらぎ
17		4	古奈	久津巻	528-2	

番号	スピーカー形状		所在地			
	ストリート	レフレックス	大字	小字	番地	目標物等
18		4	古奈	込和田	171-2	
19		4	古奈	榎之本	419	水道ポンプ場千歳水源
20		4	富士見	関口	867-4	古奈第1水源
21		4	花坂	前田	126-1	
22		4	長岡	諏訪松	798-1	
23		3	長岡	洞	922-1	宮塚公民館
24		6	長岡	柳坪	673-1	
25		4	長岡	東ヶ久保	1011-6	
26		4	長岡	神戸	616-2	神戸交差点
27		2	長岡	北之入	520-1	長岡保育園
28		4	長岡	蔵之前	414-1	
29		2	長岡	弥勒洞	1345-42	
30	2	2	長岡	高天原	1	温泉神社
31	1	1	長岡	猿渡り	1109-1	長岡郵便局裏
32		1	長岡	井戸向	1334-13	
33		4	長岡	若宮	1294-1	長岡南小学校
34		4	富士見	網代海道	844-1	
35		4	天野	出口	7-1	天野公民館
36		4	天野	松原	364	
37		4	小坂	久保田	430	小坂公民館
38		3	小坂	向谷戸	601-1	みかん園入口
39		2	小坂	沢	306	
40		5	長瀬	竹之内	212-6	
41		3	戸沢	角田	43-1	戸沢公民館
42		3	長瀬	月ヶ洞	97-1	
43	2	2	四日町	滝山境	234-3	子育て支援センターすみれ
44	2	1	菰山金谷	西之入	101-1	
45		3	菰山菰山	菰山金谷	10	江川邸駐車場
46	1	2	菰山山木	郷土	540-2	山木第二会館
47	2	2	菰山多田	藪下	572-1	多田公民館
48	2	2	奈古谷	樋倉	1641-1	
49	2	1	奈古谷	小野沢	1125	徳隣院
50		5	奈古谷	神明原	712-9	
51	1	3	長崎	新屋敷	377	
52		3	原木	糠田	1239	愛宕神社
53	3	2	原木	高大縄	770	熊野神社
54	2	2	原木	上町	103-1	
55		2	原木	箱根田	1343	富士美幼稚園
56	1	3	四日町	中北条	1092-1	八坂神社
57		4	四日町	道下	356-6	菰山小学校
58		4	寺家	稲置	137-6	消防団第7分団詰所

番号	スピーカー形状		所在地			
	ストレート	レフレックス	大字	小字	番地	目標物等
59		4	寺家	稲置	112-5	寺家公民館
60	1	1	寺家	野島	685-1	
61		4	中條	連源寺	146	真珠院
62	2	3	中條	新古川	243-2	湯ノ原ポンプ場
63		4	南條	台地	692-5	伊豆長岡駅市営駐輪場
64	2	2	南條	河東	32-1	
65		3	南條	田中	988-2	田中公民館
66	1	2	南條	真如山	1244-1 地先	荒神社
67		2	南條	岩戸洞	1384-1	市営岩戸団地
68	2	1	中	伊賀野山	1398-3	山田公民館
69		4	中	坂本道添	771-3	中公民館
70	1	2	中	宮下	283-5	反射炉自然公園
71	2	4	中	長者ヶ原	494	
72	3	1	中	皆沢日影	976-25	
73		3	内中	森下	142	内中公民館
74	2	1	韮山土手和田	和田	150-1	和田島共同出荷所
75	2	1	四日町	池田	158-2	
76		4	中	一杯水	1616-34	
77	2	1	中	芳ヶ洞	1613-58	高原公民館
78		4	中	下八丁	1607-53	高原分校
79	2	2	韮山山木	荒久	1224-2	富士見ニュータウン管理事務所
80	2		奈古谷	笹築	2205-514	
81	2	1	奈古谷	中峠	2227-224	小松ヶ原別荘地管理事務所
82	3	2	韮山多田	野グロ	983-642	
83		4	奈古谷	長洞	2207-252	
84	1	3	奈古谷	蔵原	2216-1	エメラルドタウン管理事務所
85		4	田京	西ノ町	299-6	市役所大仁庁舎
86		2	大仁	淵端	110-1 地先	大仁淵端児童遊園地
87	1	4	大仁	南ノ段	540-1	大仁駅前駐車場
87-1		1	大仁	久保川	809-11	
88		1	大仁	上山畑	177-2	
89		2	吉田	御社	877-3	
90	1	4	吉田	榎田	109-2	吉田神社跡
91		4	吉田	城内	580	吉田公民館
92		2	吉田	鍋沢	837-4	市営鍋沢住宅
92-1		2	三福	内鍋沢	1054-1	大仁中学校グラウンド
93		4	吉田	城城	545-16	
94		4	中島	日之前	257-3	中島防災センター
95		2	神島	大田	1485	後山
96		2	神島	石取場	1412-7	
97		3	神島	谷戸	1130-2 地先	神島集会所

番号	スピーカー形状		所在地			
	ストリート	レフレックス	大字	小字	番地	目標物等
98		3	神島	山之根	1024 地先	
99		2	神島	平島	122-1	
100		2	三福	大洞	1265-9	日吉神社
101		4	三福	仲道	623-4	消防団第 10 分団三福詰所
102	1	3	三福	溝越	321-3	大仁小学校
103	1	3	三福	山口上	1156-2	三福山口集会所
104		2	下畑	出払	630-43	旭平集会所
105		2	田京	見ル目	277-1 地先	
106		3	三福	奥田	239-1	大仁警察署
107		4	田京	台地	380-2	田京公民館
108	1	4	田京	城	596-1	
109	1	1	田京	会下洞頭	923-1	
110		2	御門	川平	376-9	雇用促進住宅
111		5	御門	上町	30-4	御門防災センター
112		2	御門	淀橋	139-3	消防団第 12 分団守木詰所
113		4	守木	平石	168-2	大仁北小学校
114	1	2	守木	前山田	248-1	
115		3	守木	川野	128	
116		3	守木	川野	824	守木川野公園
117		3	立花	一丁目	188	
118		3	立花	二丁目	230	
119		4	宗光寺	清水向	804-1	
120		2	宗光寺	下加留田	69-2	宗光寺公民館
121	1	1	宗光寺	横山段	662-86	星和区公民館
122		2	宗光寺	小山田	118-7	
123		4	宗光寺	岩谷口	682-2	
124		4	下畑	小向田	75-1	
125		4	田中山	高塚	927-3	スコリア採石場跡地南側
126		2	田中山	高塚	958	
127		4	田中山	松岡	1002	田中山南公会堂北側
128		3	田中山	柿木沢	778-1	三室戸学園
129		3	田中山	学校下	656-1	旧田中山分校西側
130		2	田中山	大金洞	1136-1	田中山公民館
131		2	田中山	馬ノ背	530	
132		2	田中山	安野坂	422-4	
133		3	田中山	不動原	298	
134		4	田中山	女塚	152-1	
135		3	田中山	不動原	291	田中山北集会場
136	2	2	田中山	女塚	57-1	
137		3	田中山	女塚	67-11	
138		2	田中山	女塚	18-1	田中山北組公民館

番号	スピーカー形状		所在地			
	ストレート	レフレックス	大字	小字	番地	目標物等
139	2	2	田中山	安野坂	380-1	
140		4	浮橋	土沢	1600-166	
141	1	2	浮橋	茅野	1597-3	さつきヶ丘グラウンド
142		2	浮橋	安野	1021	
143		4	浮橋	広田	888-1	
144		3	浮橋	川尻	931	
145	2	1	浮橋	下原	473 地先	
146		4	浮橋	小向	151-1	賀茂神社入口
147		4	浮橋	大沢野所山	1605-1	大仁農場
148		4	田原野	中田	96-1	田原野公民館
149		2	田原野	元屋敷	528-1	
150		3	長者原	鳳落前	1238-338	
151		3	長者原	板橋	1241-70	
中継局			田中山	女塚	208	田中山中継局

【基地局・移動局一覧表】

＜長岡地区＞

無線局種別	呼出名称	用途・形態	設置（配置）場所
陸上移動局	いずのくにし 1 0 1	統制台	本庁災害対策室
	いずのくにし 1 0 2	副統制台	本庁放送室
	いずのくにし 1 0 5	ポータブル統制局	本庁災害対策室
	いずのくにし 4 0 3	半固定局	本庁電算室
	いずのくにし 4 0 4	半固定局	本庁電算室
	いずのくにし 7 0 4	半固定局	災害対策室
	いずのくにし 4 0 5、4 0 6	半固定局	長岡中央公民館（あやめ会館）
	いずのくにし 4 1 3	半固定局	伊豆保健医療センター
	いずのくにし 4 1 5	半固定局	長岡総合会館（アクシスかつらぎ）
	いずのくにし 2 0 1	車携帯局	危機管理課 ランドクルーザー
	いずのくにし 2 0 2	車携帯局	危機管理課 クリッパー
	いずのくにし 2 0 7	車携帯局	危機管理課 ラクティス
	いずのくにし 2 0 9	車携帯局	危機管理課 エブリィ
	いずのくにし 3 0 1～3 0 8 3 2 1～3 2 7	携帯局	災害対策室
	いずのくにし 3 1 0、3 1 1、3 1 2、 3 3 0、3 4 0	携帯局	建設課
	いずのくにし 3 1 5、3 1 6	携帯局	水道課、下水道課
	いずのくにし 3 0 9、3 1 7、3 1 8	携帯局	学校教育課

無線局種別	呼出名称	用途・形態	設置（配置）場所
陸上移動局	いずのくにし 3 2 9、6 0 1～6 0 4	携帯局	消防団本部
	いずのくにし 7 0 1	半固定局	消防団第 1 分団古奈詰所
	いずのくにし 7 0 2	半固定局	消防団第 2 分団長岡詰所
	いずのくにし 7 0 5	半固定局	消防団第 3 分団長瀬詰所
	いずのくにし 7 0 6	半固定局	消防団第 4 分団南江間詰所
	いずのくにし 7 0 7	半固定局	消防団第 4 分団北江間詰所
	いずのくにし 5 0 1	車携帯局	消防団第 1 分団消防車両(古奈)
	いずのくにし 5 0 2	車携帯局	消防団第 2 分団消防車両
	いずのくにし 2 0 6	車携帯局	消防団第 2 分団消防車両(タンク車)
	いずのくにし 5 0 5	車携帯局	消防団第 3 分団消防車両
	いずのくにし 5 0 6	車携帯局	消防団第 4 分団消防車両(南江間)
	いずのくにし 5 0 7	車携帯局	消防団第 4 分団消防車両(北江間)
	いずのくにし 5 0 4	携帯局	消防団第 3 分団消防車両
	いずのくにし 8 0 1	半固定局	壺之上公民館
	いずのくにし 8 0 2	半固定局	古奈公民館
	いずのくにし 8 0 3	半固定局	天野公民館
	いずのくにし 8 0 4	半固定局	長岡区民館
	いずのくにし 8 0 5	半固定局	小坂公民館
	いずのくにし 8 0 6	半固定局	富士見区公民館
	いずのくにし 8 0 7	半固定局	長瀬公民館
	いずのくにし 8 0 8	半固定局	戸沢公民館
	いずのくにし 8 0 9	半固定局	花坂公民館
	いずのくにし 8 1 0	半固定局	谷戸コミュニティセンター
	いずのくにし 8 1 1	半固定局	南江間公民館
	いずのくにし 8 1 2	半固定局	鳥打公民館
	いずのくにし 8 1 3	半固定局	珍野公民館
	いずのくにし 8 1 4	半固定局	町屋公民館
	いずのくにし 8 1 5	半固定局	大北公民館
	いずのくにし 8 1 6	半固定局	千代田公民館
	いずのくにし 8 1 7	半固定局	長塚公民館
	いずのくにし 8 5 1	半固定局	江間防災センター
	いずのくにし 9 0 5	半固定局	長岡中学校
	いずのくにし 9 0 6	半固定局	長岡南小学校
	いずのくにし 9 0 7	半固定局	長岡北小学校
	いずのくにし 9 1 8	半固定局	長岡保育園
	いずのくにし 9 2 1	半固定局	長岡幼稚園
	いずのくにし 9 2 6	半固定局	しょうれんじこども園

＜ 韮山地区 ＞

無線局種別	呼出名称	用途・形態	設置（配置）場所
陸上移動局	いずのくにし 203	車携帯局	韮山支所 タウンエースノア
	いずのくにし 401、407	半固定局	田方消防訓練場
	いずのくにし 408	半固定局	韮山福祉・保健センター
	いずのくにし 605～608	携帯局	消防団本部
	いずのくにし 708	半固定局	消防団第5分団詰所
	いずのくにし 709	半固定局	消防団第6分団詰所
	いずのくにし 710	半固定局	消防団第7分団詰所
	いずのくにし 711	半固定局	消防団第8分団南條詰所
	いずのくにし 509	車携帯局	消防団第5分団消防車両
	いずのくにし 510	車携帯局	消防団第6分団消防車両
	いずのくにし 511	車携帯局	消防団第7分団消防車両
	いずのくにし 513	車携帯局	消防団第8分団消防車両(南條)
	いずのくにし 512	携帯局	富士見ニュータウン自主防災会
	いずのくにし 818	半固定局	金谷研修センター
	いずのくにし 819	半固定局	山木産業会館
	いずのくにし 820	半固定局	多田区公民館
	いずのくにし 821	半固定局	長崎会館
	いずのくにし 822	半固定局	原木公民館
	いずのくにし 823	半固定局	四日町公民館
	いずのくにし 824	半固定局	寺家区公民館
	いずのくにし 825	半固定局	中条区公民館
	いずのくにし 826	半固定局	南條区民ホール
	いずのくにし 827	半固定局	立花台区公民館
	いずのくにし 828	半固定局	中公民館
	いずのくにし 829	半固定局	高原公民館
	いずのくにし 830	半固定局	内中公民館
	いずのくにし 831	半固定局	松並公民館
	いずのくにし 832	半固定局	みどり区自治会館
	いずのくにし 849	半固定局	韮山生涯学習センター
	いずのくにし 902	半固定局	県立伊豆中央高校
	いずのくにし 903	半固定局	県立東部特別支援学校
	いずのくにし 904	半固定局	県立韮山高校
	いずのくにし 908	半固定局	韮山小学校
	いずのくにし 909	半固定局	韮山南小学校

陸上移動局	いずのくにし 910	半固定局	菰山中学校
	いずのくにし 911	半固定局	菰山体育館
	いずのくにし 917	半固定局	富士美幼稚園
	いずのくにし 919	半固定局	あゆみ保育園
	いずのくにし 922	半固定局	共和幼稚園
	いずのくにし 927	半固定局	ちとせ保育園
	いずのくにし 928	半固定局	菰山保育園

＜大仁地区＞

無線局種別	呼出名称	用途・形態	設置（配置）場所
前進基地局	ぎょうせいたなかやま	移動通信 前進基地局	田中山配水池
陸上移動局	いずのくにし 208	車携帯局	危機管理課 エスクード
	いずのくにし 402、409、414	半固定局	大仁庁舎
	いずのくにし 313、314	携帯局	農林課 商工課
	いずのくにし 319、320	携帯局	環境企画課 環境整備課
	いずのくにし 331～339	携帯局	大仁庁舎
	いずのくにし 609～612	携帯局	消防団本部
	いずのくにし 713	半固定局	消防団第9分団大仁詰所
	いずのくにし 714	半固定局	消防団第9分団吉田詰所
	いずのくにし 715	半固定局	消防団第10分団三福詰所
	いずのくにし 716	半固定局	消防団第11分団詰所
	いずのくにし 717	半固定局	消防団第12分団
	いずのくにし 718	半固定局	消防団第10分団浮橋詰所
	いずのくにし 719	半固定局	消防団第10分団田原野詰所
	いずのくにし 720	半固定局	消防団第9分団神島詰所
	いずのくにし 721	半固定局	消防団第12分団田中山詰所
	いずのくにし 514	車携帯局	消防団第9分団消防車両(大仁)
	いずのくにし 516	車携帯局	消防団第9分団消防車両(吉田)
	いずのくにし 517	車携帯局	消防団第10分団消防車両(三福)
	いずのくにし 518	車携帯局	消防団第11分団消防車両
	いずのくにし 519	車携帯局	消防団第12分団消防車両(守木)
	いずのくにし 520	車携帯局	消防団第12分団消防車両(宗光寺)
	いずのくにし 521	車携帯局	消防団第10分団消防車両(浮橋)

無線局種別	呼出名称	用途・形態	設置（配置）場所
陸上移動局	いずのくにし 5 2 2	車携帯局	消防団第 10 分団消防車両(田原野)
	いずのくにし 5 2 5	車携帯局	消防団第 9 分団消防車両(神島)
	いずのくにし 5 2 6	車携帯局	消防団第 12 分団消防車両(田中山)
	いずのくにし 4 1 1	半固定局	駿東伊豆消防本部第二方面本部
	いずのくにし 4 1 2	半固定局	大仁警察署
	いずのくにし 8 3 3	半固定局	大仁公民館
	いずのくにし 8 3 4	半固定局	吉田公民館
	いずのくにし 8 3 5	半固定局	中島公民館
	いずのくにし 8 3 6	半固定局	神島集会センター
	いずのくにし 4 1 0	半固定局	後山集会所
	いずのくにし 8 3 7	半固定局	三福公民館
	いずのくにし 8 3 8	半固定局	田京公民館
	いずのくにし 8 3 9	半固定局	白山堂公民館
	いずのくにし 8 4 0	半固定局	守木公民館
	いずのくにし 8 4 1	半固定局	宗光寺公民館
	いずのくにし 8 4 2	半固定局	立花公民館
	いずのくにし 8 4 3	半固定局	星和区公民館
	いずのくにし 8 4 4	半固定局	田中山公民館
	いずのくにし 8 4 5	半固定局	下畑公民館
	いずのくにし 8 4 6	半固定局	浮橋公民館
	いずのくにし 8 4 7	半固定局	田原野公民館
	いずのくにし 8 4 8	半固定局	長者原公民館
	いずのくにし 8 5 0	半固定局	御門防災センター
	いずのくにし 8 5 2	半固定局	中島防災センター
	いずのくにし 9 1 2	半固定局	大仁中学校
	いずのくにし 9 1 3	半固定局	大仁小学校
	いずのくにし 9 1 4	半固定局	大仁北小学校
	いずのくにし 9 1 5	半固定局	大仁東小学校
	いずのくにし 9 1 6	半固定局	ひまわり保育園
	いずのくにし 9 2 0	半固定局	ひまわり保育園大仁分園
	いずのくにし 9 2 3	半固定局	のぞみ幼稚園
	いずのくにし 9 2 4	半固定局	田京幼稚園
	いずのくにし 9 2 9	半固定局	慈恩こども園

3-4-3 県防災行政無線（静岡県総合情報ネットワークシステム）

【無線局概要】

<長岡地区>

免許人	静岡県		
無線局種別	固定局	無線局の目的	防災行政用
運用許容時間	常時	通信の相手方	免許人所属の防災鞍掛固定局
通信事項	防災行政事務に関する事項		
設置場所	静岡県伊豆の国市長岡 340 番地の 1 伊豆の国市役所構内		
呼出名称	ぼうさいいずのくにし	電波の形式	16K O F 2 D F 2 C F 3 E
周波数	61.61MH z	空中線電力	5 W

3-4-4 県相互防災無線

【無線局概要】

<長岡地区>

無線局種別	呼出名称	電波の型式、周波数及び空中線電力
陸上移動局	いずながおか ぼうたい 1	F 3 E 158.35 MH z 5 W
陸上移動局	いずながおか ぼうたい 2	F 3 E 466.775MH z 5 W

3-4-5 気象予報・警報等の種類と発表基準

＜注意報＞

注意報の種類		基準値
気象注意報	風雪	平均風速 12m/s 雪を伴う
	強風	平均風速 12m/s
	大雨	表面雨量指数 10
		土壌雨量指数 106
	大雪	降雪の深さ 平地：5cm 山地：10cm
	濃霧	視程 100m
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度50%
	なだれ	1. 降雪の深さが30cm以上あった場合 2. 積雪が40cm以上あって最高気温が15℃以上の場合
	着氷(雪)	著しい着氷(雪)が予想される場合
	霜	最低気温 早霜・晩霜期に4℃以下
	低温	最低気温 冬期－4℃以下
その他の注意報	洪水	流域雨量指数 6.9（韮山古川流域）、9.7（深沢川流域）
		複合基準 5、6.1（韮山古川流域）、8、29.2（狩野川流域）
		指定河川洪水予報による基準 狩野川〔大仁・徳倉〕

※ 上記の基準によって災害が起こるおそれがあるときに発表される。

※ 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに5km四方の領域ごとに算出する。

※ 流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに5km四方の領域ごとに算出する。

＜警報＞

警報の種類		基準値
気象警報	暴風	平均風速 20m/s
	暴風雪	平均風速 20m/s 雪を伴う
	大雨(浸水害)	表面雨量指数 18
	大雨(土砂災害)	土壌雨量指数 154
	大雪	降雪の深さ 平地：10cm以上、山地：20cm以上
その他の警報	洪水	流域雨量指数 8.7（韮山古川流域）、12.2（深沢川流域）
		複合基準 8、3.8（韮山古川流域）、8、45.5（狩野川流域）
		狩野川〔大仁・徳倉〕

※ 上記の基準によって重大な災害が起こるおそれがあるときに発表される。

※ 表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮し、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。

※ 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに5km四方の領域ごとに算出する。

※ 流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに5km四方の領域ごとに算出する。

＜特別警報＞ （平成25年8月30日より運用開始）

現象の種類	基準
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想される場合

- ※ 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。
- ※ 「数十年に一度」とは、平成3年から22年までの20年間分の観測データを用いて、50年に一回程度の頻度で発生すると推定される降水量及び土壌雨量指数の値「50年に一度の値」を求め、これを大雨特別警報に用いています。過去50年の間に実際に観測された値の最大値というわけではありません。

＜その他の情報＞

情報の種類	基準値
記録的短時間大雨情報	1時間雨量 110mm以上

3-4-6 広報文案（同時通報用無線による広報）

広報文（警戒宣言発令時）

警戒宣言発令情報

こちらは、広報いずのくにです。

本日〇時〇分、内閣総理大臣は、 以内に を震源域とする大規模な地震が発生する恐れがあり、静岡県全域を含む東海地域に警戒宣言を発令しました。

このため、市は、地震災害に備えた伊豆の国市地震災害警戒本部をただいま設置いたしました。

あわてる必要はありません

今後、テレビ・ラジオ・市からの情報に十分注意してください。

（以下繰り返し。）

お知らせを終わります。

広報文（警戒宣言発令時）

警戒宣言発令情報

こちらは、広報いずのくにです。

本日〇時〇分、静岡県全域を含む東海地域に警戒宣言が発令されました。

県内の交通機関の状況をお知らせします。

J Rでは、県内の新幹線、東海道線が、また、伊豆箱根鉄道線の在来線の列車をすべてもよりの安全な駅に停車させ、運転を打ち切っています。

また、バス等による振り替え輸送は行なわれておりません。

市内のバスも全面的に運転を中止しています。

（以下繰り返し。）

お知らせを終わります。

広報文（警戒宣言発令時）

警戒宣言発令情報

こちらは、広報いずのくにです。

本日〇時〇分、静岡県全域を含む東海地域に警戒宣言が発令されました。

道路状況をお知らせします。

道路は、パトカー、消防自動車、緊急車両優先となっています。

交通の円滑な流れを確保するため、市民の皆様はなるべく自動車の使用を控えてください。

自動車を止めるときは、なるべく道路の外又は道路の左側に止めて下さい。

自動車から離れる時は、キーは付けたまま窓を閉め、ドアロックはしないで下さい。

（以下繰り返し。）

お知らせを終わります。

広報文(警戒宣言発令時)

家庭内において実施すべき防災対策情報

こちらは、広報いずのくにです。
伊豆の国市地震災害警戒本部からお願いします。
火元は全部止めて火の始末をし、ガスの元栓を閉めてください。
活動しやすい服装に着替え、硝子が割れた時のために靴を準備してください。
非常持ち出し品を確認してください。
なお、市内の保育園、幼稚園、学校はすべて休みになります。
以上、家庭内の防災対策を今一度確認し、地震が起きた時には落ち着いて行動してください。
(以下繰り返し。)
お知らせを終わります。

広報文(警戒宣言発令時)

避難勧告・避難指示(緊急)情報

こちらは、広報いずのくにです。
伊豆の国市地震災害警戒本部から(避難勧告・避難指示(緊急))をします。
〇〇〇〇は、崖崩れ等の危険地域です。警戒宣言が発令されたため、警戒本部長は〇〇〇〇地区に対して(避難勧告・避難指示(緊急))をします。
〈避難指示(緊急)の場合〉
〇〇〇〇地区の住民は、〇〇〇〇等の所定の避難場所に自主防災会役員の誘導に従って避難するよう指示します。
その他の地域の住民は、自宅周辺の安全な空地、あるいは自主防災会で定めた避難地へ避難してください。
(以下繰り返し。)
お知らせを終わります。

※状況に応じて変更すること。

広報文(発災後 随時)

ライフライン(電気・電話・上水道・下水道・道路・橋梁・その他)の被害状況

こちらは、広報いずのくにです。
伊豆の国市災害対策本部からライフライン(電気・電話・上水道・下水道・道路・橋梁・その他)の被害状況をお知らせします。
1 現在、〇〇〇〇地区では、地震により電話がかかりにくくなっております。
〇〇では、全力をあげて復旧にあたっております。
2 現在、〇〇〇〇号線××では、地震により通行止めとなっております。
〇〇では、全力をあげて復旧にあたっておりますので、迂回をお願いします。
(以下繰り返し。)

※「災害の被害程度」、「復旧見込み」等住民生活に直接関係のある情報を提供する。住民の不安を解消することが大きな目的である。

広報文(浸水害・土砂災害時)

避難準備・高齢者等避難開始

こちらは、広報伊豆の国市です。
現在、大雨警報（又は土砂災害警戒情報）が発表されています。
土砂災害が発生する恐れが高まっています。
〇〇地区では、いつでも避難できるよう準備をしてください。
なお、避難に時間のかかる方は避難を開始してください。
ラジオ、テレビなどで最新の情報を入手してください。
崖くずれや前兆現象を発見した場合は、市役所までお知らせ下さい。
（以下繰り返し。）
お知らせを終わります。

※状況に応じて変更すること。

広報文(浸水害・土砂災害時)

避難勧告情報

こちらは、広報伊豆の国市です。
現在、土砂災害警戒情報が発表されています。（又は、近隣で土砂災害が発生しています。）
〇〇地区では、土砂災害の危険性が高まっています。
本日〇時〇分、〇〇地区に避難勧告を発表しました。
避難場所は、〇〇〇〇です。
落ち着いて避難してください。
（以下繰り返し。）
お知らせを終わります。

※状況に応じて変更すること。

広報文(浸水害・土砂災害時)

避難指示(緊急)情報

こちらは、広報伊豆の国市です。
現在、土砂災害警戒情報が発表されています。（又は、土砂災害が発生しました。）
〇〇地区では、土砂災害の危険が非常に高まっています。
本日〇時〇分、〇〇地区に避難指示を発表しました。
避難場所は、〇〇〇〇です。
落ち着いて避難してください。
（以下繰り返し。）
お知らせを終わります。

※状況に応じて変更すること。

3-4-7 報告に用いる被害程度の認定基準

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を損失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%以上に達した程度のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

3 非住家の被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公共保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失・埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に仮設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために保護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (9) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (10) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (11) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (12) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (13) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (14) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (15) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (16) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (17) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

指定公共機関の代表者及び指定行政機関の長が報告すべき次の被害を除く物的被害の概算額を百万円単位として計上する。（災害対策基本法施行規則第 2 条）

- (1) 法令又は予算によりその災害復旧事業費につき国庫負担若しくは国庫補助のある施設の被害
- (2) 農作物、林産物、畜産物（家畜・家きんを含む。）蚕繭及び水産物の被害
- (3) 国及び県の有する財産、施設の被害
- (4) 指定公共機関の被害
- (5) 指定行政機関の被害

7 その他

消防機関の活動状況の報告にあたっては、被害が発生し防災活動に従事した者で、待機は含まない。報告は、消防職員・消防団員別とし、使用した機材と主な活動内容を報告する。

なお、正確な員数が早急には把握することが困難な場合は、当初は概算でも差し支えない。

（消防庁「災害報告取扱要領」から抜粋（一部修正））

3-4-8 報告等の様式

指令・要請・回答・照会・報告 票

(NO. 1)

供 覧	本部長	副本部長	副本部長	副本部長	総括班長			情報係長	担 当	所属	班
		(副市長)	(教育長)	(消防団長)						職名	
										氏名	

コードNo			広報	可 ・ 否
情報ルート				
情報発信機関			経由機関 ()	情報伝達機関
受信日時	日 時 分		日 時 分	
受信者氏名				
受信整理番号	第 号	第 号	第 号	
発信日時	月 日 時 分		日 時 分	
発信者氏名				
発信整理番号	第 号	第 号		

(NO. 2)

被 害 速 報 (随時)

- 1 人的被災

2 住家被害

3 その他の被害
- 非住宅・道路・橋梁・河川・砂防・崖崩れ・港湾・

漁港・田畑・文教施設・病院・水道・鉄道・通信・

船舶・その他 ()
- 被害 (該当項目に○印)

供 覧												
情報源	住 民			消防団		自主防		確 認	確認済 (どこで)		警 察	
	その他 ()								未確認		その他	
市町村名			調 査 者			課	発 信 者			発 信 時 間	月 日	
	第 号							時 分				
支部名			受 信 者				発 信 者			発 信 時 間	月 日	
	第 号							時 分				
本部	第 号		受 信 者				受 信 時 間	月 日			時 分	
件 名			(第 報) 月 日 時 分 現在									
発 生	日 時											
	場 所											
	原 因											
状況 (人的被害) ・被害者の住所氏名 ・年齢等 (住家被害) ・居住者名 ・避難状況等 (その他の被害) ・路線、河川名 ・被災延長、崖土量 ・規制内容 ・復旧見込等												
死者	行方不明	負 傷 者		全 壊		半 壊		一部破損		床上浸水		床下浸水
人	人	重症	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	
		軽症	人	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	
		計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
この情報は		警 第 号 その他 ()		} で 記者発表 済		未 発 表						

(NO. 3)

災害定時及び確定報告書

様式第4号

供 覧												
被 害 報 告 受 信 簿										整理 検印 報告		
(市町村 第 報) 月 日 時 分 現在												
発信者	市 町 支 部 機 関			受信者				受信時刻	月 日 時 分			
災 害 発 生 の 日 時				月 日 時 分								
災 害 発 生 の 場 所				市 町								
災害対策本部設置状況				開設 月 日 時 分				廃止 月 日 時 分				
区 分		件 数		備 考		区 分		件 数		備 考		
人的被害	死 者		人			その他の被害	文 教 施 設		箇所			
	行方不明		人				病 院		箇所			
	負傷者	重傷者		人			道 路		箇所			
		軽傷者		人			橋 り ょ う		箇所			
		計		人			河 川		箇所			
住 家 の 被 害	棟数世帯数及び人員	全 壊 (流失)		棟			火災発生	港 湾		箇所		
				世帯				砂 防		箇所		
				人				清 掃 施 設		箇所		
		半 壊		棟				山(崖)くずれ		箇所		
				世帯				鉄 道 不 通		箇所		
				人				被 害 船 舶		隻		
		一部破損		棟				水 道		戸		
				世帯				電 話		回線		
				人				電 気		戸		
		床上浸水		棟				ガ ス		戸		
				世帯				ブ ロ ッ ク 塀		箇所		
				人		建 物		件				
		床下浸水		棟		危 険 物		件				
				世帯		そ の 他		件				
				人		り 災 世 帯 数		世帯				
		非住家の被害	官公署庁舎・公民館等		棟			り 災 者 数		人		
倉庫・土蔵・車庫・納屋等			棟		被 害 総 額		百万円					
田畑の被害	田 畑	流失・埋没		h a		避難勧告指示の状況	地 区 数		箇所			
		冠 水		h a			避難場所		箇所			
		流失・埋没		h a		人 員		人				
		冠 水		h a		消防機関の活動(出勤状況)		消防職員		人		
						消(水)防団員		人				
						計		人				

*震度5弱以上の市町村は、本部開設の有無に関わらず報告。

一般－１	市町村本部開設（準備）状況 （第１報）		広報	集	FUJISAN入力　済・未済
情報ルート	市　町　村 → 県　本　部 → 県　本　部 (集　約)				
情報発信機関		経由機関（　　　　　）	情報伝達機関		
受信月日・時刻			日　時　分	日　時　分	
受　信　者　氏　名					
発信月日・時刻	月　日　時　分	日　時　分			
発　信　者　氏　名					
整　理　番　号	第　　　　　号	第　　　　　号	第　　　　　号		
調査時点　　　月　　　日　　　時　　　分　現在　　　　　本部機能　　　可　　　否 機能開始　　　時　　　分					
１　本部員出動状況			２　設備作動状況		
区　分	氏　名	出動状況	設備名	作動状況	備　考
本　部　長		在　代理者　不在	防災無線	良　　　不良	
副本部長		在　代理者　不在	消防無線	良　不良　無	
〃		在　代理者　不在	同報無線	良　不良　無	
〃		在　代理者　不在			

様式第2号

*震度5弱以上の市町村は、本部開設の有無に関わらず報告。

一般-2	被害速報 (市町村庁舎(周辺)被害状況)		広報	集	FUJISAN入力 済・未済
情報ルート	市町村本部 -----> 県支部 -----> 県本部 (集約)				
情報発信機関			経由機関 ()		情報伝達機関
受信月日・時刻	日 時 分		日 時 分		日 時 分
受信者氏名					
発信月日・時刻	月 日 時 分		日 時 分		
発信者氏名					
整理番号	第 号		第 号		第 号
庁舎名					
1 庁舎の被害	(被害項目)		(被害評価)		
①人的被害	1 死者		①死者発生 (概ね 人) ②なし ③不明		
	2 負傷者		①負傷者発生 (概ね 人) ②なし ③不明		
	3 生き埋め者		①生き埋め者 (概ね 人) ②なし ③不明		
②施設被害					
a 建物被害	建物倒壊		①全壊あり ②半壊あり ③一部損壊あり ④なし		
b 火災被害	火災発生		①延焼中 ②鎮火 ③なし		
c ライフライン被害	1 電力被害		①全館停電 ②一部停電 ③なし		
	2 電話(一般回線)被害		①全館不通 ②一部不通 ③なし		
d 無線被害	1 防災行政無線(固定系)		①使用不可 ②一部不可 ③なし		
	2 防災行政無線(移動系)		①使用不可 ②一部不可 ③なし		
	3 同報無線		①使用不可 ②一部不可 ③なし		
	4 消防無線		①使用不可 ②一部不可 ③なし		
e 本部機能	1 災害対策本部		①開設不可(代替 可・不可) ②開設可能		
	2 本部要員参集状況		概ね (人参集)		

周辺被害状況

人的被害	死傷者	①不明 ②なし ③死傷者発生
火災被害	火災発生	①不明 ②なし ③火災発生 ④延焼火災発生(概ね 箇所)
建物被害	建物倒壊	①不明 ②なし ③倒壊少数 ④倒壊多数
地盤被害	山崖崩れ	①不明 ②なし ③山崖崩れ発生
	液状化現象	①不明 ②なし ③液状化発生
津波被害	津波被害	①不明 ②なし ③津波災害発生
その他被害	その他被害	

(NO. 6)

様式第 5 号

	情報種別 (該当に○)	要 請 ・ 照 会 ・ 回 答 ・ 報 告		
	要請種別 (該当に○)	救出・救護・消火・食料・物資・その他 ()		
一般－ 5	自 衛 隊 等 支 援 要 請 等		広報	△
情報ルート	市町村本部 県 支 部 県 本 部 警 察 署 警 備 本 部 市町村本部 → 県 支 部 → 県 本 部 市町村本部 → 警 察 署 → 警 備 本 部 県 支 部 ↓ 警 察 署 県 本 部 ↓ 警 備 本 部			
情報発信機関		経由機関 ()	情報伝達機関	
受信月日・時刻		日 時 分	日 時 分	
受信者氏名				
発信月日・時刻	月 日 時 分	日 時 分		
発信者氏名				
整理番号	第 号	第 号	第 号	

* 要請の際は、要請先、要請内容を記載する。

＜自衛隊に支援要請する場合の記入事項＞

＊地震発生直後は、音声により要求し、文書は後に発信

- 1 要請先（陸・海・空自衛隊を記載）
- 2 要請内容
 - （１）災害の状況及び派遣を要請する事由
（生き埋め者等支援を必要とする被害状況を記載）
 - （２）派遣を希望する期間 “撤収までの間”と記入
 - （３）派遣を希望する区域及び活動内容
 - （４）その他参考となるべき事項（例）
（可能な範囲内で差し支えない。発災直後は概括的に → 次第に詳細に）
 - ①当初の部隊集結地
 - ②ヘリコプター離着陸適地
（防災地図上の頁、X、Y、経度、緯度、大・中・小型ヘリ使用可否を記載）
 - ③道路状況
 - ④気象状況
 - ⑤自衛隊以外の活動機関（人員、場所等）
 - ⑥受入れ態勢（当初の集結場所、本部事務所、駐車場、宿舎、炊事場所等）
 - ⑦現地における調整先（相手、場所、連絡手段）

＜人命の救出活動支援要請における記入事項＞

- 1 応援を必要とする理由
(被災状況、救出が必要な人数、市町村または支部内機関での救出が困難なこと等)
- 2 応援を必要とする期間 “撤収までの間” と記入
- 3 応援を必要とする場所
防災地図上の頁、X、Y、経度、緯度
- 4 支援部隊受け入れ場所
(防災地図上の頁、X、Y、経度、緯度、大・中・小型ヘリ使用可否を記載)

＜食料及び日用品支援要請における記入事項＞

- 1 調達斡旋を必要とする理由
- 2 必要な緊急物資の品目
- 3 要請数量
- 4 引き渡しを受ける場所（防災地図上の頁、X、Y）及び引受責任者
ヘリコプターを利用する場合は、離着陸適地
(防災地図上の頁、X、Y、経度、緯度、大・中・小型ヘリ使用可否を記載)
- 5 連絡課及び連絡責任者
- 6 荷役作業員派遣の必要の有無
- 7 その他参考となるべき事項
経費負担区分等

参考

市町村名				
品 目				
数 量				
引き渡しを受ける場所				
ヘリポート位置	防災地図 P X Y 北緯 東経			

＜飲料水調達支援要請における記入事項＞

- 1 調達斡旋を必要とする理由
- 2 給水を必要とする人員
- 3 給水を必要とする期間及び給水量
- 4 給水する場所（防災地図上の頁、X、Yを記載）
- 5 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- 6 給水車両のみ借り上げの場合はその必要台数
- 7 連絡課及び連絡責任者

＜燃料調達支援要請における記入事項＞

- 1 必要なプロパンガスの量
- 2 必要な器具の種類及び個数
- 3 引き渡しを受ける場所（防災地図上の頁、X、Y）及び引受責任者

(NO. 7)

様式第6号

一般－6	自衛隊等支援受入れ状況		広報	△
情報ルート	市町村本部 → 県支部 → 県本部 ↓ 警察署 → 警備本部			
情報発信機関			経由機関 ()	情報伝達機関
受信月日・時刻			日 時 分	日 時 分
受信者氏名				
発信月日・時刻	月 日 時 分		日 時 分	
発信者氏名				
整理番号	第 号	第 号	第 号	第 号

1 ヘリポート等利用可能状況

ヘリポート名	可能 ○×	防災地図			北緯			東経			避難民等による支障	大・中・小型
		頁	X	Y	度	分	秒	度	分	秒		
											有 無	
											有 無	
											有 無	
											有 無	
											有 無	
											有 無	
											有 無	

2 臨時ヘリポート設置状況（県地域防災計画＜地震対策編＞資料編に記載されていないヘリポート）

臨時ヘリポート名	防災地図			北緯			東経			面積㎡ 縦×横	大・中・小型
	頁	X	Y	度	分	秒	度	分	秒		

3 集結地

集結地名	利用可能	防災地図			面積㎡ 縦×横	水 ○ ×	電気 ○ ×	避難民等による支障
		頁	X	Y				
								有 無
								有 無
								有 無
								有 無

* 1 各市町村で、平常時に記載できる事項は、記載しておくこと。

* 2 必要に応じ頁を追加する。

(NO. 8)

様式第6号－1

														警	災		
公－4－(1)	観光客等避難状況				月 日 時 現在				市町村名								
	緊急度	定時報告－1 4時間後定時報告－24（9時） 災害発生時至急伝達															
情報ルート																	
供 覧	市町村																
	支 部																
区 分	文書番号	受信者				受信日時				発信者				発信日時			
市町村	第 号					月 日 時 分								月 日 時 分			
支 部	第 号					月 日 時 分								月 日 時 分			
避難場所	避難人数	重・急病人等 要保護数				救護保護に必要な措置				避難計画の変更状況							
計																	

(NO. 9)

様式第 9 号

一般－ 9	社会秩序状況		広報	△	FUJISAN 入力 済・未済
情報ルート	市町村本部 県支部 県本部 国本部 駐・交番 警察署 警備本部 市町村本部 ↔ 駐・交番 市町村本部 → 県支部 駐・交番 → 警察署 県支部 ↔ 警察署 県支部 → 県本部 警察署 → 警備本部 県本部 ↔ 警備本部 県本部 → 国本部				
情報発信機関		経由機関 ()	経由機関 ()	情報伝達先機関	
受信月日・時刻		日 時 分	日 時 分	日 時 分	
受信者氏名					
発信月日・時刻	月 日 時 分	日 時 分	日 時 分		
発信者氏名					
整理番号	第 号	第 号	第 号	第 号	
混乱発生場所 (メッシュ番号)	混乱状態		応急措置	必要な措置	

様式第 10 号

一般－10	避難勧告・警戒区域設定状況				広報	集	FUJISAN 入力 済・未済
情報ルート							
情報発信機関		経由機関 ()		経由機関 ()		情報伝達先機関	
受信月日・時刻	日 時 分		日 時 分		日 時 分		
受信者氏名							
発信月日・時刻	月 日 時 分	日 時 分		日 時 分			
発信者氏名							
整理番号	第 号	第 号		第 号		第 号	
地 域 名		防災地図メッシュ番号				勧告・設定日時	理由 (津波・がけ崩れ・ 火事等)
		ABC の別	ページ	X	Y		
避難勧告指示状況							
警戒区域設定状況							

(1) A図→1万分の1：人口集中地区のみ

(2) B図→2万5千分の1：全県

(3) C図→5万分の1：全県

(NO. 11)

様式第 11 号

一般－11		(救援要請) 避難状況		広報	集	FUJISAN 入力 済・未済
情報ルート		市町村本部 県支部 県本部 国本部 駐・交番 警察署 警備本部 市町村本部 ↔ 駐・交番 市町村本部 → 県支部 駐・交番 → 警察署 県支部 ↔ 警察署 県支部 → 県本部 警察署 → 警備本部 県本部 ↔ 警備本部 県本部 -.-> 国本部				
情報発信機関			経由機関 ()	経由機関 ()	情報伝達先機関	
受信月日・時刻			日 時 分	日 時 分	日 時 分	
受信者氏名						
発信月日・時刻		月 日 時 分	日 時 分	日 時 分		
発信者氏名						
整理番号		第 号	第 号	第 号	第 号	
避難地数	避難人数	重・急病人等 要保護人数	救護保護に必要な措置		避難計画の変更状況	

様式第 19 号

		情報種別（該当に○）				救 援 、 食 糧 、 そ の 他 物 資						
民－1		避 難 所 設 置 状 況					広 報		集			
情報ルート												
情報発信機関						経由機関（ ）		情報伝達先機関				
受信月日・時刻						日 時 分		日 時 分				
受信者氏名												
発信月日・時刻		月 日 時 分				日 時 分						
発信者氏名												
整理番号		第 号				第 号		第 号				
避難所施設名		防災地図メッシュ番号				収容人員 (弱者数を記入)	物資不足状況					必要な 支援
		A B C の 別	ページ	X	Y		水	食糧	衣服	医療	その他	
既存建物												
野外仮設												

(1) A 図→1 万分の 1：人口集中地区のみ

(2) B 図→2 万 5 千分の 1：全県

(3) C 図→5 万分の 1：全県

(NO. 13)

様式第 22 号

衛－1	救 護 体 制 の 状 況			広 報	集
情報ルート	救 護 所 救 護 病 院 災害拠点病院 → 市町村本部 → 県 支 部 (集 計) → 県 本 部 (指 導 課)				
情報発信機関		経由機関 ()	経由機関 ()	情報伝達先機関	
受信月日・時刻		日 時 分	日 時 分	日 時 分	
受信者氏名					
発信月日・時刻	月 日 時 分	日 時 分	日 時 分		
発信者氏名					
整理番号	第 号	第 号	第 号	第 号	
区 分	設置数	備 考			
救 護 所					
救 護 病 院					
災害拠点病院	病院名	準 備 状 況			

様式第 23 号

衛－2	災害拠点病院及び救護病院の院内状況報告			広報	集	
情報ルート	<pre> graph LR A[災害拠点病院 救護病院] --> B[市町村本部] B --> C[県支部] C --> D[県本部 (指導課)] A -.-> C A -.-> D </pre>					
情報発信機関		経由機関 ()	経由機関 ()	情報伝達先機関		
受信月日・時刻		日 時 分	日 時 分	日 時 分		
受信者氏名						
発信月日・時刻	月 日 時 分	日 時 分	日 時 分			
発信者氏名						
整理番号	第 号	第 号	第 号	第 号		
1 手術機能等の状況						
区 分		手術機能	検査機能	病棟機能	給食機能	
(1) ほぼ計画どおり可能						
(2) 問題があり一部対応不能						
(3) 全く対応不能						
2 職員の状況						
区 分		医師	薬剤師	看護師	技師	その他職員
(1) ほぼ計画どおり可能						
(2) 一部対応不能						
(3) 全く対応不能						
3 建物の状況						
区 分					摘 要	
(1) ほぼ計画どおり可能						
(2) 一部対応不能						
(3) 全く対応不能						
4 電気、ガス、空調、水、エネルギー等の状況						
区 分		電気	ガス	水	空調	その他 ()
(1) ほとんど影響がない						
(2) 一部使用不能						
(3) 全く機能停止						
5 空床状況						
一般病床数		空 床 数		摘 要		
				仮設ベッド数		

(NO. 15)

様式第 102 号

水道－ 2	水 道 施 設 被 害						広報	可・否
情報ルート	警備本部 水道事業主体 → 市町村本部 → 県 支 部 → 県 本 部 (集約) (水利用課)							
情報発信機関		経由機関 ()		経由機関 ()		情報伝達先機関		
受信月日・時刻	日 時 分		日 時 分		日 時 分			
受信者氏名								
発信月日・時刻	月 日 時 分		日 時 分		日 時 分			
発信者氏名								
整理番号	第 号		第 号		第 号		第 号	
1 断水人口 特記事項								
2 二次被害状況 場 所 状 況								
3 復旧見込								
4 被害状況	貯水施設	取水施設	導水施設	浄水施設	送水施設	排水施設	その他	

(NO. 16)

様式第 103 号

水道－ 3	応 急 給 水 状 況			広報	可・否
情報ルート	警 備 本 部 水道事業主体 → 市町村本部 → 県 支 部 → 県 本 部 (集約) (水利用課)				
情報発信機関		経由機関 ()	経由機関 ()	情報伝達先機関	
受信月日・時刻		日 時 分	日 時 分	日 時 分	
受信者氏名					
発信月日・時刻	月 日 時 分	日 時 分	日 時 分		
発信者氏名					
整理番号	第 号	第 号	第 号	第 号	
応急給水地区					
期 日					
給 水 人 口					
給水応援団体					
応急給水地区					
期 日	月 日 時 分 現在				
給 水 人 口					
給水応援団体					
応急給水地区					
期 日	月 日 時 分 現在				
給 水 人 口					
給水応援団体					
応急給水地区					
期 日	月 日 時 分 現在				
給 水 人 口					
給水応援団体					
その他の応急給水状況					

3-5-1 報道機関一覧表

社名	本・支局	住所	電話	F A X
朝日新聞社	静岡支局 沼津支局	静岡市葵区常盤町 1-4 沼津市末広町 33	054-253-2101 055-951-1231	054-253-2103
産経新聞社	静岡支局	静岡市葵区追手町 10-112	054-255-5026	054-221-2771
静岡新聞社	本社 東部総局	静岡市駿河区登呂 3 丁目 1-1 沼津市魚町 1	054-284-8930 055-962-0380	054-286-5967 055-951-1400
中日・東京新聞	東海本社 沼津支局	浜松市東区葉新町 45 沼津市大手町 2-9-5	053-421-7711 055-962-1123	053-421-5218
日本経済新聞社	静岡支局	静岡市葵区西草深町 5-18	054-253-7191	054-252-4943
毎日新聞社	静岡支局 沼津支局	静岡市葵区七間町 8-20 沼津市西条町 19	054-254-2671 055-962-0204	054-254-2675
読売新聞社	静岡支局 沼津支局	静岡市葵区追手町 9-22 沼津市宮前町 10-7	054-252-0171 055-922-5110	054-251-3800
共同通信社	静岡支局	静岡市駿河区登呂 3 丁目 1-1	054-286-1251	054-284-3959
時事通信社	静岡総局 沼津支局	静岡市葵区追手町 9-18 沼津市添地町 37	054-252-1823 055-963-5115	054-254-0371
NHK	静岡放送局 沼津報道室	静岡市葵区西草深町 1-21 沼津市吉田町 1-1	054-274-1111 055-931-7475	054-284-8959
静岡放送	本社 東部総局	静岡市駿河区登呂 3 丁目 1-1 沼津市魚町 1	054-284-8950 055-962-0383	054-284-8959
テレビ静岡	本社 沼津支社	静岡市駿河区栗原 18-65 沼津市大手町 2-4-1	054-261-6115 055-951-1313	054-263-6111
静岡朝日テレビ	本社 東部支社	静岡市葵区東町 15 沼津市高島町 2-8	054-251-3300 055-926-6667	054-251-3317
静岡第一テレビ	本社 東部支局	静岡市駿河区中原 563 沼津市大手町 2-31-2	054-283-8118 055-963-4777	054-283-6509
静岡エフエム放送	本社 沼津支社	浜松市中区常盤町 133-24 沼津市大手町 2-4-23	053-457-1151 055-963-1105	053-457-1174
エフエムみしま・ かなみ	本社	三島市大社町 1-10	055-981-8600	055-981-8601
F M いずのくに		伊豆の国市四日町 772	055-940-0877	055-949-3194

3-6-1 災害救助事務手順表

災害救助事務手順表

本表は市町村における災害救助事務の一般的な進行手順を例示したものである。あくまでも一般的な例なので、当該災害の規模や救助体制に応じて、実施順序や実施内容の変更が必要な場合がある。

事項 段階	市町村における実施事項		留意事項
	項目	内容	
事前対策	避難所の確保	1 学校、公民館、民間の建造物の利用や 野外仮設建物の設置準備 2 福祉避難所や旅館・ホテル等借り上げ 避難所等、関係施設との協定締結 3 管理運営マニュアルの作成	大多数の住民が避難することを想定し、その必要な量の確保を図ること
	救助物資調達先の準備	1 備蓄物資の確保(事業者、団体等) 2 商工会等の事前打合せ	
	応急救助体制の整備	平常時から災害時を想定した訓練を実施	他市町との救助協定
	被害状況報告体制の確立	1 事前に担当区域を指定した調査班を設 け、調査責任者をおく。 2 市町村内各地区に情報連絡責任者及び 調査立会人を確保しておく。 3 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方 法、被害程度の判定基準、報告要領につ いて説明・訓練を行う。	・調査班の編成 ・調査立会人の確保 ・災害り災者調査原票 (様式1の1)等の調 査用紙、報告用紙の常 備
	災害ボランティア センターの体制の 確立	1 事前に運営に関する協定の締結や委託 契約書の準備 2 平常時から災害時を想定した災害ボラ ンティアセンター立上訓練の実施	協定書 契約書
災害発生時点	被害状況の把握	1 被害地区情報連絡責任者からの報告 2 現地調査班員(市町職員2人1班)に よる調査の実施 災害り災者調査原票(様式1の1)の作成 ①被害程度(人的、物的) ②家族状況 ③課税状況、世帯類型、必要な救助 災害ボランティアセンターの設置について の協議	・市町村が主体性を保つ こと。 ・住家被害については建 築技術関係者等によ る判定 ・巻尺(床上浸水等の測 定)、カメラ(被災現 場写真撮影用)、本部 との連絡用携帯無線 機等を利用 ・②、③は段階的に処理 すること
	り災者調査原票の 集計	世帯区分別被害状況集計票作成	救助実施の基礎数値と なる
	被害状況の報告	1 県方面本部(地域局)への報告 2 災害救助法適用の可能性がある場合に は、特に速やかに県方面本部に報告	

事項		市町村における実施事項		留意事項
段階		項目	内容	
災害救助法の適用時点以降	第一段階	災害救助法の適用要請	1 被害状況等に基づき、救助法の適用を検討する（適用基準による）。 2 救助法適用の判断をした場合は、市町長の意思を確認し、市町当局（責任者）より県方面本部（地域局）へ救助法適用要請を行う。 3 必要に応じ県職員等の応援要請	被害状況、現在及び今後予想される救助の種類を報告 被害状況調（様式 1 の 2）及び災害発生報告
		救助記録日計票の作成	救助の種類ごとに救助記録日計票を作成	様式 4
		避難所の開設	1 避難所への誘導 2 担当職員の派遣 3 避難状況の把握 4 避難所の維持管理	概要を電話、FAX で報告 開設日時・場所・収容人員（様式 7）
		り災者の救出	1 救出のための要員（消防団等）の動員 2 機械・器具の借上げ（必要に応じ県支部へ応援要請） 3 必要に応じ、自衛隊等の派遣要請（→県支部）	・り災者名、救助の実施日、方法等（様式 15 手引）
		住家被害認定調査体制の構築及び調査の実施	1 被害状況等に基づき、住家被害認定調査体制を構築し、調査スケジュール等を調整する。 2 必要に応じ県職員との応援要請	
		炊出しその他による食品の給与	1 食糧の応急調達（必要に応じ県支部への応援要請） 2 炊出し所への責任者の派遣 3 婦人会等への炊出し協力要請 4 仕出し業者等へ弁当の手配 5 給与状況の把握	・避難所収容者以外の者にも必要があれば給与可能。 ・責任者は、災害時要配慮者にも確実に食糧が行き渡るよう配慮 ・消防団、市町村職員応援要員分は別にする。 ・炊出し場所・場所別給与人員（様式 9）
		飲料水の供給	1 給水車の確保 2 機械・器具の借上げ	供給地区・対象人員供給水量・供給方法（様式 10）
		医療助産	救護班の編成（公立病院等の協力） 1 日赤救護班の派遣要請（→県方面本部） 2 医師会救護班の協定に基づく派遣要請	派遣日時・診療人員・実施状況・診療名簿・終了日時（様式 12）
			救護班によらない医療の実施 1 地区医師会に対する協力依頼 2 医療機関に対する説明、連絡	
		死体の捜索	1 機械・器具の借上げ 2 消防団、自衛隊等への協力要請	
		死体の処理	1 救護班等による実施要請 2 洗浄、縫合、消毒、検案、一時保存	（様式 20・様式 20 の 2）
		埋葬	1 埋葬（火葬）の実施 2 棺、骨つぼ代支給 3 遺族の連絡先を確認	（様式 19）
		災害ボランティアセンターの設置	被災自治体から災害ボランティアセンターの設置・運営を行う者との委託契約の締結	

事項 段階	市町村における実施事項		留意事項
	項目	内容	
災害救助法適用後	第二段階	応急救助実施状況報告	救助日報に基づき毎日報告 (様式1の3)
		被服寝具その他生活必需品の給与	調査原票に基づき必要物資の購入(配分)計画作成→購入→給与 各世帯別の被害状況、給与品配布状況を作成する。それらに基づき、(様式6)をまとめる。
		学用品の給与	1 学年別人員集計、学籍との照合 2 物資購入(配分)計画作成→購入→給与 様式18
		障害物の除去	1 対象世帯の選定(調査原票による) 2 実施計画(人夫の雇上げ、機械借上げ、業者委託も可) ・障害物の存在、場所及び経済的能力により対象者を選定する。(被災者の申請に基づくのではない)。 (様式21)
		義援金受付開始	県と連絡をとり対応
		災害ボランティア活動と被災自治体が実施する救助の調整事務	災害ボランティアセンターとの連絡調整 人件費、旅費・宿泊費、賃金雇上費 (様式23)
災害救助法の適用時点以降	第三段階	中間報告	1 救助実施状況に変化がある毎に報告 2 とりあえず電話報告、後で文書報告 「伊豆の国市」報告書(様式10)、「伊豆の国市」報告書(様式11)、「伊豆の国市」報告書(様式12)
		要配慮者等の状況報告	被保護以降見込世帯の状況
		応急仮設住宅の設置(建設型応急住宅)	入居者調査(市町)→必要戸数の決定(県)→敷地の確保(市町)→工事施工(市町実施とする場合あり)、入居者選定(市町) 「伊豆の国市」報告書(様式13)、「伊豆の国市」報告書(様式14)、「伊豆の国市」報告書(様式15)
		応急仮設住宅の設置(賃貸型応急住宅)	不動産関係団体に協力可能な不動産業者等の情報提供依頼(県)→市町に対し、協力可能な不動産業者等の情報提供(県)→入居者募集(市町) 「静岡県応急仮設住宅の供給における事務の手引き」参照
		住宅の応急修理	対象世帯選定→実施計画→大工左官等の雇上 (様式16)
		救助の特別基準の申請	特別基準の必要なものは救助期間内に申請(→県健康福祉センター) 電話連絡→後で文書
		災害弔慰金等の支給	災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給
		災害援護資金の貸付	災害援護資金の貸付申請受付開始
		被災者生活再建支援金の支給	被災者生活再建支援金の支給申請受付開始 県単精度もある
		確定報告	文書報告 災害確定報告、被害状況調(様式1の2)、救助種類別実施状況(様式6～22の2)、救助費概算額調(様式2)添付
		繰替支弁金の精算	繰替支弁金の請求 ・領収書(支出票)写を添付 ・証拠書類は確実に保管すること。特にボランティア等により救助を実施している場合など、領収書の保管の徹底を。

事項 段階		市町村における実施事項		留意事項
		項目	内容	
災害救助法の適用時点以降	第三段階	災害ボランティア活動と被災自治体を実施する救助の調整事務に係る費用の申請	災害ボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整事務の完了後、費用を請求	業務完了報告書、委託契約書・仕様書の写し、支出に関する報告書、支払いに関する証明書を県へ提出

災害救助法による応急救助の事務処理

区分	報告時期等	報告事項	書類整理	根拠
1 災害り災者調査原票	調査終了後	被害の程度、世帯類型別、課税状況別の被害状況	原票を整理し世帯区分別被害状況集計票を作成	(災害救助の実務)
2 発生報告	法適用が明らか又は適用が見込まれる場合	災害発生日時、場所、原因、概要、措置等	災害報告様式1の2	62頁
3 中間報告	随時	救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等	災害報告様式1の2 様式2	62頁 65頁
4 確定報告	応急救助の完了後	確定被害状況と災害救助費概算所要額等	災害報告様式1の2 様式2	62頁 65頁
5 避難所設置	日計表は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	1 開設日時、場所、箇所数、収容人数 2 開設期間の見込み 3 福祉避難所の設置数、場所、ホテル・旅館等を借上げた避難所の設置数、場所 (特別基準申請)	様式4 様式6 (避難所用) 様式7 避難所設置に要した支払証拠書類 避難所設置に要した物品受払証拠書類	66頁～
6 応急仮設住宅(建設型)	災害発生後20日以内に予定者名簿、仕様書等 設置後は日計票、台帳等 証拠書類は救助事務完了後	入居該当者(選考委員会に報告) 設置戸数、箇所 着工及び竣工報告 (特別基準申請) 給与期間経過後はその処務完了後はその処分方法	様式4 様式8の1 様式8の2 敷地賃借契約書 建築工事関係書類(契約書、設計書、仕様書等) 建築工事代金等支払証拠書類 応急仮設住宅使用貸出契約書	66頁 68, 69頁
7 炊き出しその他食品の給与	日計表は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	炊出し開始、終了報告 炊出し場所、箇所数 炊出し場所別救助人員 (特別基準申請)	様式4 様式6 (炊き出し用) 様式9 食料・物品の購入・借用代金支払証拠書類 購入・借用物品受払証拠書類	66, 67頁 71頁
8 飲料水の供給	日計表は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	供給地区、対象人員、供給水量、供給方法 (特別基準申請)	様式4 様式6 (供給用機械器具、燃料、浄水用薬品、資材等) 様式10 支払関係証拠書類 物品受払関係書類	66, 67頁 72頁

区分	報告時期等	報告事項	書類整理	根拠
9 被服寝具 その他生活 必需品の給 貸与	日計表は毎日 受払状況、実 施状況、証拠 書類は救助事 務完了後	世帯構成員別被害状況 給与状況報告（完了報告） （特別基準申請）	様式 4 様式 6（被服寝具等） 様式11 物資配分計画表 救助物資受領書 物資購入関係支払証拠書類	66, 67頁 73頁
10 医療・助 産	日計表は毎日 受払状況、実 施状況、証拠 書類は救助事 務完了後	救護班の派遣の必要性 救護班の開始、終了報告 診療人員及び実施状況 診療名簿（医療機関ごとに受診 者名、診療内容、診療期間、費用 概算額等） （特別基準申請）	様式 4 様式 6（医薬品、衛生材料） 様式12 様式13 様式14 医薬品衛生材料等購入関係 支払証拠書類 助産家計支払証拠書類	66, 67頁 74頁～
11 救出	日計表は毎日 受払状況、実 施状況、証拠 書類は救助事 務完了後	救助の実施状況報告 （特別基準設定）	様式 4 様式 6（被災者救出用機器 器具燃料） 様式15 救出用関係支払証拠書類	66, 67頁 77頁
12 住宅の応 急修理	日計表は毎日 記録簿、証拠 書類は救助事 務完了後	住宅の応急修理の該当者 修理戸数 着工及び竣工法小國 （特別基準申請）	様式 4 様式 6（住宅の応急修理） 様式16 住宅の応急修理のための契 約書、設計書、仕様書等住宅 の応急修理関係支払証拠書 類	66, 67頁 78頁
13 学用品の 給与	日計表は毎日 受払状況、実 施状況、証拠 書類は救助事 務完了後	学年別被災児童・生徒数 （被災者名簿と学籍簿と照合の 上、被害別、学年別に給与対象 人員を把握し集計） 支給状況 （配分計画表の作成） （特別基準申請）	様式 4 様式 6（教科書及び学用品 給与） 様式18 学用品購入関係支払証拠書 類	154頁
14 埋葬	日計表は毎日 実施状況、証 拠書類は救助 事務完了後	埋葬の実施状況 （特別基準申請）	様式 4 様式 6（埋葬） 様式19 埋葬費支払関係証拠書類	160頁
15 死体の捜 索	日計表は毎日 受払状況、実 施状況、証拠 書類は救助事 務完了後	捜索状況 （特別基準申請）	様式 4 様式 6（捜索用機器器具燃 料等） 様式20の 2 死体捜索用関係支払証拠書 類	161頁

区分	報告時期等	報告事項	書類整理	根拠
16 死体の処理	日計表は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	死体の処理の実施状況 死者の名簿（住所、氏名、死因、死亡日時、場所等） （特別基準申請）	様式 4 様式 6（死体処理） 様式 20 死体処理費支払関係証拠書類	172頁
17 障害物の除去	日計表は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	障害物の除去対象数 障害物の除去実施状況 （特別基準申請）	様式 4 様式 6（障害物除去） 様式 21 障害物除去支払関係証拠書類	176頁
18 災害ボランティア活動と被災自治体が行う救助の調整事務	災害ボランティア活動と被災自治体の実施する救助の調整事務の完了後	勤務時間報告書（氏名、所属、勤務内容、勤務した時間） 国家公務員の旅費に関する法律に定める各種様式時間外報告書（氏名、所属、勤務内容、勤務した時間）	様式 23 災害ボランティア調整事務支払い関係証拠書類 支払いに関する証明書 委託契約書・仕様書の写し	

様式名一覧表

様式番号	様式名
様式 1 の 1	災害り災者調査原票
様式 1 の 2	被害状況調
様式 1 の 3	救助日報
様式 2	災害救助費概算額調
様式 4	救助実施記録日計票
様式 6	救助の種目別物資受払状況
様式 7	避難所設置及び受入状況
様式 8 の 1	応急仮設住宅台帳
様式 8 の 2	応急仮設住宅入居予定者名簿
様式 9	炊出し給与状況
様式 10	飲料水の供給簿
様式 11	物資の給与状況
様式 12	救護班活動状況
様式 13	病院診療所医療実施状況
様式 14	助産台帳
様式 15	被災者救出状況記録簿
様式 16	住宅応急修理記録簿
様式 18	学用品の給与状況
様式 19	埋葬台帳
様式 20	死体処理台帳
様式 20 の 2	死体の捜索状況記録簿
様式 21	障害物除去の状況
様式 22	輸送記録簿
様式 22 の 2	賃金職員雇上台帳
様式 23	災害ボランティア調整事務支払台帳

3-6-2 災害救助法費用限度額・災害救助内容の早見表

救助の種類	対象	支出費目
避難所の設置 (災害救助法第4条第1項)	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	設置維持及び管理のための経費 1 賃金雇上費 2 消耗器材費 3 建物、器物等の使用謝金 4 借上費 5 購入費 6 光熱水費 7 仮設便所等の設置費
避難所の設置 (災害救助法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	災害が発生するおそれがある場合において必要な経費 1 建物の使用謝金 2 光熱水費
応急仮設住宅の供与 (建設型応急住宅)	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	設置にかかる費用 1 原材料費 2 労務費 3 付帯設備工事費 4 輸送費及び建築事務費等の一切の経費
(賃貸型応急住宅)	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者(世帯単位)	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	食品給与のための総経費 主食費、副食費、燃料費、雑費

費用の限度額	期間延長	特別基準	備考（運用等）
（基本額） 1人1日当たり 330円以内 （福祉避難所） 福祉避難所を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる	災害発生の日から7日以内、但し内閣総理大臣との協議により期間延長あり	期間延長は必ず期間終了前に県に相談する	1 限度額は避難所毎で決めるのではなく、その市町村内全体の避難所の限度総額の中で運用してよい 2 輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で生活しているものへの健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
（基本額） 1人1日当たり 330円以内 （福祉避難所） 福祉避難所を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる	災害救助法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	期間延長は必ず期間終了間に件に相談する	1 輸送費は別途形状 2 やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と要協議 夏季のエアコンや冬季のストーブ、避難者多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費等
（規模） 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 （基準額） 一戸当たり 5,714,000円以内 供与終了に伴う解体撤去、土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費 （集会施設） 50戸以上設置の場合に設置可能	災害発生の日から20日以内着工、但し内閣総理大臣との協議により着工期間延長あり、供与期間は2年以内	設置戸数金額の引上げ及び着工期間の延長	1 設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 集会施設については、50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
（規模） 建設型応急仮設住宅に準じる （基本額） 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ提供、供与期間は2年以内		民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域に応じた額にすること
1人1日当たり 1,160円以内 被災地から縁故先（遠隔地）等に一時避難する場合3日分支給可	災害発生の日から7日以内、但し内閣総理大臣との協議により期間延長あり	期間延長は必ず期間終了前に県に相談する	1日3食で計算 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。

救助の種類	対象	支出費目
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	1 水の購入費 ※真にやむを得ない場合に限る 2 ろ水器その他給水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費 3 浄水用の薬品及び資材費
被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊（焼）、流失及び床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他必需品を喪失又破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	被災者の実情に応じ、 1 被服、寝具及び身の回り品 2 日用品 3 炊事用具及び食器 4 光熱材料
医療	医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者で医療を必要とする状態の者	1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者）	助産の範囲 1 分娩の介助 2 分娩前後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	舟艇その他救出のために必要な機械器具の借上費、購入費、修繕費、燃料費等の経費

費用の限度額		期間		特別基準		備考（運用等）	
当該地域における通常の実費		災害発生の日から7日以内、但し内閣総理大臣との協議により期間延長あり		期間延長は必ず期間終了前に県に相談する		輸送費、人件費は別途計上	
1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下表金額の範囲内		災害発生の日から10日以内、但し内閣総理大臣との協議により期間延長あり		1 期間延長は必ず期間終了前に県に相談する 2 季別変更 3 限度額引上げ		1 現物給付に限ること。 2 生活必需品ならなんでも良いというのではなく、品目はあくまで応急救助にふさわしい品物とする。	
区分	季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
住家の全壊・全焼・流失	夏季	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
	冬季	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円
住家の半壊・半焼・床上浸水	夏季	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
	冬季	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円
1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内、但し内閣総理大臣との協議により期間延長あり		期間延長は必ず期間終了前に県に相談する（特殊事情が必要）		1 国保、健保、共済等の加入者であっても、すべてに優先して災害救助法の医療が適用され、救助期間を過ぎても更に医療を必要とするものは社保、国保に切替える 2 患者等の移送費は別途計上	
1 救護班の場合は使用した衛生材料の実費 2 助産師による場合は慣行料金の8割以内の額		分娩した日から7日以内、但し内閣総理大臣との協議により期間延長あり		期間延長は必ず期間終了前に県に相談する（特殊事情が必要）		妊婦等の移送費は別途計上	
当該地域における通常の実費		災害発生の日から3日以内、但し内閣総理大臣との協議により期間延長あり		期間延長は必ず期間終了前に県に相談する		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取扱う 2 輸送費、賃金職員雇上費は別途計上	

救助の種類	対象	支出費目
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	最小限度の補修費 原材料費、大工、賃金職員等の労務費、材料の輸送費及び工事事務費の一切の経費が含まれる
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校生徒	1 教科書、教材 2 文房具 3 通学用品
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 棺（付属品を含む） 2 埋葬又は火葬料 3 骨つば及び骨箱 4 埋葬の際の賃金職員等雇上費及び輸送費
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	搜索のための機械器具等の借上費購入費、修繕費及び燃料費
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）	1 洗浄、縫合、消毒等 2 一時保存 3 検案（原則救護班が実施）
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活上支障をきたしているが自力では除去することのできない者	除去に必要な機械、器具等の借上費、輸送費及び賃金職員雇上費等

費用の限度額	期間	特別基準	備考（運用等）
居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3カ月以内、但し内閣総理大臣との協議により修理対象戸数の引上げ期間延長あり	期間延長は必ず期間終了前に県に相談する	費用は市町村内で限度額以内であれば調整可能 期間については、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヶ月以内
1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けている教材費又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学生1人当たり 4,500円以内 中学生1人当たり 4,800円以内 高校生1人当たり 5,200円以内	災害発生の日から教科書及び教材は1カ月以内、文房具及び通学用品は15日以内	期間延長は必ず期間終了前に県に相談する	1 進学時には実情に応じ支給 2 備蓄物資は評価額 3 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する
1 体当たり 12才以上 215,200円以内 12才未満 172,000円以内	災害発生の日から10日以内、但し内閣総理大臣との協議により期間延長あり	期間延長は必ず期間終了前に県に相談する	1 救助法により亡くなった人の葬儀費用を支出するというものではない 2 供花、供物等は対象経費とならない 3 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる
当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内、但し内閣総理大臣との協議により期間延長あり	期間延長は必ず期間終了前に県に相談する	運送費、賃金職員雇上費は別途計上 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している
（洗浄等）1体当たり、3,500円以内 （一時保存）既存建物借上費…通常の実費 既存建物以外1体当たり、5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内、但し内閣総理大臣との協議により期間延長あり	期間延長は必ず期間終了前に県に相談する	1 一時保存用ドライアイス購入等の経費は当該地域における通常の実費を加算 2 輸送費、賃金職員雇上費は別途計上 3 検案は原則として救護班
市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内、但し内閣総理大臣との協議により期間延長あり	期間延長は必ず期間終了前に県に相談する	

救助の種類	対象	支出費目
輸送費及び賃金職員雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救助用物資の整理配分	1 輸送費 運賃、借上料、燃料費、消耗器材費、修繕費 2 賃金職員雇上費 左記の対象業務を行うために雇い上げた賃金職員に支払う賃金
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者（右記の職種）	①医師、歯科医師 ②薬剤師 ③保健師、助産師、看護師 ④診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士 ⑤救急救命士 ⑥歯科衛生士 ⑦土木技術者、建築技術者 ⑧大工 ⑨左官 ⑩鳶職

費用の限度額	期間	特別基準	備考（運用等）
当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	各救助期間が延長されればそれに伴い延長される	輸送費等が含まれている救助の種類は次の通りで、これらについては別枠で輸送費、人件費は支出しない 1 避難所の設置 2 応急仮設住宅の設置 3 住宅応急修理 4 埋葬 5 障害物除去 6 死体の一時保存
災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	各救助期間が延長されればそれに伴い延長される	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める

3-6-3 被害調査票（住家、家族等の被害）

調査責任者 職氏名 印
立 会 人 職氏名 印
(年 月 日 調査)

	世帯主氏名		住所		避難先							
	被害の程度	全壊	全焼	流失	半焼	半壊	床上浸水 (cm)	土砂流入	床上 [cm] 床下	一部破損		
住家・家族の被害	住家の状況	自家	借家 (間)	(家主氏名	棟数	棟	住民基本台帳記録				有	無
	家族の状況	氏名	性別	年齢	続柄	職業	在学校別及び学年別	死亡	行方不明	重症 (入院先)	軽傷	要助産
非住宅の被害	棟数	全壊	全焼	流失	半焼	半壊	床上浸水					
	車庫											
	工場											
	公共施設											
	物置											
	その他											
被害の状況												

3-6-4 災害調査票（道路等）

年 月 日発生 災害調査票（道路等） （所属課 ） 日 時 現在

箇所 番号	箇所名	位置	種別	被害状況	応急措置の概要	被害額 (千円)	その他	数量	被害額 (千円)

注1) 本調査は道路・橋りょう・堤防・公共施設・学校等の被害状況を把握するために使用するものとする。

注2) その他の欄には、鉄道・通信回線・木材の流失等につき記入のこと。

3-6-5 災害調査票（田・畑・森林）

年 月 日発生 災害調査票（田・畑・森林） （所属課 ） 日 時 現在

地区名 大字	作付 種類	田 (ha)				畑 (ha)				森林被害	
		流失	埋没	冠水	被害額	流失	埋没	冠水	被害額	風倒木	被害額
					千円				千円		千円

3-6-6 リ災証明願（リ災証明書）

（整理番号）

罹 災 証 明 書（願い）

世帯主住所	
世帯主氏名	印
（追加記載事項欄①）	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
自己判定方式 の採用 ※採用する方は ☒ チェック	☐ 罹災証明書の発行に係る被災の程度について、「自己判定方式」により、住家の被害の程度が「準半壊に至らない」と決定することに同意します。 ※自己判定方式…提出していただいた写真から、被害が明らかに軽微な家屋について「準半壊に至らない」と判定する方式です。
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊）
（追加記載事項欄②）	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

（追加記載事項欄③）	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。
 なお、住家の被害の程度については、再調査を依頼することができます。

年 月 日

伊豆の国市長

印

3-7-1 避難所一覧表（指定避難所兼指定緊急避難場所）

＜広域避難所＞

地区	名称	所在地	電話	延床面積 (㎡)	収容人員 (人)	使用可否		
						地震	洪水	土砂
長岡地区	長岡総合会館 (アクシスカつらぎ)	古奈255	055-948-0225	3,028	1,006	○	△	○
	長岡中学校	長岡1407-5	055-948-0238	3,507	1,167	○	○	○
	長岡南小学校	長岡1294-1	055-948-0106	2,692	895	○	△	○
	長岡北小学校	南江間1200	055-948-1062	1,412	469	○	△	○
	江間防災センター	南江間1212-1		340	45	○	△	○
	長岡中央公民館 (あやめ会館)	長岡346-1	055-948-1461	652	216	○	△	○
韮山地区	富士美幼稚園	原木1343	055-949-4400	757	252	○	×	○
	韮山小学校	四日町350-1	055-949-1023	2,955	983	○	△	○
	※県立伊豆中央高等学校	寺家970-1	055-949-4771	2,435	811	○	×	○
	※県立東部特別支援学校	寺家246-1	055-949-2309	601	200	○	△	○
	韮山南小学校	中817-1	055-949-1019	1,904	633	○	△	○
	共和幼稚園	中773-1	055-949-2700	583	194	○	△	○
	※県立韮山高等学校	韮山韮山229	055-949-1009	2,818	939	○	△	○
	韮山中学校	韮山韮山393	055-949-1061	1,814	604	○	△	○
	韮山体育館	韮山韮山392-1	055-949-1061	2,430	810	○	△	○
	韮山生涯学習センター	奈古谷1251-1	055-949-0117	354	118	○	○	×
大仁地区	中島防災センター	中島257-3	0558-76-4699	424	70	○	×	○
	大仁中学校	三福1276-3	0558-76-1035	3,949	1,315	○	○	○
	大仁小学校	三福325-1	0558-76-1074	2,913	969	○	○	○
	ひまわり保育園	三福934-1	0558-76-0439	411	136	○	○	○
	御門防災センター	御門32-1	0558-77-0310	351	58	○	△	○
	大仁北小学校	守木312-1	0558-76-3610	1,774	591	○	△	○
	野外活動センター (旧大仁東小学校)	下畑1926-2	0558-79-0364	947	314	○	○	○
	市民交流センター (旧大仁高校作法室)	大仁334	0558-76-3601	152	25	○	○	×

(注) ※については体育館のみの面積

(注) 市民交流センター(旧大仁高校)は令和8年3月31日までの使用とする。

＜地区避難所＞

地区	名称	所在地	電話	延床面積 (㎡)	収容人員 (人)	使用可否		
						地震	洪水	土砂
堀之上区	堀之上公民館	堀之上227-7		231.46	38	○	○	×
古奈区	古奈公民館	古奈270	055-947-1085	509.09	84	○	×	○
天野区	天野公民館	天野7-1		231.86	38	○	×	○
長岡区	長岡区民館	長岡159-9		418.12	69	○	△	○
小坂区	小坂公民館	小坂378		115.11	19	○	×	×
富士見区	富士見区公民館	富士見741-3		205.94	34	○	×	○
長瀬区	長瀬公民館	長瀬260-1	055-948-3837	108.90	18	○	○	×
戸沢区	戸沢公民館	戸沢43-1		158.00	26	○	○	×
花坂区	花坂公民館	花坂113-1		102.30	17	○	○	×
仲之台区	仲之台公民館	南江間435-1		118.44	19	○	×	○
谷戸区	谷戸コミュニティセンター	南江間65-4		198.43	33	○	×	○
鳥打区	鳥打公民館	南江間1081-3		186.52	31	○	×	○
珍野区	珍野公民館	南江間1602-1		249.00	41	○	○	×
町屋区	町屋公民館	北江間131-1		185.00	30	○	×	○
大北区	大北公民館	北江間477	055-947-2902	381.71	63	○	×	○
千代田区	千代田公民館	北江間1724-1		297.96	49	○	○	×
長塚区	長塚公民館	北江間1805-12		188.48	31	○	○	○
金谷区	金谷研修センター	菰山金谷268-1		148.23	24	○	○	×
山木区	山木産業会館	菰山山木605		446.18	74	○	△	○
多田区	多田区公民館	菰山多田572-1	055-949-0100	330.48	55	○	×	○
長崎区	長崎会館	長崎202	055-949-0612	169.65	28	○	×	○
原木区	原木公民館	原木804-1	055-949-4142	318.03	53	○	×	○
四日町区	四日町公民館	四日町652-2	055-949-2090	448.10	74	○	×	○
寺家区	寺家区公民館	寺家112	055-949-3934	499.27	83	○	×	○
中條区	中條区公民館	中條265	055-949-5966	274.67	45	○	×	○
南條区	南條区民ホール	南條1605	055-949-2642	621.96	103	○	△	○
立花台区	立花台区公民館	中1015-2-1		287.32	47	○	○	○
中区	中公民館	中772-3	055-949-3993	406.68	67	○	△	○
高原区	高原公民館	中1613-87	055-944-2110	90.53	15	○	○	○
内中区	内中公民館	内中142		109.30	18	○	○	○
土手和田区	松並公民館	四日町184-1	055-949-0814	384.15	64	○	×	○
みどり区	みどり区自治会館	奈古谷2216-1		59.49	9	○	○	○
大仁区	大仁公民館	大仁268-2	0558-76-1244	305.56	50	○	○	○

地区	名称	所在地	電話	延床面積 (㎡)	収容人員 (人)	使用可否		
						地震	洪水	土砂
吉田区	吉田公民館	吉田580	0558-76-4372	407.00	67	○	○	○
神島区	神島集会センター	神島112-1地先	0558-76-5087	331.00	55	○	×	×
三福区	三福公民館	三福675	0558-76-3410	645.00	107	○	○	×
田京区	田京公民館	田京380-2	0558-76-5093	371.00	61	○	○	○
白山堂区	白山堂公民館	白山堂407-1	0558-76-5086	225.41	37	○	×	○
守木区	守木公民館	守木76-2	0558-76-4705	427.68	71	○	△	○
宗光寺区	宗光寺公民館	宗光寺72-1	0558-76-0311	291.60	48	○	△	×
立花区	立花公民館	立花三丁目1		372.77	62	○	○	○
星和区	星和公民館	宗光寺650-9		134.98	22	○	○	○
田中山区	田中山公民館	田中山1136	0558-79-0672	333.00	55	○	○	○
下畑区	下畑公民館	下畑164	0558-76-0305	312.37	52	○	○	○
浮橋区	浮橋公民館	浮橋900-5	0558-79-0922	435.17	72	○	○	○
田原野区	田原野公民館	田原野95-1	0558-79-0444	274.92	45	○	○	×
長者原区	長者原公民館	長者原1455-381	0558-79-0816	233.03	38	○	○	×

3-7-2 広域避難地一覧表（指定緊急避難場所）

地区	名称	所在地	面積(㎡)	電話
長岡地区	狩野川リバーサイドパーク	天野 444-1	6,100	055-947-1600
	江間いちご狩りセンター	北江間 563-7	2,200	055-948-1115
	伊豆の国パノラマパーク駐車場	長岡 260-1	1,134	055-948-1525
	湯らっくす公園	長岡 613-1	2,332	
	古奈湯元公園	古奈 1199-3	2,600	
	江間公園	南江間 828-4	7,500	
	古奈もみじ公園	古奈 56-1	4,381	
韮山地区	山木グリーン公園	韮山山木 183	3,600	
	反射炉自然公園	中 282-1	3,535	
	韮山反射炉ガイダンスセンター駐車場	中 260-1	4,800	055-949-3450
大仁地区	大仁淵端公園	大仁 114	2,384	
	狩野川堤防（大仁橋下流）	大仁字水門戸	2,315	
	IZU VILLAGE 駐車場	田京 195-2	7,100	0558-76-3355
	広瀬公園	田京 7-5	9,870	

3-8-1 避難所避難者名簿

家族 番号	自主防名	氏名	住所	性別	年齢	要介 護の 有無	作成日			年	月	日	現在
							症状	家屋の状況	二次避難住所 (避難先)				
				男 女		有 無		全 半 無					
				男 女		有 無							
				男 女		有 無							
				男 女		有 無							
				男 女		有 無							
				男 女		有 無							
				男 女		有 無							
				男 女		有 無							
				男 女		有 無							
				男 女		有 無							

3－8－2 避難所情報報告様式

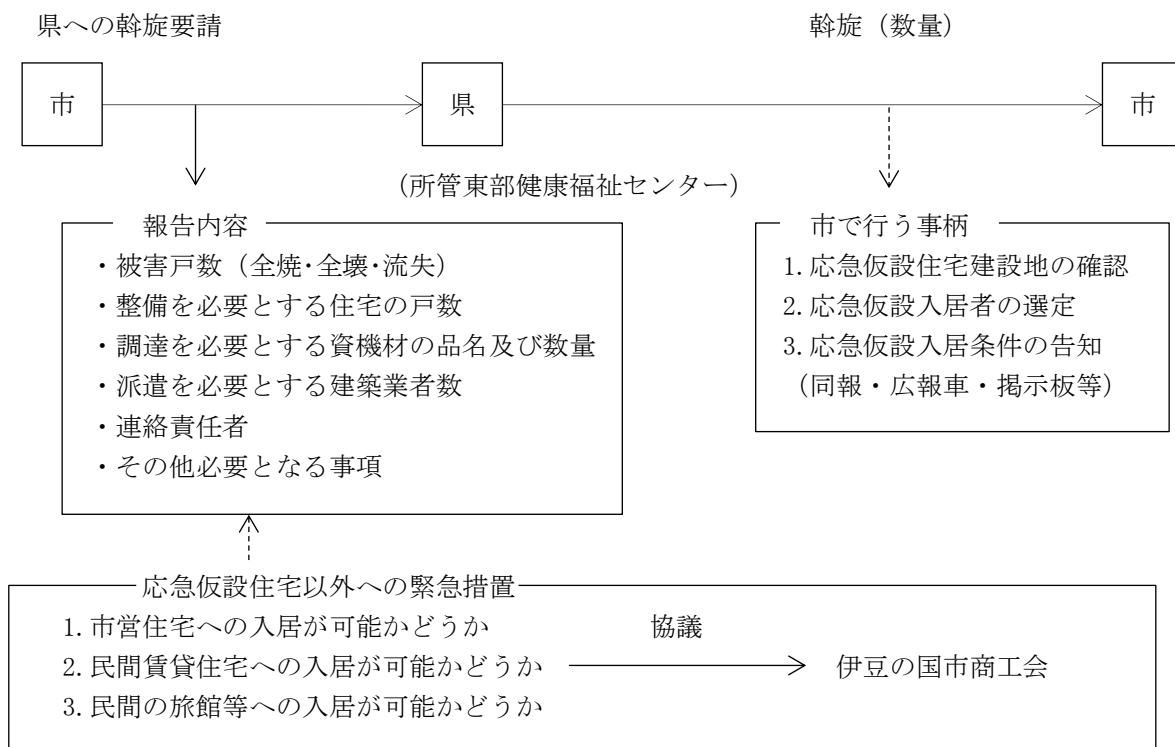
(年 日 時 分現在)

避難所名称		
記入責任者名		
避難所全人数		
	男性人数	人
	女性人数	人
	女性のうち	衛生用品必要人数 人
	乳幼児人数	人
	障害児(者)人数	人
	要援護高齢者人数	人
	傷病者人数	人
炊き出し施設 使用の不可	不可 可能	

3-12-1 伊豆の国市上下水道協同組合一覧表

	No	商号または名称	事業所の所在地	電話番号
伊豆長岡地区	1	(有)植松住設	伊豆の国市天野 371-3	055-948-4681
	2	(有)キクチ設備	伊豆の国市天野 493	055-948-1986
	3	植地工業	伊豆の国市長岡 688	055-948-6251
	4	(株)ジェイアイエヌ	伊豆の国市北江間 1197	055-948-1205
	5	三田設備	三島市松が丘 1-8-303	055-991-0123
	6	(有)山田設備工業所	伊豆の国市古奈 353-4	055-948-3024
	7	(株)ワタイチ	伊豆の国市長岡 457	055-948-0308
韮山地区	8	(有)アサノ設備	伊豆の国市四日町 1072-2	055-949-5567
	9	栄善設備	伊豆の国市中 542	055-949-0167
	10	柿島設備工業	伊豆の国市南條 810-1	055-949-5666
	11	片野設備(株)	三島市大宮町 3-3-12	055-971-2205
	12	剛心工業	伊豆の国市中 1000-34	055-949-8205
	13	(株)マコト商会	伊豆の国市南條 560-1	055-949-1458
	14	(株)宮口設備	伊豆の国市四日町 448-2	055-949-1340
	15	日豊工業(株)	伊豆の国市中條 412-2	055-949-4073
	16	(有)横山設備	伊豆の国市四日町 873-9	055-949-2883
	17	落合設備	伊豆の国市四日町 664-12	055-949-8343
大仁地区	18	(有)飯田設備.	伊豆の国市三福 163-3	0558-76-4494
	19	(有)加藤設備工業	伊豆の国市三福 522-5	0558-76-0158
	20	(有)佐藤設備工業所	伊豆の国市三福 320-1	0558-76-2175
	21	真栄設備工業	伊豆の国市三福 517-2	0558-76-0696
	22	(有)中伊豆設備工業大仁営業所	伊豆の国市三福 496-1	0558-76-4403

3-13-1 応急仮設住宅設置までの流れ



3-13-2 伊豆の国市建設業協会一覧表

	No	商号または名称	事業所の所在地	電話番号
長岡地区	1	(株)朝香建設	伊豆の国市北江間20-6	055-947-1062
	2	(株)尾崎商事	伊豆の国市南江間1832	055-948-3636
	3	(株)木村組	伊豆の国市富士見914-2	055-947-1155
	4	(株)正治組	伊豆の国市南江間1930-24	055-948-2628
	5	(有)高村組	伊豆の国市富士見769-6	055-947-1517
	6	横山工業(株)	伊豆の国市南江間934-1	055-947-1147
	7	㈱中村重機工業	伊豆の国市長岡399-12	055-947-2332
韮山地区	8	(株)石井組	伊豆の国市四日町494-1	055-949-1434
	9	(株)尾崎組	伊豆の国市長崎167-3	055-949-0038
	10	(有)かとり商事	伊豆の国市中563	055-949-5038
	11	木村土木(株)	伊豆の国市中1398-2	055-949-1322
	12	(株)公栄工事	伊豆の国市原木1336-4	055-949-0296
	13	成和建設(株)	伊豆の国市韮山山木129	055-949-0151
	14	(株)韮山工業	伊豆の国市中條111	055-949-2172
	15	(有)福井建設	伊豆の国市南條698-25	055-949-1591
大仁地区	16	(有)大仁建設	伊豆の国市守木871	0558-76-4121
	17	(株)共進土建	伊豆の国市浮橋440-2	0558-79-0144
	18	(株)河内屋組	伊豆の国市三福705-4	0558-76-2590
	19	昭和舗道(株)	伊豆の国市三福396-1	0558-76-1663
	20	(有)杉山建設	伊豆の国市大仁432-6	0558-76-1290
	21	駿豆ブルドーザー(株)	伊豆の国市守木844-2	0558-76-5551
	22	土屋建設(株)	伊豆の国市三福386-1	0558-76-1288
	23	矢田工業(株)	伊豆の国市宗光寺199	0558-76-3356
	24	(株)山室組	伊豆の国市三福250-1	0558-76-0568
	25	(有)相原建設	伊豆の国市田京76-23	0558-75-5588
	26	(有)西島建設	伊豆の国市吉田12-8	0558-76-1679
賛助会員	27	(株)佐藤建設伊豆営業所	伊豆の国市南條848-3	055-949-1232
	28	駿豆建設(株)伊豆の国営業所	伊豆の国市守木380-7	0558-76-3223
	29	中豆建設(株)大仁営業所	伊豆の国市吉田355-5	0558-77-0001
	30	(有)和田商事伊豆の国営業所	田方郡函南町平井1579-1	055-979-6099

3-14-1 医療関係機関一覧表

	名称	診療科目	所在地	電話
長岡地区	慈広会記念病院	内科、リハビリテーション科	長岡741-1	055-947-0511
	江間クリニック	内科、外科、脳神経外科	南江間1306-1	055-947-1238
	伊豆長岡第一クリニック	内科、人工透析科、泌尿器科	古奈206-2	055-947-2665
	長岡リハビリテーション病院	内科、脳神経内科、リハビリテーション科、消化器内科	長岡946	055-948-0555
	小野歯科医院	歯科	長岡1102	055-947-1122
	大森歯科医院	歯科	長岡81-1	055-948-4334
	杉本歯科	歯科	古奈305-6	055-948-0263
	山田歯科クリニック	歯科	南江間1107-8	055-948-3539
	吉本歯科医院	歯科	古奈222	055-948-1244
	椎貝歯科クリニック	歯科	小坂468-1	055-948-1110
	ナガオカデンタルクリニック	歯科	長岡1322-9	055-947-4545
	池田歯科医院	歯科	長岡138-5	055-947-6480
韮山地区	花の丘診療所	麻酔科、内科	奈古谷1334-4	055-949-6886
	恵泉クリニック	内科、神経内科、リハビリテーション科、循環器科、整形外科	四日町664-2	055-949-7770
	杉本医院	内科、外科、皮膚科、呼吸器科、循環器科	南條1629-1	055-949-2222
	ゆりのきクリニック	内科、外科、脳神経外科、心療内科	原木850-7	055-940-2855
	伊豆長岡小児クリニック	小児科、耳鼻咽喉科	中894-4	055-949-1321
	河野内科医院	内科、循環器科	南條766-1	055-940-2355
	健院伊豆の国	内科、心療内科、呼吸器科、胃腸科	四日町39-2	055-949-8880
	伊豆韮山温泉病院	内科、皮膚科、整形外科、リハビリテーション科	中條234	055-949-1466
	くきの皮膚科	皮膚科	四日町85-2	055-940-2000
	村田歯科医院	歯科	南條832-2	055-949-2404
	あおば歯科医院	歯科	四日町530-1	055-949-8000
	はる歯科クリニック	歯科	南條479	055-949-3813
	寺田歯科	歯科	中條267-5	055-949-7600
	堀江歯科医院	歯科	原木1-1	055-949-0080
	渡邊歯科医院	歯科	四日町39-1	055-949-0073
	あおぞら歯科クリニック	歯科	南條196-1	055-949-8046
	山口歯科クリニック	歯科	原木123-10	055-949-8800
	ビタミンB 歯科	歯科	南條214-1	055-940-3300
	いちごデンタルクリニック	歯科	南條147-1	055-940-0118
大仁地区	大仁医院西脇内科	内科、小児科、胃腸科	大仁277	0558-76-3712
	大仁クリニック	内科、外科、整形外科、循環器科、脳神経外科、小児科	大仁372-1	0558-76-2556
	つちやクリニック	内科、消化器科、循環器科	田京36	0558-77-1511
	エムオーエー奥熱海クリニック	内科、心療内科、精神科	浮橋1606-1	0558-79-1100

	名称	診療科目	所在地	電話
	矢田レディースクリニック	産婦人科	宗光寺925-1	0558-76-4550
	矢田眼科医院	眼科	田京165-1	0558-76-5100
	大仁耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科、気管食道科、放射線科	田京270-5	0558-76-4187
	あおきクリニック	泌尿器科、人工透析	吉田142-1	0558-75-0303
	村田内科クリニック	内科	吉田354-1	0558-76-8866
	あさいクリニック	整形外科、リハビリテーション科、小児整形外科、リウマチ科、ペインクリニック	吉田146-1	0558-77-1374
	大仁アイクリニック	眼科	御門52-8	0558-77-0010
	梅原歯科医院	歯科	大仁881	0558-72-8383
	鈴木歯科医院	歯科	大仁532	0558-76-1076
	塚本歯科医院	歯科	大仁282	0558-76-1039
	神田歯科医院	歯科	大仁437-1	0558-76-1350
	ひだまりおとなこども歯科	歯科	吉田151-7	0558-76-4212
	西島歯科クリニック	歯科	御門52-2	0558-77-1182
	カワムラ歯科医院	歯科	田京698-10	0558-76-4836
	まきの歯科クリニック	歯科	田京38-2	0558-76-1777

3-14-2 災害拠点病院及び救護病院一覧表

	名称	診療科目	所在地	電話
災害拠点病院	順天堂大学医学部 附属静岡病院	膠原病内科・リウマチ科・アレルギー科、消化器内科、呼吸器内科、血液内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、循環器科、外科、麻酔科・ペインクリニック、脳神経外科、整形外科、心臓血管外科、呼吸器外科、形成外科、脳神経内科、眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科、新生児科、小児科、皮膚科、泌尿器科、メンタルクリニック、放射線科、救急診療科、病理診断科、臨床検査科、形成外科	長岡1129	055-948-3111

	名称	診療科目	所在地	電話
救護病院	伊豆保健医療センター	内科、外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、呼吸器科、皮膚科、放射線科	田京270-1	0558-76-0111
	順天堂大学医学部 附属静岡病院	膠原病内科・リウマチ科・アレルギー科、消化器内科、呼吸器内科、血液内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、循環器科、外科、麻酔科・ペインクリニック、脳神経外科、整形外科、心臓血管外科、呼吸器外科、形成外科、脳神経内科、眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科、新生児科、小児科、皮膚科、泌尿器科、メンタルクリニック、放射線科、救急診療科、病理診断科、臨床検査科、形成外科	長岡1129	055-948-3111

3-14-3 救護所一覧表

	名称	所在地	電話
救護所	菰山福祉・保健センター	四日町302-1	055-949-6820
	伊豆の国市立長岡幼稚園	長岡1212	055-948-6620
	伊豆の国市立田京幼稚園	田京238-21	0558-76-1430

3-14-4 医薬品調達先一覧表

＜医療品等調達先一覧表＞

	調達先	所在地	電話	備考
伊豆長岡地区	サトウ薬局	伊豆の国市長岡1117-9	055-948-2218	
	こな薬局	伊豆の国市古奈209-2	055-948-6720	
	らん薬局	伊豆の国市富士見920-2	055-948-6621	
	明正薬局	伊豆の国市古奈426-6	055-948-4775	
	岩下調剤薬局江間店	伊豆の国市南江間1306-2	055-947-1130	
	はあと薬局伊豆長岡店	伊豆の国市長岡888	055-947-2228	
菰山地区	小川薬局	伊豆の国市四日町873	055-949-1064	
	ヨゴサワ薬局	伊豆の国市菰山多田514-1	055-949-0701	
	中薬局	伊豆の国市中894-6	055-949-7782	
	あづさ薬局	伊豆の国市南條1643	055-940-2550	
	健康堂薬局	伊豆の国市原木718-4	090-8139-1134	
	いろは薬局	伊豆の国市四日町85-4	055-948-9561	
大仁地区	おちあい薬局	伊豆の国市田京302-32	0558-76-1280	
	鈴木薬局	伊豆の国市田京271-20	0558-76-8800	
	うさぎ薬局大仁店	伊豆の国市吉田354-4	0558-75-5520	
	ももの木薬局	伊豆の国市田京165-17	0558-76-6868	

＜血液センター所在地＞

医薬品備蓄センター名	所在地	電話番号
静岡県沼津赤十字血液センター	沼津市東椎路春ノ木567	055-924-6611
静岡県赤十字血液センター	静岡市葵区北安東4-27-2	054-247-7141

3-17-1 遺体収容所等

区分	名称	所在地	電話番号
遺体収容所	長岡体育館（柔道場、剣道場）	伊豆の国市長岡2125-1	055-948-1123
葬祭関係業者 （協定事業所）	（株）ジェイエイ・メモリアルセンター	伊豆市熊坂421-1	0558-72-6200
	（株）バルホール年輪堂	伊豆の国市南條1593	055-949-9449

3-19-1 防災ヘリポート予定地

＜拠点ヘリポート＞

番号	所在地	防災ヘリポート名	電話番号	機種名			備考（広さ） 巾m×長さm
				大型	中型	小型	
1	南江間 2125-3	旧スポーツワールド	-	○			60 × 120

＜その他ヘリポート＞

番号	所在地	防災ヘリポート名	電話番号	機種名			備考（広さ） 巾m×長さm
				大型	中型	小型	
1	長岡 1407-5	長岡中学校グラウンド	055-948-0238	○			123 × 172
2	天野 444-1	狩野川リバーサイド パーク自由広場	055-947-1600		○		55 × 69
3	三福 1276-20	大仁中学校グラウンド	0558-76-1035		○		80 × 90
4	浮橋 1597-1	さつきヶ丘公園 陸上競技場	0558-79-0552		○		100 × 90
5	長者原 1241	大熱海国際G C	0558-79-0011			○	60 × 30
6	田中山 890	スコリア採石跡地	-		○		80 × 150
7	菰山菰山 393	菰山中学校グラウンド	055-949-1061		○		120 × 90
8	菰山多田 860	菰山運動公園	055-949-5806		○		150 × 85
9	中 1614-1	伊豆菰山カントリー クラブ練習場	055-944-2222			○	33 × 50
10	田中山 550	旧大仁小学校田中山 分校グラウンド	-			○	36 × 36
11	田京 1258 付近	(有)小澤重機車両置場横 休耕地	-			○	36 × 55
12	田中山 1369	臼井国際産業(株)北側 駐車場	0558-76-1811			○	40 × 68
13	浮橋 1597-3	さつきヶ丘公園野球場	0558-79-0552		○		58 × 103
14	長者原 1445-379 付近	長者原公民館東側広場	-			○	30 × 46
15	長者原 1238 付近	長者原休耕地	-		○		50 × 67

3-19-2 ヘリポートの具備すべき条件

1 離着陸（発着）のための必要最小限度の地積

区分 項目		昼間使用	夜間使用
発着場基準	OH-6J 小型 全長 9.30m 全巾 8.05m		
	HU-1H 中型 全長 17.40m 全巾 14.64m		
	CH-47J 大型 全長 30.18m 全巾 16.26m		

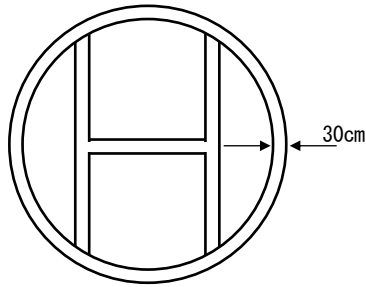
(注) 民間航空機を除く。
 発着点とは、安全・容易に接地するため準備された地点
 無障害地帯とは、離着陸に障害とならない地域
 民間航空機については、全長及び全巾の長さ以上の着陸帯、進入区域の長さ 500m、進入表面の勾配 8 分の 1 (7°) を最低限確保する必要がある。
 ただし、捜査又は救助のための特例として、航空法の適用が除外される場合を除く。

2 地表面

- (1) 舗装された場所が最も望ましい。
- (2) グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること。(地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う。)
- (3) 草地の場合は硬質低草地であること。

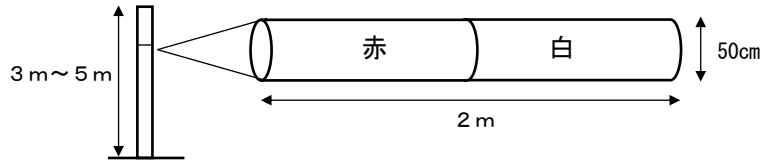
3 着陸点

着陸点（直径 30m）のほぼ中央に石灰等で直径 10m の正円を描き、中央に H と記す。



4 着陸帯付近（着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所）に吹き渡し、または旗を立てる。

- (1) 布製
- (2) 風速 25m/秒程度に耐えられる強度



- 5 救急車等、車両の出入りの便がよい場所であること。
- 6 電話等、通信手段の利用が可能であること。
- 7 離着陸地帯にみだりに人が近づかないよう配慮すること。
特に、ヘリコプターのテールローターには、注意がおろそかになる傾向があるので、機体の尾部には絶対近づかないよう配慮する必要がある。

3-25-1 自衛隊、警察、消防の救助活動拠点地一覧表

使用区分	受入場所	住所	面積
自衛隊	旧スポーツワールド	南江間2125-3	15,000㎡
	韮山運動公園	韮山多田860	27,000㎡
警察	長岡体育館	南江間2125-1	7,833㎡
	大仁体育館	三福314	2,640㎡

地資 2-2-1 家庭で備える非常持出品

1 住民が準備すべきもの

水、食料（最低3日分、できれば7日分）、その他の非常用品は、最悪の場合の非常持出品です。内容は、地域の状況、家族構成等により異なるが、生活の基本に関わる必要最小限とする。

飲料水	ペットボトル入り保存水、水筒などの壊れにくい容器。
食料	乾パン、缶詰、インスタント食品、乳児用粉ミルクなど。 食物アレルギーのある人は低アレルギー化食品
応急医薬品	傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、バンソウコウなど。
衣類	下着類、毛布または寝袋、手拭い、おむつ、おしりふきなど。
安全具	ヘルメット、防災頭巾など。
貴重品	現金、預金通帳、印鑑、有価証券、健康保険証など。
その他便利品	トランジスタラジオ、懐中電灯、ローソク、マッチ、手袋、細ひも、ナイフ、缶切り、ビニール袋、ガムテープ、トイレットペーパー、予備メガネなど。

2 助け合い運動の実施

自主防災活動の一環として地域の実情に応じて実施する。

3 物資共同備蓄の推進

住民個々の非常持出品のほか、自主防災活動に必要な担架、医薬品、拡声器、トランシーバー、テント等は自主防災組織ごとに準備する。

地資 2-2-2 大規模地震対策「避難計画策定指針」（抜粋）

昭和63年 8 月 10 日 総務部地震対策課
改訂 平成18年 8 月 30 日 総務部防災局
改訂 平成21年 3 月 24 日
改訂 平成25年 9 月 11 日 危機管理部

1 総則

(1) 趣旨

本指針は、東海地震を含む駿河トラフ・南海トラフ沿いの地震や相模トラフ沿いの地震などの大規模地震により発生することが想定される津波、山・がけ崩れ、延焼火災、建物倒壊などの事象（火山災害、原子力災害は含まない）に対処するため、市町が避難計画を策定する際の指針として、緊急時の避難の基本的な考え方を示すものである。

また、災害によって自宅が被災し、若しくは被災するおそれのある者で居住場所を確保できない者が一時的に生活する避難所についても付加して示すものである。

なお、避難の方法は、災害危険の態様や状況により一様でないことから、災害危険の状況変化や地域の特性に応じた柔軟かつ的確な計画を策定するものとする。

(2) 定義

本指針で記述する主な用語の定義は次のとおりとする。

ア 避難

大規模地震の発生に起因する津波、山・がけ崩れ、延焼火災、建物倒壊、その他ガス漏れや有毒化学物質の流出などの災害危険から、自分や家族の命を守るために、安全な場所まで緊急に避難し、その事象が終息するまで一時的な滞在をすることをいう。

避難には、

- ・警戒宣言発令時（避難行動要支援者・介護者の場合は東海地震注意情報発令時の場合あり）における避難
- ・地震発生直後又は地震発生後しばらく時間が経過した後に災害危険が発生した場合、若しくは発生する可能性が認められた場合の緊急避難

があり、災害危険の種類や発生状況によって避難開始時や避難方法が異なる。

イ 要避難者

緊急時において避難を要するすべての者をいう。市町の住民のみならず、滞在者、通過者、観光客などを含む。

ウ 緊急時

警戒宣言発令時（東海地震注意情報発令時を含む）及び突然地震が発生したとき、又は地震発生後しばらく時間が経過した後に災害危険が発生した場合、若しくは発生する可能性が認められた場合で、その事象が終息するまでの間をいう。

エ 地震災害危険予想地域

津波、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険が及ぶと予想される地域をいう。災害危険の事象別に「津波危険予想地域」「山・がけ崩れ危険予想地域」「延焼火災危険予想地域」がある。

オ 計画対象区域（要避難地区、避難対象地区、その他の区域）

この指針の趣旨に基づき市町が策定する避難計画の対象となる範囲をいう。津波、山・がけ崩れ、延焼火災に対して避難すべき範囲を「要避難地区」とし、このうち、警戒宣言が発令された場合に市町長が避難の勧告・指示を行う範囲を「避難対象地区」という。また、計画対象区域で要避難地区を除いた区域を「その他の区域」という。

カ 避難地

緊急時において、要避難地区（避難対象地区を含む）の要避難者が避難する場所として、市町が地震災害危険予想地域の外側、若しくは災害危険が及ばない地域に指定したグラウンド、公園、緑地などの屋外の場所をいう。また、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する避難者の保護を行う上でやむを得ない場合は、耐震性を有し、耐火性の高い公共的な建築物の屋内施設を含む。

なお、延焼火災時の避難地には、一次避難地と広域避難地がある。

キ 津波避難施設

突然地震が発生した場合で、津波到達予想時間までに避難地に避難できない避難者のために、市町が津波危険予想地域内に指定、確保、整備する避難施設のことで、津波避難ビル、津波避難タワー、人工高台（津波避難マウント）をいう。

ク 避難所

災害危険により現に自宅が被災し、若しくは被災するおそれのある者で、居住場所を確保できない者を一時的に受け入れて生活を支援し、かつ、災害後に地域の救護・復旧活動の拠点となる施設で、市町が指定したものをいう。

原則として耐震性を有し、耐火性の高い公共的な建築物の屋内施設を対象とするが、状況により、屋外に設置された仮設テントなどを指定する場合もある。

ケ 福祉避難所

要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所をいう。施設がバリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適している。生活相談職員等の確保が比較的容易である施設を指定することが望ましいとされる。

コ 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者をいう。妊婦、外国人なども含まれる。

サ 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害危険が発生し、若しくは発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

シ 避難路

要避難者が避難先まで避難する際に利用する道路や緑地、緑道、公園、公共施設等の敷地をいう。

避難路のうち、市町が指定する道路等を幹線避難路という。その他の避難路については、自主防災組織等があらかじめ確認しておくものとする。

(3) 対象とする災害危険の事象

県第4次地震被害想定に位置づけられた「レベル1」及び「レベル2」の地震や、各市町において、過去最大の被害をもたらしたと記録・伝承されている地震を参考に、それらの地震発生に起因する津波、山・がけ崩れ、延焼火災、建物倒壊、その他ガス漏れや有毒化学物質の流出などの災害危険を対象とする。

(4) 避難に関する基本的な考え方

ア 避難計画は、警戒宣言発令後に地震が発生した場合及び突然地震が発生した場合の両方を想定した対策とし、国、県、自主防災組織、避難地や特定の施設管理者などの関係機関と調整を図った上で、住民をはじめとする要避難者の避難についての対策全般を示すものとする。

イ 警戒宣言発令時の避難先は、原則として市町が指定した屋外の避難地とする。ただし、安全な地域に居住する知人宅等に避難することができる者にあつては、当該知人宅等を避難先とすることができる。

ウ 警戒宣言発令時の避難先について、市町が認める場合は、耐震性を有し、耐火性の高い公共的な建築物を屋内避難ができる避難地として指定することができる。

※「耐震性を有する建築物」とは、東海地震に対する耐震性能のランク区分Ⅰa、Ⅰbの建築物をいう。

※「耐火性の高い建築物」とは、建築基準法でいう準耐火建築物以上のものが望ましいが、地域の実情により、周辺に延焼の危険がない、又は出火防止措置の対策を実施している建築物を含む。

※「公共的な建築物」とは、公共建築物のほか、市町があらかじめ協定等を結んだ私立学校、保育施設、宿泊施設、体育施設及びゴルフ場施設などの民間の建築物を含む。

エ イ及びウの規定については、東海地震注意情報発表時に準備行動として必要に応じて避難を実施することができる避難行動要支援者とその介護者（以下「要支援者等」という。）の避難先にこれを準用する。

オ 避難計画は、津波、山・がけ崩れ災害を防止するために、防潮堤や山・がけ崩れ防止施設等が整備されている場合であっても、あらゆる可能性を考慮し、最悪の事態を想定して要避難者ができる限りの避難を行うこととする。

カ 避難は具体的な場面で実施可能となることが求められるため、避難計画はできるだけ現実的な方法をとる必要がある。このため、市町は指針の適用に当たっては、実情に合うよう柔軟に考え、調整するものとする。しかし、このことは、県第4次地震被害想定等を軽く見て、安易な避難計画を策定することを勧めるものではない。

なお、避難計画で定めた方法が取れない場合には、緊急的方法（例えば、津波からの避難が遅れ、現に津波が迫っている場合には、自宅の2階以上や最寄りの建物・工作物等のより高いところに上がるなど）を取ることもやむを得ないということについて、計画の策定とは別に、住民に日頃から啓発しておく。

キ 市町は、緊急時に備え、人命の安全を第一とし、避難地、津波避難施設（津波避難ビル、津波避難タワー、人工高台（津波避難マウント））及び幹線避難路、緩衝帯などを設定する。

ク 緊急時における避難地及び津波避難施設までの避難方法は、原則としてすべて徒歩によるものとする。

ケ 避難路について、市町は幹線避難路をあらかじめ指定しておく。その他の避難路については、自主防災組織が確認しておくものであるが、実際の被災状況によっては、あらかじめ確認しておいた避難路が利用できないことも想定されることから、市町は自主防災組織等に対し、私有地の利用を含む複数の避難路を確認しておくよう日頃から啓発しておく。

コ 避難については、市町等計画策定者のみならず、住民も同一用語を用いることが必要である。このため、市町は従来用いていた用語の一部を整理し、紛らわしい用語、難しい用語をできるだけ避けることとする。

(5) 計画対象区域の設定

計画対象区域は行政区域全域とする。

ア 要避難地区

計画対象区域のうち、地質、地盤、地形、木造家屋密集度、人口密度、危険物の分布などからみて、災害の発生が予想され、かつ、その災害が広範囲にわたり人命に対する危険があり、住民の避難を要する地域を「要避難地区」とする。具体的には、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生が予想される地域が、要避難地区となるが、原則として、これらの地震災害危険予想地域の境界線上（外側）に位置する町丁目・字単位で地区範囲とすることが望ましい。

イ 避難対象地区

要避難地区のうち、警戒宣言が発令された場合に、災害の発生から未然に地域住民の生命の安全確保を図るため、市町長が避難の勧告・指示を行う地域を、警戒宣言時の「避難対象地区」とする。具体的には、津波及び山・がけ崩れの発生が予想される地域が、避難対象地区となる。

ウ その他の区域

計画対象区域のうち、要避難地区（避難対象地区を含む）以外の区域であり、避難の必要性が少ないが、災害危険の状況により避難する可能性がある区域を「その他の区域」とする。

□避難が必要な場面

避難が必要な地区・区域 場面	警戒宣言発令時等		地震発生時・地震発生後		
	東海地震注意情報発表時	警戒宣言発令時	地震発生時(発生直後)	特定の危険の切迫、危険が去るまでの間	余震の危険がある10日間程度
津波に対する要避難地区、避難対象地区	△	○	○	○	○
山・がけ崩れに対する要避難地区、避難対象地区	△	○	○	○	○
延焼火災に対する要避難地区(住家の耐震性有り)			○	○	
延焼火災に対する要避難地区(住家の耐震性無し)		○	○	○	○
その他の区域(住家の耐震性有り)			○	○	
その他の区域(住家の耐震性無し)		○	○	○	○

(注) △印は、(5)イに定める「避難対象地区」のうち、避難地までの距離が遠いなどの理由により、迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ、当該地区の要支援者等に限り、準備行動として必要に応じて避難することが望ましい旨を示す。

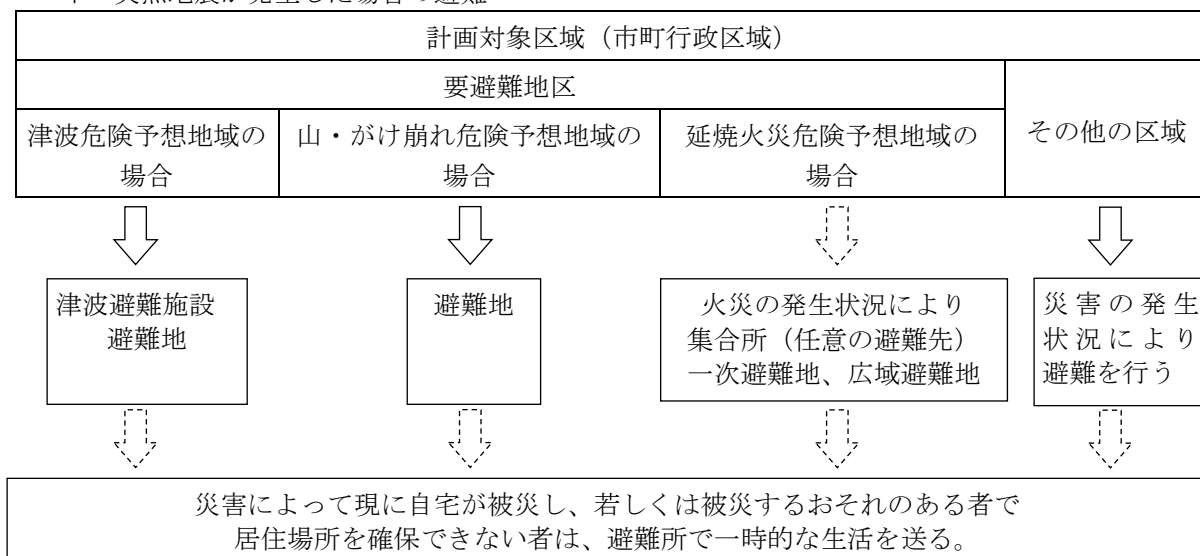
(6) 地域による避難形態

地震発生のパターンは、地震が予知され、警戒宣言が発令された後に地震が発生する場合と、地震が予知されずに突然地震が発生する場合の2つのパターンがある。

ア 警戒宣言発令時の避難(地震発生後の対応は(6)イに準じる)

計画対象区域（市町行政区域）			
要避難地区			その他の区域
避難対象地区		延焼火災危険予想地域の 場合	
津波危険予想地域の 場合	山・がけ崩れ危険予想地域の 場合		
↓	↓	↓	↓
警戒宣言時の避難地へ速やかに避難する		家の内外の安全な場所で地震に備える。	

イ 突然地震が発生した場合の避難



(7) 関係法令・計画等との調整

市町は、計画策定の際には必要に応じて、防災対策に関する各種の法律やそれに基づく計画をはじめ、国や県が策定する計画や特定の民間事業者による計画などとの調整を図ることとする。

ア 津波防災地域づくりに関する法律との調整

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条に規定する「推進計画」の作成、第53条に規定する「津波災害警戒区域」及び第72条に規定する「津波災害特別警戒区域」の指定（県知事指定）、その他同法の規定を運用する際には、当指針に基づく計画と十分調整を図ることとする。

イ 災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法との調整

大規模地震対策特別措置法第26条及び災害対策基本法第63条に基づく「警戒区域」（警戒宣言が発令された場合に、又は災害発生後、退去若しくは立ち入り制限・禁止の措置が取られる区域）を設定し、区域からの退去などを行う場合は、当指針に基づく計画と調整を図ることとする。

ウ 特定の施設管理者が定める計画との調整

一時的な滞在者や通過者、観光客など不特定多数の者の避難（避難誘導の役割分担や範囲、市町長が指定する避難先の利用方法など）について、港湾・漁港や学校、交通機関、大型ショッピングセンター、大規模レジャー施設など、民間を含む特定の施設管理者と連携し、その施設管理者が定める避難誘導計画等と必要な調整を図ることとする。

以上のほか、関連する法令や国・県が定める個別の計画、指針、基準などを参考とする場合は、必要に応じて調整を図ることとする。

（＊「2 津波に対する避難計画」は省略）

3 山・がけ崩れに対する避難計画

(1) 基本的な考え方

大規模な地震が発生すると、山間部や急傾斜地において、山・がけ崩れによる多大な被害が予想される。山間部においては人口もそれ程密ではないため、以下のことを基本とする。

ア 市町は、山・がけ崩れによる危険のない地域に、あらかじめ避難地を確保する。

イ 避難は徒歩を原則とするが、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な場合に限り、市町の責任において、別に定める要領に基づき要避難者が車両を活用して避難の実効性を確保することができることとする。

(2) 山・がけ崩れ危険予想地域及び要避難地区の設定基準

ア 山・がけ崩れ危険予想地域は、以下のいずれかの地区・区域とする。

(ア) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域

(イ) 土砂災害警戒区域のほか、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流及び山腹崩壊危険地区を参考に地区の設定を行う。各斜面、箇所、区域の分布については、「静岡県第4次地震被害想定 山・がけ崩れの危険度ランク（平成25年作成）」、「静岡県防災地図（平成9年作成）」、「土砂災害危険箇所図」などを参考に把握する。

イ 山・がけ崩れに対する要避難地区は、原則として、山・がけ崩れ危険予想地域の境界線上（外側）に位置する町丁目・字単位で地区の範囲とすることが望ましい。

(3) 緊急時の避難地の設定

緊急時の避難地は、山・がけ崩れから要避難者が避難する場所であり、避難者の一時的な滞在に必要な施設及びその規模、構造を有するもので、このための設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

ア 避難地は、山・がけ崩れや、津波等による浸水のおそれのないところとし、また、危険物貯蔵所が近くになく、高圧線が上空を通っていないこと。

イ 要避難者数に見合った有効避難面積を有すること。このとき避難者1人あたりの必要面積は、概ね3㎡とする。

ウ 有効避難面積とは、避難者が一時的に滞在することが可能な面積であり、屋外の場合は敷地の面積、屋内の場合は、市町が認める耐震性を有し、耐火性の高い公共的な建築物内の使用可能面積とする。

したがって、避難地としては、学校のグラウンド、公園、緑地を中心とするものを基本とするが、要配慮者等の保護を行う上でやむを得ない場合には、耐震性を有し、耐火性の高いコミュニティ防災センター等の建築物内のスペースも考えられるので適宜判断する。

なお、建築物内を避難施設として使用する場合には、天井、照明器具やガラスなどの非構造部材及び設備機器等の耐震性及び室内落下物の安全性にも十分配慮する。

(4) 避難路の設定

市町は幹線避難路を指定する。その他の避難路については、自主防災組織等が、避難路に落下又は倒壊するおそれがある物の安全を点検した上であらかじめ確認しておく。夜間停電時の的確な避難誘導を行うため、必要に応じて、市町は自主防災組織等と連携し、自家発電装置や太陽光電池等による誘導表示や誘導灯の整備を図る。

(※「4 延焼火災に対する避難計画」は省略)

5 その他の区域の避難計画

その他の区域における住民の避難については、場面や災害危険の状況、要避難者の属性などによって避難方法が異なるため、市町は以下の点に留意し、臨機応変に対応できるようにする。

避難先については、住民の任意によるもののほか、要避難地区のために市町が指定する避難地等を活用する。ただし、要避難地区のための避難地をその他の区域の避難先と共用する場合は、その避難地の最大利用人数を十分に把握し、避難地として適正に機能できるようにする。

なお、その他の区域で想定される災害危険は次のとおり。

耐震性のない建物の倒壊、ガス漏れ、有毒化学物質の流出、火薬類の爆発、危険動物の脱走 など

(1) 警戒宣言発令時

ア 地震動や地盤の液状化による建物の倒壊が懸念される場合、その居住者は安全な場所に任意で避難する。付近に適当な避難先が確保できない場合は、要避難地区のために市町が指定するいずれかの避難地に避難する。

また、市町はこのことについて、住民に対し日頃から啓発しておく。

イ 建物倒壊以外に予想される災害危険に対する避難を行う要避難者は、要避難地区のために市町が指定するいずれかの避難地、又は安全な場所にある避難先へ避難する。また、市町はこのことについて、特定の災害危険が発生する恐れがある地区の住民に対し日頃から啓発しておくとともに、警戒宣言発令時には的確な避難誘導を図る。

(2) 地震発生後

自宅や周辺の災害危険の状況から判断し、避難が必要となった要避難者は、要避難地区のために市町が指定するいずれかの避難地、又は安全な場所にある避難先へ避難する。市町は特定の災害危険が発生した場合、若しくは発生する可能性が認められた場合は、その地区の要避難者に対する的確な避難誘導を図る。

(※ 「6 災害危険終息後の避難所設定計画」は省略)

地資 2-2-3 避難生活計画書作成要領（抜粋）

目的

この要領は、各自主防災組織が自分達の避難生活計画書を作成するために必要な項目、記入方法を示したものです。

警戒宣言が発令されてから大規模地震が発生するまでの期間の計画

1 自主防災組織が作成する「避難生活計画書」において、上記期間の計画として記入すべき項目及び作成上の留意事項について

(1) 計画を策定する自主防災組織の概要

警戒宣言が発令された場合、避難を必要とする自主防災組織の構成人数及び避難生活の方法等の概要を記入して下さい。

- ① 構成人数・・・・・・警戒宣言発令時に避難を要する自主防災組織の構成人数
- ② 要配慮者数・・・・寝たきり老人等避難生活が困難な者の人数を、プライバシーに触れない程度で自主防災組織で把握する。
- ③ 屋外避難生活者数・・・・構成員の内、屋外で避難生活を予定している人数
- ④ 縁故　　〃　　・・・・構成員の内、津波、山・崖崩れの危険のない知人宅または縁故者宅で避難生活を予定している者の人数
- ⑤ 屋内　　〃　　・・・・構成員の内、学校等の建物内で避難生活を予定している者の人数

上記③～⑤については、自主防災組織は市町村と協議し、市町村、自主防災組織が保有している資機材、建物の耐震対策の実施状況及び地域の特性を考慮し、併用を含め（一般住民は屋外、一部住民は屋内等）構成員と十分話し合って作成してください。

(2) 避難生活施設等の概要

- ① 自主防災組織は警戒宣言発令時において使用する屋外・屋内避難地等の名称、使用可能面積及び避難生活可能人数を市町村と協議して記入して下さい。
- ② 自主防災組織は避難する場所が市町村計画でヘリポートとなっている場合は、ヘリポートとして使用の可否及びヘリコプターの使用可能機種を市町村と再検討し記入して下さい。
- ③ 公共建物標示番号の記入
自主防災組織は避難地の公共建物に標示番号が付されている場合は、番号を記入してください。なお、ヘリコプター等による緊急輸送等はこの標示番号をもとに行う計画になっています。

2 避難生活の方法

警戒宣言発令時における避難生活の方法は、あくまでも原則として屋外避難生活ですが、自主防災組織が現在準備してある屋外避難生活用資機材及び地域の状況を踏まえて、(1)(2)(3)の順で自主防災組織の構成員で充分話し合い、市町村と協議し決めてください。

(1) 屋外避難生活

避難地の平面図に自分達の使用する区域を下図を参考に図示してください。

なお、生活方法をテント、シュラフ等で行う場合は、雨天等を考慮し、溝堀り等必要な措置を講ずる必要があります。

市町村によっては、一定の耐震性を有する建物で、市町村長が認めた場合は要配慮者を中心に屋内避難生活を計画しています。しかし、建物の耐震性は現在考えられる最高水準で判断していますが、絶対的なものではありません。充分、市町村及び自主防災組織の構成員と協議し計画する必要があります。なお、一部の建物を使用し、一部を使用しない場合は、使用する建物と使用禁止建物を明確に区分するロープ等の資機材を用意するとともに、市町村配備職員と自主防災組織は協同し万全の対策を行う必要があります。部屋割り等は下図を参考に市町村、施設管理者及び自主防災組織が協議して決めてください。また、市町村医療救護計画で定めている救護所、仮設救護病院、仮設救護病棟を併設する施設にあっては、市町村と協議し、必ずその設置場所を表示してください。



(4) 自主防災組織避難者台帳の作成

自主防災組織ごとに、屋外、縁故、屋内の避難生活方法別に整理しておく必要があります。

3 避難生活の組織及び運営

屋外避難生活、屋内避難生活の運営は自主防災組織が主体となって運営可能な組織とし、以下の状況を想定し市町村と協議して組織運営を検討してください。

(1) 避難者台帳の整備

同一避難地及び避難施設において複数の自主防災組織が避難生活をする避難地等にあつては、全体的な運営が可能な組織及び資機材を用意する。また、自主防災組織ごとに避難者台帳を整備し、避難者の把握をする必要があります。

(2) 情報対策

各避難地などにおいては、それぞれの地域担当市町村職員が防災行政無線等を持ってそれぞれの避難地等に配備される計画となっています。しかし、市町村からの情報を自主防災組織の構成員に伝達したり、市町村本部に市町村職員を介して要請するなど、自主防災組織として必要な情報の周知徹底のために、組織及び資機材を用意する必要があります。

(3) 救護対策

避難地等において初期的治療及び介護が可能となるよう、人材台帳（自主防災組織台帳）により看護師経験者などを重点的に配置するとともに、必要な医療救護資材を用意する必要があります。また、救護所、仮設救護病院及び仮設救護病棟が設置される施設にあつては、市町村医師会等に協力し開設準備を進める必要があります。

(4) 要配慮者対策

原則として家族が介護を行うこととなりますが、一人暮らしの要配慮者等に対して対応可能な組織を作っておく必要があります。また、可能な限り必要な資機材を用意する必要があります。

(5) 給食対策

原則として各家庭の非常持出しによるが、不足する場合は屋外による共同炊出しにより対応可能な組織及び資機材を用意する必要があります。

(6) 輸送対策

避難者の中から急病人等が出て輸送が必要な場合を想定し、組織、車両等を検討しておく必要があります。

(7) その他（寝具等）

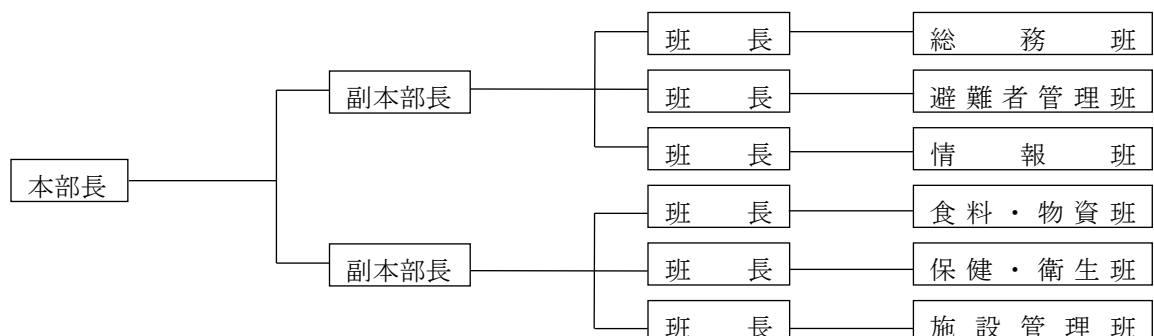
原則として各家庭が用意する必要があります。

以上が警戒宣言発令時における避難生活において予想される主な対応です。各自主防災組織の状況に応じ、運営組織図（下図は一例）を作成してください。

【運営組織】

△△△避難所運営組織

市町村配備職員名（ ）（ ）（ ）



4 資機材等の状況

警戒宣言発令時における避難生活に必要な資機材の現況を把握し、記入してください。

5 避難生活上必要な対策

市町村及び他の自主防災組織と協議しながら計画を記入してください。

(1) 避難施設等の管理に関し、主要な具体的対策は次のものが必要となると思われます。

- ① 屋外避難生活に必要な具体的対策
- ② 屋内避難生活に必要な具体的対策
- ③ 使用禁止建物への立ち入り禁止の具体的対策
- ④ 縁故避難生活に必要な具体的対策

(2) 要配慮者に必要な具体的対策

- ① 介護方針等の具体的対策

(3) 緊急輸送に必要な具体的対策

- ① 輸送対策の具体的対策

地震発生後、概ね1ヶ月間の計画

1 突発地震発生時（地震発生時）避難生活計画書

この計画は自主防災組織の構成員で、居住する家屋が半壊以上の被害を被った者（罹災者）が、地震発生後避難生活を予定する避難所ごとに市町村と協議しながら作成して下さい。

(1) 計画を策定する自主防災組織の概要

各自主防災組織は地震発生後避難生活を予定する人数を記入して下さい。（なお、今の段階では自主防災組織構成員の内、何人が避難生活を行うかは不確定であるので、現在の構成人数を記入して下さい。）

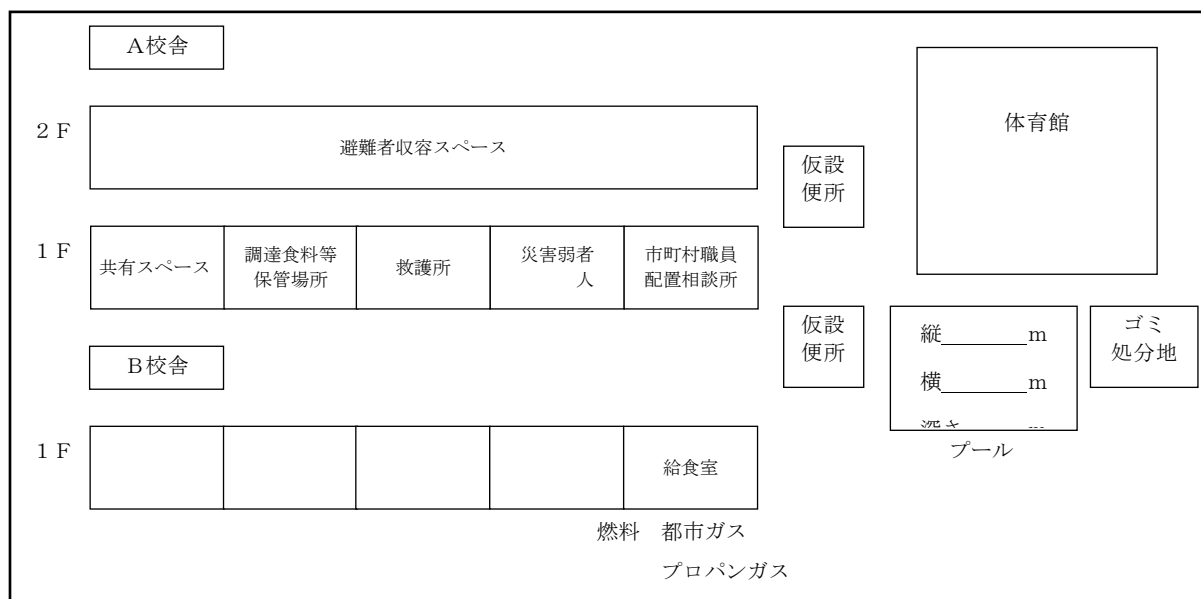
(2) 避難所の概要

- ① 自主防災組織は地震発生後、使用を予定する避難所の使用可能面積及び収容可能人数を市町村と協議し記入して下さい。
- ② 自主防災組織は避難所が市町村計画でヘリポートになっている場合は、ヘリポートとして使用可否及びヘリコプターの使用可能機種を市町村と再検討し記入して下さい。
- ③ 自主防災組織は避難地に公共建物番号標示がされている建物についてはその標示番号を記入して下さい。

2 避難生活の方法

(1) 屋内避難生活

避難生活は公共建物、自宅の敷地、近所の空地及び縁故避難先が予想されますが、この計画では(2)①の避難所を使用する場合の使用スペース等を下記を参考に作成して下さい。なお、市町村医療救護計画で定めてある救護所、仮設救護病院等を併設する施設にあっては市町村と協議して必ずその場所を表示して下さい。



(2) 縁故等避難生活

自主防災組織が中心になって縁故先、自宅の敷地内等で避難生活を送る自主防災組織の罹災者についても把握する必要があります。

以上の避難者の状況を把握するため、各防災組織ごとに避難者台帳を整備しておいてください。(様式等は市町村と協議して作成しておく必要があります。)

3 避難生活の組織及び運営

自主防災組織が自ら主体となって運営可能な組織となるよう、以下の状況を想定し、対応が可能な組織及び運営を検討してください。また、避難生活に不可欠なライフラインの障害期間は、地域により異なることが予想されますが、最悪の事態を予想して概ね次の期間を想定して、組織及び運営を検討してください。

(ライフライン機能障害期間)

種 類	障害期間
電 気	概ね 1 週間
水 道	概ね 2 週間
電 話	概ね 1 週間

(1) 自主防災組織における罹災者は、公共施設、自宅の敷地、近所の空地における避難生活及び縁故避難生活になることを想定して下さい。

(2) 情報・広報対策

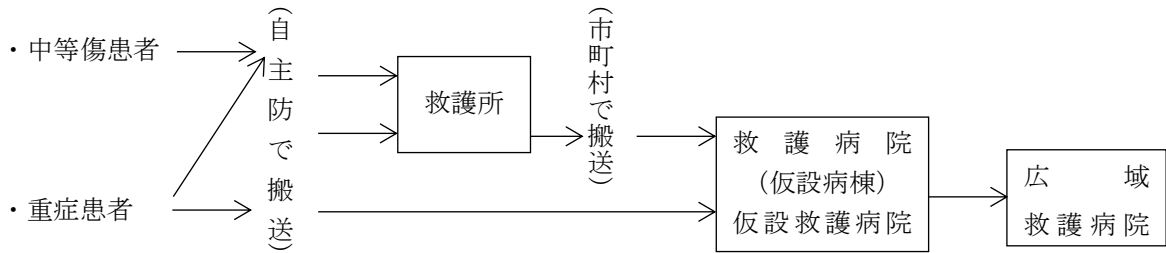
同時通報用無線は長期停電の状況においては使用不可能になることが予想されますので、代替手段を含む自主防災組織構成員に対する情報伝達が可能な対応を検討してください。

(3) 医療救護対策

原則として、県及び市町村の医療救護計画に基づく対応が可能な組織とする必要があります。なお、県の医療救護計画の概念図は下図のとおりです。各市町村がどこに救護所等の医療救護施設を開設するのか、予め調べておく必要があります。

＜救護施設と患者の流れ＞

- ・軽症者→家庭や自主防で分担



（注）

- ・軽傷者：家庭救護で対応できる程度の者
- ・中等傷患者：入院は必要としないが、医師の治療を必要とする者
- ・重症患者：手術等入院治療を必要とする者

（4）要配慮者対策

原則として家族が介護することとなりますが、自主防災組織は家族による介護が不可能な要配慮者について、市町村と協議して対応が可能な組織を検討しておく必要があります。

また、近隣の社会福祉施設に収容する計画も併せて、市町村及び施設と協議しておく必要があります。

（5）給水対策

3日程度は各家庭の備蓄水（1人1日3リットル）で対応することが原則です。

4～7日までは、ろ水機を主体とした自主防災組織による給水で対応する必要があります。

8日以降は、市町村給水計画による仮設共用栓を主とする1人20リットルの給水計画に対処できる組織が必要です。特に、地震発生後1週間は、ろ水機による給水を想定した組織、使用水源、ろ水能力等を十分検討しておく必要があります。

給水対策は地震発生後、最も重要な対策ですので、市町村と十分協議しておく必要があります。

（6）給食対策

当面は（4日間程度）各家庭の備蓄食料で対応することとなりますが、不足する場合、市町村調達によることも市町村と協議し検討しておく必要があります。

また、炊出し用資機材を使用することと合わせて、避難所に給食施設が併設されている場合、その給食施設の使用を市町村及び施設管理者と協議し、必要な燃料の手当て、及び組織を検討しておく必要があります。

（7）輸送対策

医療救護、食料等の調達等に伴う輸送は市町村が主体となりますが、自主防災組織においても対応可能な組織を検討する必要があります。

（8）し尿対策

仮設便所は相当数不足と思われるので、素堀りによる方法及び薬剤等も併せて市町村及び施設管理者と協議しておく必要があります。

（9）その他（寝具等）

原則として、各罹災者がそれぞれ寝具を用意する必要があります。

4 資機材等の状況

避難所に既に配備されている資機材、市町村が地震発生後、新たに配備する資機材及び避難生活を予定する自主防災組織が準備できる資機材について把握し記入してください。

また、各自主防災組織ごとに避難所収容者の台帳を整備しておく必要があります。

5 避難所における生活上必要な対策

(1) 医療救護

使用する避難所に救護所が併設される施設については、派遣医師等を市町村と協議し記入しておいてください。

また、医療救護対策 3 (3) の医療救護計画が基本となりますが、合わせて最寄の医療機関を調べ避難生活計画書に記入してください。

医療救護は医療機関の被災、ライフライン機能障害（水、電気等のストップ等）により、医療活動は相当支障が生ずることが予想されるため、充分市町村と協議しておく必要があります。

(2) 要配慮者対策

避難所における要配慮者対策の基本的方法を市町村と協議して記入してください。

また、状況によっては社会福祉施設に収容せざるを得ないことを予想して、社会福祉施設の名称等を整理し避難生活計画書に記入してください。

(3) 食料等の調達対策

食料等の調達先等について市町村と協議し決めておく必要があります。

また、その基本的方針及び調達予定先等を市町村と協議し記入してください。

(4) 輸送対策

救護病院等の医療機関への輸送、食料調達等に伴う輸送の基本的方針を市町村と協議して決めて避難生活計画書に記入してください。

警戒宣言時の屋内避難施設管理規程

施設名 管理者

所在地 電 話

(趣旨)

第1条 この規程は「東海地震の地震防災対策強化地域に係わる屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針」に基づき、市町村長が屋内避難を実施するために使用する施設（以下「屋内避難施設」という。）の安全確保に必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 屋内避難施設を利用することのできる対象者は、避難対象地区内の住民のうち、原則として要配慮者及びこれらの者の介護のために必要な付添者等とする。

(屋内避難施設)

第3条 屋内避難施設は、東海地震が発生した場合に想定されている地震動に対して、現在の工学的知見に基づく耐震診断などの適正な技術判断により、一定の安全性が確保されることを基本とする。具体的に、施設の構造体が倒壊又は崩壊することがなく、且つ、非構造部材及び設備機器等の損壊、移動、転倒又は落下等により人命の安全を損なうことがない水準とする。

なお、市町村長、施設管理者及び施設を使用する自主防災組織は、屋内避難を実施する際、別表により施設の構造強度等について安全性の水準を確保する。

(屋内避難生活)

第4条 屋内避難生活は、自主防災組織が作成した「避難生活計画書」に基づき実施するとともに、施設の使用にあたっては、利用禁止区域や器物の取り扱いについて、市町村長及び施設管理者の指示を遵守する。

また、市町村長、施設管理者及び自主防災組織は、年に1回「避難生活計画書」の内容について確認する。

(地震後の対応)

第5条 市町村長は、地震直後に屋内避難施設及び周辺地域の安全を確認した上で、避難所として利用する。

(疑義の解決)

第6条 この規程に定めのない事項及びこの規程に関して疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。

市町村長

施設管理者

(別表)
施設名

建物の名称

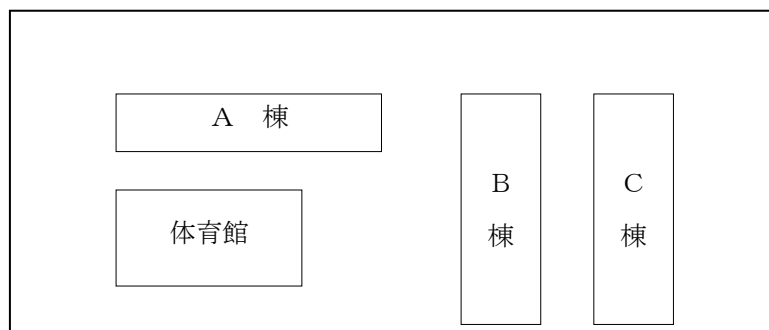
○構造強度

構造・規模	造 階 延べ面積 m ²
建築年	昭和・平成 年
建築確認番号・年月日	第 号 昭和・平成 年 月 日
検査済証番号・年月日	第 号 昭和・平成 年 月 日
耐震強度工事後の施設の概要	昭和・平成 年 月 日 耐震補強工事後の構造耐震指標 $I_s =$ 又は保有水平耐力に係る指標 $q =$ (耐震判定指標値 $E_t = I_s、q \geq E_t$ が必要)
備考	設計に使用した地域係数 $Z_s =$ 設計に使用した用途係数 $I =$

○非構造部材と設備機器の落下、転倒対策

部材等の種類	対策方法	実施年度	備考
(例) ガラス	飛散防止フィルムを施工	平成 5 年度	
(例) 天井材 (木毛板)	天井にネットを施工	平成 5 年度	

(配置図)



地資 2 - 4 - 1 避難対象地区、警戒宣言発令時避難地

避難対象地区名	避難対象地区 所在地	警戒宣言発令時避難地	
		名称	有効面積 (ha)
古奈・湯谷	古奈・湯谷	長岡総合会館 (アクシスカつらぎ)	0.6
長岡・万法院	長岡・万法院	長岡南小学校	0.7
長岡・大岩	長岡・大岩	伊豆の国パノラマパーク駐車場	0.1
土手和田 和田島	土手和田	菰山中学校	1.6
土手和田	土手和田	菰山中学校	1.6
多田	多田	多田公園	0.8
南條真如	南條	南條公園	0.5
守木山根	守木山根	大仁北小学校	0.4
狭間	田京狭間	広瀬公園	1.0
三福鍋沢	三福鍋沢	ひまわり保育園	0.1
吉田鍋沢	吉田鍋沢	ひまわり保育園	0.1
白坂	大仁白坂	大仁淵端公園	0.2

地資 4－1－1 伊豆の国市地震災害警戒本部条例

伊豆の国市地震災害警戒本部条例

平成17年 4 月 1 日

条例第120号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき伊豆の国市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 警戒本部に地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置く。

2 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

3 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 静岡県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (2) 駿東伊豆消防本部の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 市長が市の職員のうちから任命する者
- (4) 教育長
- (5) 消防団長

(6) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

4 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから市長が任命する。

(職務)

第3条 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、本部員及び本部職員を指揮監督する。

2 副本部長は、副本部長を補佐し、副本部長に事故があるとき、又は副本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員は、副本部長の命を受け警戒本部の事務に従事する。

4 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(班)

第4条 副本部長は、必要があると認めるときは、警戒本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき本部員及び本部職員は、副本部長が指名する。

3 班に班長を置き、副本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 班長に事故があるとき、又は班長が欠けたときは、当該班に属する本部員又は本部職員のうちから班長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

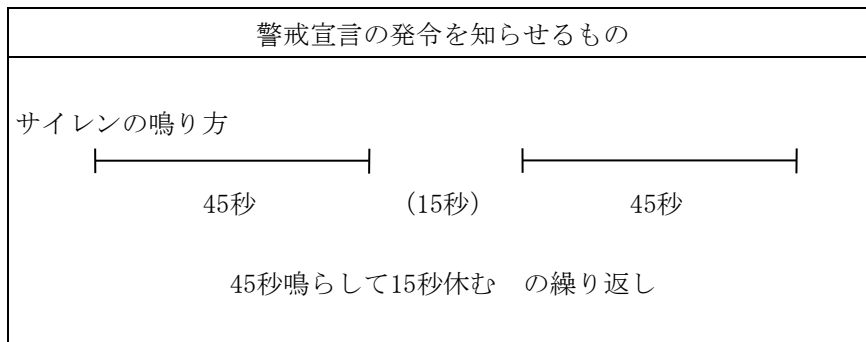
(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、副本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

地資４－２－１ 警戒宣言発令時のサイレン



地資５－１－１ 避難地用特設公衆電話設置場所一覧表

	番号	施設名	所在地	台数	ジャック接続場所	電話機保管場所
長岡地区	1	長岡中学校	長岡1407-5	1	事務室右側角	事務室左角棚の上
	2	長岡中学校	長岡1407-5	1	保健室突き当り机の下	事務室左角棚の上
	3	狩野川リバーサイドパーク	天野444-1	1	会議室奥下	事務室ロッカーの中
韮山地区	4	韮山体育館	韮山韮山392-1	1	事務所カウンター上右側	事務所突き当り右側机の中
	5	韮山小学校	四日町350-1	1	事務所カウンター右上	事務所突き当り右側
	6	韮山南小学校	中817-1	1	事務所南側壁面	事務所書架上
大仁地区	7	大仁中学校	三福1276-3	1	体育館西側壁面	事務倉庫北側棚
	8	大仁小学校	三福325-1	2	職員室入口カウンター上	職員室西側書架上
	9	大仁北小学校	守木312-1	1	体育館東側壁面	事務室左棚の上
	10	ひまわり保育園	三福934-1	1	室外保安器函内	職員室机引き出しの中
	11	大仁体育館	三福314	1	体育館左公衆電話機の下	事務所右奥棚の上
	12	老人憩の家水晶苑	大仁74-8	1	玄関公衆電話機の横	玄関公衆電話機の下
	13	狩野川堤防横青木公園	大仁字水門戸	1	青木公園内ポール保管函	青木公園内ポール保管函

地資 5－4－1 緊急物資集積場所及び配分計画

集積場所の名称	所在地	面積(㎡)	現況等	電話
韮山文化センター(韮山時代劇場)	四日町772	2,250	ホール等	055-949-8600
長岡体育館	南江間2125-1	1,701	アリーナ	055-948-1123
中央図書館	田京167-7	1,400	駐車場	0558-76-5566
のぞみ幼稚園	吉田416-1	1,092	駐車場 園庭	0558-76-0438

(配分計画フローチャート)

